

# 給水装置工事に係る取扱要綱

平成 18 年 3 月 1 日発行

## 加除（さしかえ）表

追録第 6 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
白表紙		1		1	
総目次	目 1 から目 4 まで	2	目 1 から目 4 まで	2	第 1 部表紙の次へ
第 1 部	1 から 4 まで	2	1 から 4 まで	2	第 1 部目 4 の次へ
	11 から 22-1 まで	7	11 から 22-1 まで	7	10 の次へ
	25 から 26 まで	1	25 から 26 まで	1	24 の次へ
	29 から 32 まで	2	29 から 32 まで	2	28 の次へ
	37 から 42 まで	3	37 から 42 まで	3	36 の次へ
	47 から 50 まで	2	47 から 50 まで	2	46 の次へ
	53 から 67 まで	8	53 から 67 まで	8	52 の次へ
第 2 部	目 1 から 12 まで	7	目 1 から 12 まで	7	第 2 部表紙の次へ
	15 から 18 まで	2	15 から 18 まで	2	14 の次へ
	21 から 34 まで	8	21 から 34 まで	8	4. 扉表紙の次へ
	37 から 38 まで	1	37 から 38 まで	1	36 の次へ
	41 から 52 まで	6	41 から 52 まで	6	40 の次へ
	55 から 56 まで	1	55 から 56 まで	1	54 の次へ
	61 から 62 まで	1	61 から 62 まで	1	60 の次へ
第 3 部	目 1 から 10 まで	6	目 1 から 10 まで	6	第 3 部表紙次へ
第 4 部	1 から 6 まで	3	1 から 6 まで	3	目 1 のつぎへ
第 5 部	目 1 から目 2 まで	1	目 1 から目 2 まで	1	第 5 部表紙の次へ
	7 から 8 まで	1	7 から 8 まで	1	(2) 扉表紙の次へ
	11 から 14 まで	2	11 から 14 まで	2	10 の次へ
	17 から 18 まで	1	17 から 18 まで	1	16 の次へ
	(4) 扉表紙	1	(4) 扉表紙	1	20 の次へ

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。



# 給水装置工事に係る取扱要綱

監修 函館市水道局事業部



# 総目次

## 第1部 給水装置工事に係る基本事項

1. 目的	1
2. 給水装置の概要	1
3. 給水方式	3
4. 計画使用水量	4
5. 給水装置工事の施工	2 3
6. 製図	5 5
7. 給水装置工事設計審査	6 0
8. 給水装置工事検査	6 0

## 第2部 給水装置工事手続等の取扱

1. 手続等業務のフロー	1
2. 申請の手続	3
3. 手数料の取扱	1 3
4. 給水装置工事竣工図書等の閲覧の取扱	2 1
5. 開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事の取扱	2 3
6. 中層建築物直結給水の取扱	3 1
7. 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱	4 3
8. 私設消火栓等の取扱	5 7
9. 貯水槽水道の取扱	6 1

## 第3部 給水装置工事材料の取扱

1. 給水装置の構造および材質	1
2. 給水装置工事材料の性能基準の区分	2
3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法	3
4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法	3
5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示	5
6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）	9

## 第4部 函館市水道局指定給水装置工事事業者に関する事務取扱

1. 総則	1
2. 指定給水装置工事事業者の指定等	1
3. 給水装置工事主任技術者	4
4. 指定給水装置工事事業者の義務	4
5. 経過措置	5

## 第5部 申請書等の様式

申請書等の様式

⑦ その他の器具等 .....	2 2-2
5. 給水装置工事の施工 .....	2 3
(1) 土木工事 .....	2 3
① 現場管理 .....	2 3
② 道路掘削工事の施工 .....	2 4
③ 道路復旧工事の施工 .....	2 5
④ 標準復旧断面図 .....	2 6
(2) 管工事 .....	3 7
① 鋳鉄管施工基準 .....	3 7
② ポリエチレン管施工基準 .....	4 2
③ 分岐工事 .....	4 6
④ 計画断水作業 .....	4 7
⑤ 凍結防止方法 .....	4 8
⑥ 修繕工事 .....	5 3
6. 製図 .....	5 5
(1) 作図方法および様式 .....	5 5
① 方法 .....	5 5
② 位置図 .....	5 5
③ 平面図 .....	5 5
④ 立体図 .....	5 6
⑤ 様式 .....	5 6
⑥ その他 .....	5 6
(2) 表示記号 .....	5 7
① 給水管および給水用具類 .....	5 7
② 管種 .....	5 8
③ 口径 .....	5 8
④ 弁類 .....	5 8
⑤ 異形管類 (K形の場合) .....	5 9

7. 給水装置工事設計審査 .....	6 0
(1) 設計審査申請図書 .....	6 0
(2) 設計審査申請の承認通知 .....	6 0
8. 給水装置工事検査 .....	6 0
(1) 工事検査申請図書 .....	6 0
(2) 分岐工事等の立会検査 .....	6 1
① 分岐工事および分岐止工事の立会検査区分 .....	6 1
② 分岐工事の時期 .....	6 1
(3) 通水作業の立会検査 .....	6 2
① 通水作業の立会検査区分 .....	6 2
② 通水方法 .....	6 2
③ その他 .....	6 3
(4) 水圧試験 .....	6 4
① 試験要領 .....	6 4
② 試験方法 .....	6 4
(5) 管理者が行う完成検査 .....	6 6
① 完成立会検査 .....	6 6
② メーター以下の給水装置の検査項目 .....	6 6
③ 水質検査 .....	6 6
④ 路面復旧の確認 .....	6 6
⑤ 立会を必要としない検査 .....	6 6
⑥ 現場検査の省略 .....	6 7
(6) 指定事業者が行う完成検査 .....	6 7
(7) 水質試験 .....	6 7
① 基本事項 .....	6 7
② 新設铸铁管布設工事の水質試験 .....	6 7



# 第 1 部

## 1. 目的

この取扱は、函館市における給水装置工事の適正を図るため、地域の特性を勘案し、工事に必要な事項を定める。

1. 給水装置工事は、水道法、函館市水道事業給水条例および同施行規程ならびに関係法令に基づき計画、設計、施工するものとする。
2. 給水装置の構造および材質は、寒冷地の給水装置として、適正な能力と機能を有するものとする。
3. この取扱に特に記載していない給水装置の設計施工技術に関する資料は、財団法人給水工事技術振興財団発行、厚生省監修の「給水装置工事の手引き」など給水装置工事関係文献によるものとする。
4. その他、この取扱に記載されていない事項については、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の定めるところによる。

## 2. 給水装置の概要

### (1) 用語の定義

#### ① 給水装置

給水装置とは、需要者に水を供給するために管理者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。

#### ② 給水装置工事

ア 給水装置工事とは、給水装置の設置または変更の工事をいう。

イ 給水装置の設置とは、新設工事をいう。変更とは、改造、撤去および修繕工事をいう。

ウ 工事とは、あらかじめ行う調査から、計画の立案、工事の施工、竣工検査までの一連の過程の一部または全部をいう。

#### ③ 給水装置の種類

ア 専用給水装置 一世帯、一事業所または一箇所で使用するもの。

イ 私設消火栓 消防用に使用するもの。

#### ④ 配水管

ア 配水管とは、管理者が布設し管理する水道施設をいう。

(ア) 配水本管 口径300mm～800mm（布設箇所：公道）

(イ) 配水管 口径250mm～75mm（布設箇所：公道および私道）

(ウ) 配水支管 口径50mm（布設箇所：公道および私道）

(エ) 配水小管 口径40mm～100mm（布設箇所：私道および私有地）

イ 給水装置を設置するために分岐できる配水管の口径は、250mm以下とする。ただし、都市計画法に基づく開発行為等に係る給水管の分岐口径によっては、口径300、350mmの配水管からの分岐を認めることがある。

⑤ 閉栓

閉栓とは、保護ボックス等のボックス類が設置されている状態で、水道メーター（以下「メーター」という。）を取り外し、プラグ止めすることをいう。ただし、営業所管内においては、ボックス設置が終了するまでの当分の間、掘削してメーターを取り外すことができる。

⑥ 開栓

開栓とは、閉栓されて使用中止の状態ボックス類があり、かつ、メーター以降が使用可能な既設給水装置に、メーターを取り付けることをいう。ただし、営業所管内においては、ボックス設置が終了するまでの当分の間、掘削してメーターを取り付けることができる。

(2) 給水装置工事の種類

① 新設工事

ア メーター設置の有無に係わらず、新たに給水装置を設置する工事。  
イ 既設の給水装置を撤去し、分岐から全て新たに給水装置を設置する工事。

② 改造工事

ア 既設給水装置の管種変更、増設等により原形を変更する工事。  
イ メーター等の位置を変更する工事。  
ウ メーターおよび保護ボックス等のボックス類が設置されていない給水装置に、メーターを設置する工事。  
エ 受水槽式給水の建築物で、既に特例検針を行っている共同住宅等を直結式給水に変更する工事。

③ 撤去工事

給水装置を配水管または他の給水装置の分岐部から取り外す工事。

④ 修繕工事

ア 給水管、給水用具等の破損箇所を修理するもので、厚生労働省令で定める軽微な変更を除く工事。  
イ 厚生労働省令で定める軽微な変更とは、  
(ア) 単独給水栓の取替および補修ならびにこまおよびパッキン等の末端に設置される給水用具の部品の取替とし、配管を伴わないもの。  
(イ) 単独給水栓とは、湯水を混合して吐水する機能を有しない手動により作動する給水栓とする。電気等で作動する自動水栓は含まない。  
(ウ) 単独給水栓の取替とは、単独水栓から単独水栓への取替とするが、同型には限定しない。

### 3. 給水方式

#### (1) 直結式給水

##### ① 3階建てまでの直結給水

直結給水は、3階までとする。ただし、給水管の末端等から分岐して給水する3階建築物については、事前に管理者との協議を必要とする。

##### ② 4から5階建てまでの直結給水

配水管最小動水圧が0.3MPa(3.0kgf/cm<sup>2</sup>)以上確保可能区域にある4から5階建てまでの建築物については、事前協議を行い管理者が別に定める「中層建築物直結給水取扱要綱」の基準に適合しているものに限り、直結給水を認めるものとする。

#### (2) 受水槽式給水

##### ① 受水槽式給水としなければならない場合

ア 地上4階以上の建造物に給水しようとする場合。ただし、管理者が特に認める場合を除く。

イ 病院などで災害時、事故等による水道の断水時にも、給水の確保が必要な場合。

ウ 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。

エ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。

オ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合。

カ その他管理者が必要と認める場合。

##### ② 共同住宅等の受水槽式給水の取扱

建築物の用途が住居である共同住宅等の場合、受水槽以下の給水設備が、管理者が別に定める「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱」等の基準に適合している場合は、管理者がメーターを貸与し各戸検針を行うことがある。

#### (3) 直受併用式給水

3階までは直結、4階以上は受水槽式として併用の給水方式とすることができる。ただし、管理者が別に定める「中層建築物直結給水取扱要綱」「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱」の基準に適合している場合は、この取扱によるいずれかの給水方式を選択することができる。

## 4. 計画使用水量

### (1) 計画給水量の算定

#### ① 基本事項

ア 給水栓その他の用具の用途別使用水量とその同時使用率を考慮した水量または業態別使用水量等から、いずれかの適当な方法で求めるものとする。

イ 給水栓の標準使用水量

(ア) 口径13mm給水栓 12ℓ/分/栓

(イ) 1戸あたり 18ℓ/分/戸 (アパート, 団地等給水管等)

(ウ) 口径25mm以上給水栓 用途別使用水量とする。

ウ 計画給水量の算定に際し、当該取扱に記載のないものは、財団法人給水工事技術振興財団発行の手引きまたは空気調和衛生工学便覧等による。

#### ② 直結式給水量

ア 給水栓数が31個以上または使用水量が家庭用と比較にならない営業用(一般用)等の同時使用率は、使用実態に合わせた明確な根拠で求めるものとする。

イ 1棟で玄関が共用の2世帯住宅建物で、各階に風呂を含めた1世帯の設備がある直結給水の場合は、各階ごとにメーターを設置することを原則として水量計算をする。

事情があつて同一世帯とする場合は、各階ごとに同時使用給水栓数を求めた上、合計した給水栓数で使用水量を求める。

ウ 1階が店舗で2階に同一使用者の住居がある、店舗等併用住宅の直結給水の場合は、全給水栓数をもとに同時使用給水栓数を求めることを原則とするが使用時間の実態が明らかに区分されるときは、住居部分と店舗等部分のいずれか使用水量の多い方を、全体の使用水量とする。

(ア) 主として一般家庭の直結給水の場合

用途別使用水量×同時使用率栓数

(イ) 一般住宅の給水本管(共同管)の場合

1戸当り平均使用水量×戸数×同時使用戸数率

#### ③ 受水槽式給水量

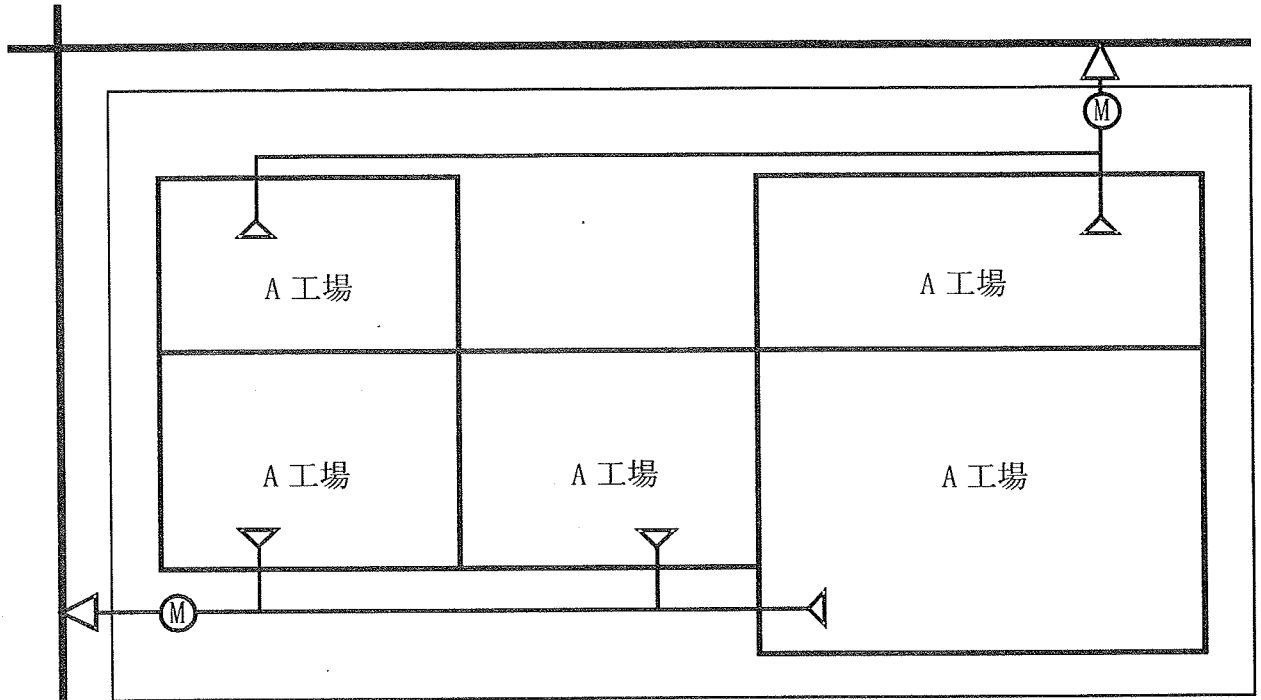
ア 受水槽への給水量は、直結式と異なり、使用時間、使用水量および受水槽容量を配慮したものでなければならない。

イ 受水槽への給水は、付近配水管に水圧変動、水衝作用等の影響を及ぼさないよう、給水管の口径、流入時間を十分考慮しなければならない。

ウ 受水槽への給水の用具は、ボールタップ、定水位弁などであるが、水衝作用を起こさないものを選定する。

エ 受水槽への給水量調節は、定流量弁、流入調整弁等を設置するものとする。

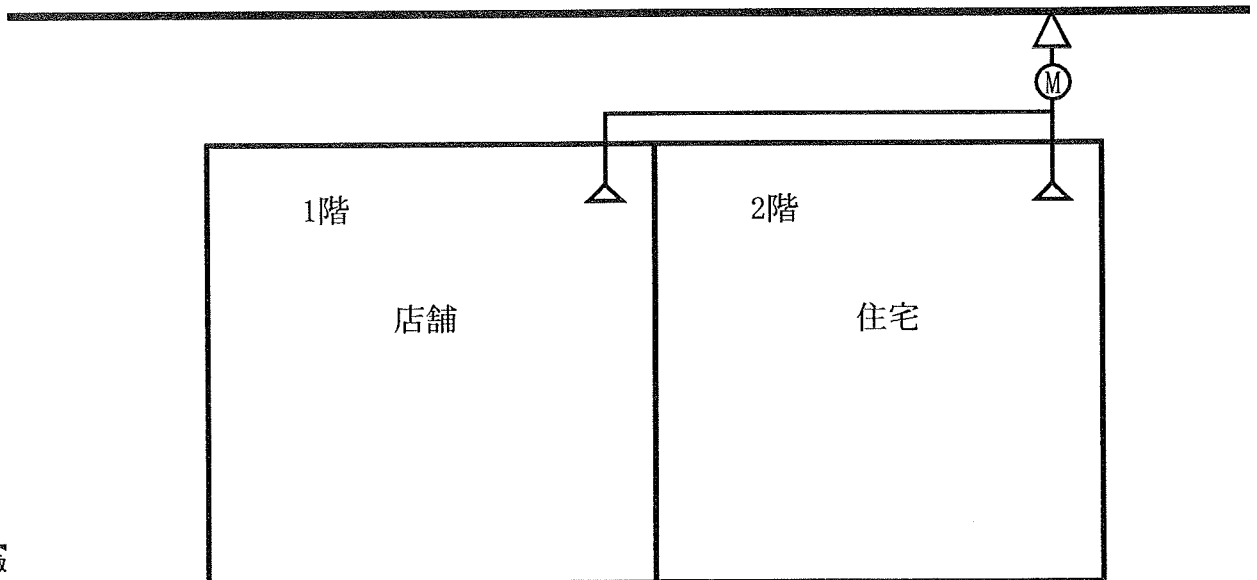
(ア) 広範囲な敷地を有する事業所で、既存給水装置の容量に限界があり、かつ敷地等の構造上技術的に1つの給水装置とできないとき。



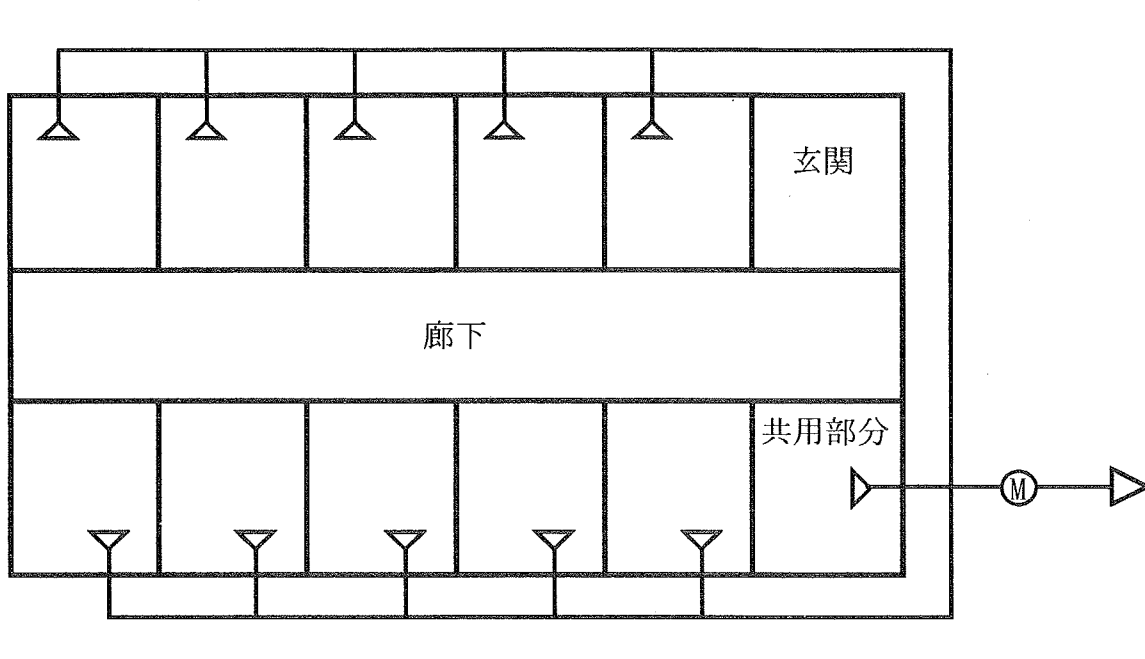
(イ) 受水槽式の建物で、散水栓用などのため直結給水の装置を設置するとき。

ウ 次のような場合は、給水装置の内容により、複数世帯、複数事業所または複数箇所の、それぞれ別の給水装置をまとめて1つのメーターとすることができる。

(ア) 同一水道使用者等が一建物内を住宅と店舗等に区切り、それぞれ別な用途で使用するとき。



(イ) 下宿屋、寮等のような共同住宅で、玄関、食堂等共用部分があるとき。



(ウ) 既存の建物等で、構造上技術的に別個の給水装置とすることができないとき。

エ 私設消火栓専用の給水装置には、メーターを設置する。

オ 別個のメーターで設置されている給水装置は、メーター以下で相互に連絡してはならない。

#### ④ メーターおよびメーターボックスの設置位置

ア メーターの設置は、道路との境界に近接した屋外宅地で点検しやすく、乾燥し、かつ、損傷または汚水侵入のおそれのない場所とする。

イ 屋外に適切な場所がないときは、屋内とすることができる。ただし、検針およびメーターの取替が容易にできる場所を選定し、設置すること。

ウ メーターは、給水栓より低い位置に、かつ、水平に設置する。

エ メーターを地中に設置する場合は、管理者が指定しているメーターボックスの中に入れ外傷から防護し、その位置を明らかにする。

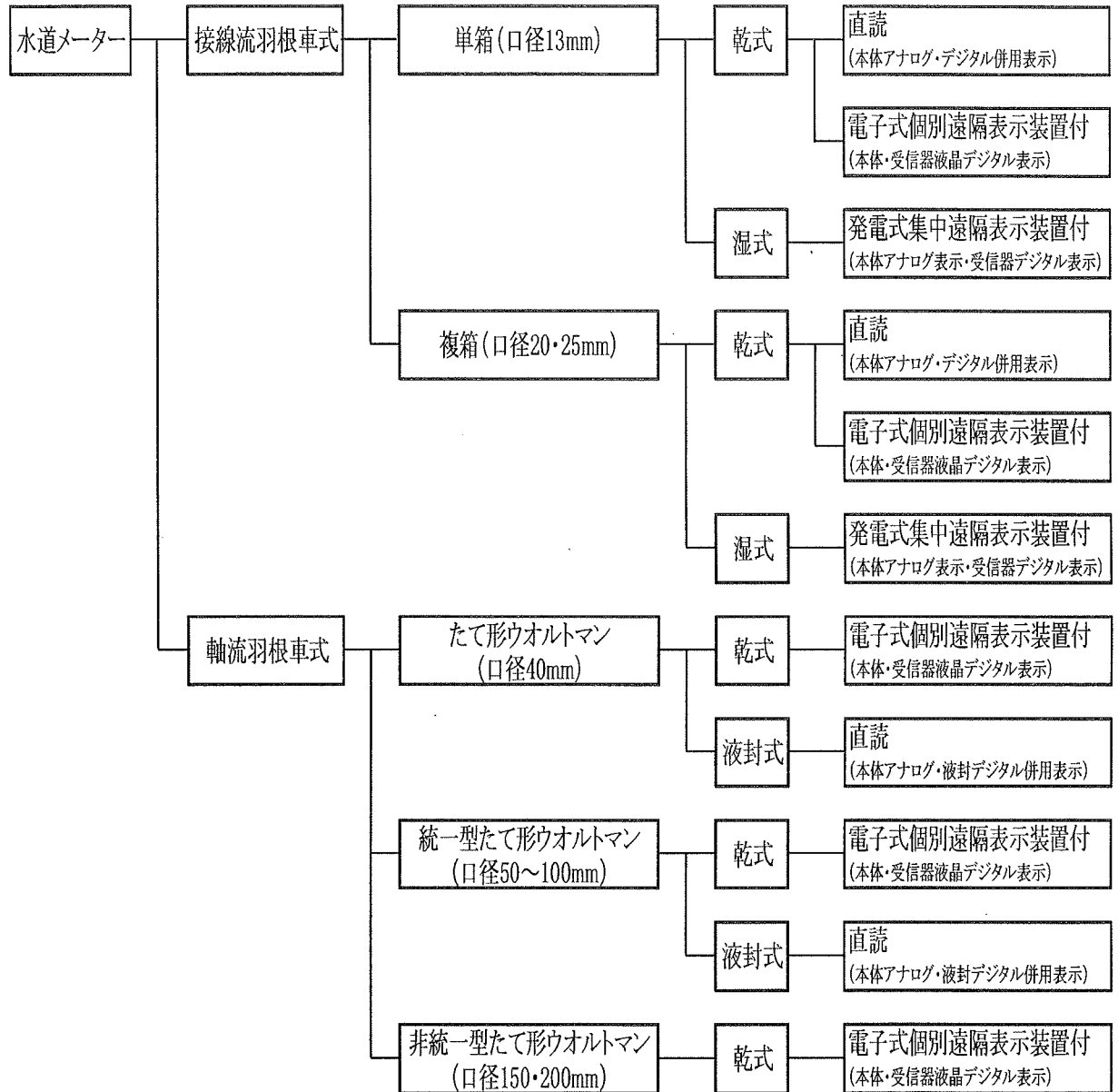
オ メーターの位置は、工事施工の指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）と使用者等と打ち合わせを行い、その位置については管理者が定める。

⑤ メーターの選定等

ア 新たに設置するメーターの器種は、原則として口径13mm～口径40mmは直読メーター、口径50mm以上は電子式遠隔表示装置付水道メーター（以下「電子メーター」という。）とする。ただし、営業所管内に設置するメーターの器種は、原則として電子メーターとする。

イ 管理者が採用するメーターの器種は、次のとおりとする。

メーター器種一覧



⑥ メーター口径

メーターは、適正な計量を確保するため、メーター型式別使用流量基準表の範囲内のものを選定する。

メーター型式別使用流量基準表

口径	メーター型式	適正使用 流量範囲 (m <sup>3</sup> /h)	一時的使用の許容流量 (m <sup>3</sup> /h)		一日当り使用時間流量 (m <sup>3</sup> /h)		一ヶ月当 り使用量 (m <sup>3</sup> /月)	給水栓数	同時使用栓数
			一日一時間以 内使用の場合	瞬時的使用 の場合	一日使用時間の 合計が5時間	一日使用時間の 合計が10時間			瞬時的 使用時
13	接線流	0.1~0.8	1.0	1.5	3	5	85	2~4	2
20	"	0.2~1.6	2.0	3.0	6	10	170	5~15	3
									4
25	"	0.23~1.8	2.3	3.4	7	11	190	16~20	4
									5
40	たて形軸流	0.3~7.2	9.0	12.0	24	39	700	21~30	6
									17
50	統一型電子式 たて形軸流	2.0~12	25.0	37.0	56	90	2,100		51
75	"	4.0~24	50.0	75.0	112	180	4,200		
100	"	6.0~36	80.0	120.0	180	288	6,700		
150	メーカー型電子式 たて形軸流	6.0~90	150.0	225.0	340	540	12,500		
200	"	10.4~156	260.0	390.0	585	936	21,700		



⑦ メーター口径の減径

建物改造，営業用から家庭用への用途変更などにより，既設メーターの口径を減径する場合は，直近の使用水量の実績が，減径するメーター口径のメーター型式別使用流量基準表の範囲内であること。

⑧ メーター設置配管

メーターおよび逆止弁を設置する場合，次にあげる寸法表および標準配管図をもとに施工すること。

ア メーター設置までの仮接続の措置

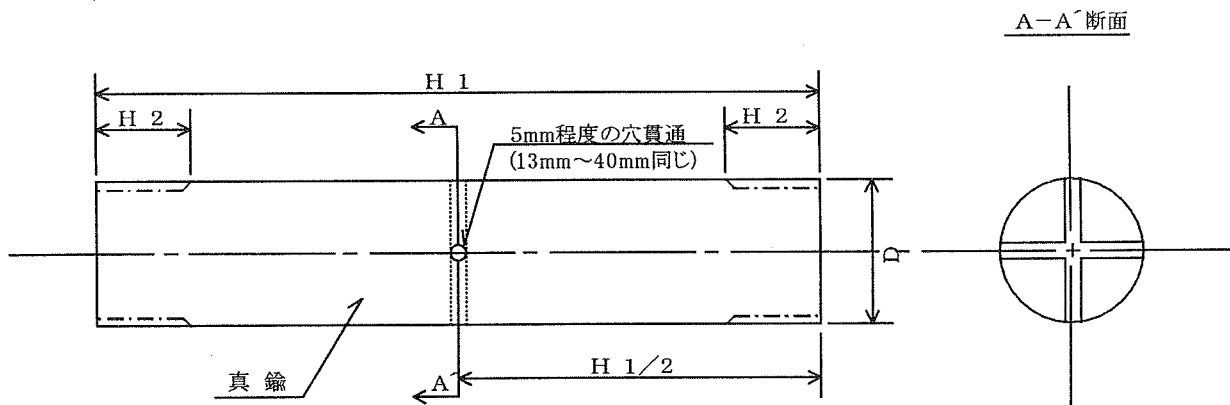
メーターを設置するまでの間，取付箇所管理者が貸与するスパンゲージ棒を設置すること。

イ スパンゲージ棒の取扱

- (ア) 管理者が貸与する以外のものを使用してはならない。
- (イ) 給水装置工事申込の際に貸与する。
- (ウ) 完成立会検査のとき管理者に返納する。
- (エ) 亡失またはき損したときは，貸与品と同様のものを製作し返納する。

スパンゲージ棒 詳細図

φ13mm～40mm用(スパンゲージ棒)



口径	H 1		H 2		D(mm)	使用する材料の径
	長さ(mm)	長さの許容	長さ(mm)	ネジの呼び		
13	100	+0	14	PF3/4	26.441	27
		-0.5				
20	190	+0	16	PF 1	33.249	34
		-0.5				
25	225	+0	18	PF1/4	41.910	42
		-0.5				
40	245	+0	26	PF 2	59.614	60
		-0.5				

ウ メーター設置配管

- (ア) 口径13mmから25mmまでは，GLから45cmとし鳥居型配管を原則とする。ただし，複数のメーターを設置する場合は，GLから65cmとし直線型配管にすることができる。

(イ) 口径40mm以上は、直線型配管を原則とする。

エ メーターおよび逆止弁寸法表

(ア) メーター接続寸法 (口径13mm～50mm)

a 寸法算出基準

(a) 伸縮型甲止水栓は、協会型規格の伸縮ソケットのびきり寸法とした。

(b) ねじ込み部分は、100%の入り込みとした。またパッキン厚さは無視する。

b 口径別横寸法表 (単位 mm)

口径	予備代 (a)	伸縮型甲止水栓 (b)	メーター (c)	エボパイプ (d)	逆止弁 (e)	スバル (f)	ニッフル (g)	フランジ (h)	予備代(イ) (i)
13	35	112	100	50	—	—	—	—	35
20	40	130	190	60	77	65	—	—	40
25	45	143	225	70	85	70	—	—	45
40	50	164.5	245	90	124	90	30	—	50
50	60	211	560	—	125	100	30	25	60

c 接続別寸法表 (単位 mm)

口径	メーターのみ設置	メーター・逆止弁設置	逆止弁のみ設置
	$L=a+b+c+d+i$	$L=a+b+c+e+d+f+i$	$L=a+b+g+e+d+f+i$
13	332	—	—
20	460	602	—
25	528	683	—
40	599.5	813.5	598.5
50	$916(a+b+c+h+i)$	$1,201(a+b+c+h+g+e+g+f+i)$	$641(a+b+h+g+e+g+f+i)$

(イ) メーター接続寸法 (口径75～150mm)

a 寸法算出基準

- (a) 口径75mm以上のメーター設置には、すべて逆止弁を設置する。
- (b) メーターのビクトリックジョイント部は、空き状態としパッキン厚さは無視する。
- (c) 予備代は算出上の寸法である。

b 口径別横寸法表 (単位 mm)

口径	予備代 (a)	仕切弁 (j)	メーター (c)	逆止弁 (e)	フランジ伸縮継手 (k)	短管2号 (l)	両フランジ短管 (m)	予備代 (i)
75	100	240	630	240	150	700	500	150
100	100	250	750	290	150	700	500	150
150	100	280	1,000	410	150	700	500	150

c 接続別寸法表 (単位 mm)

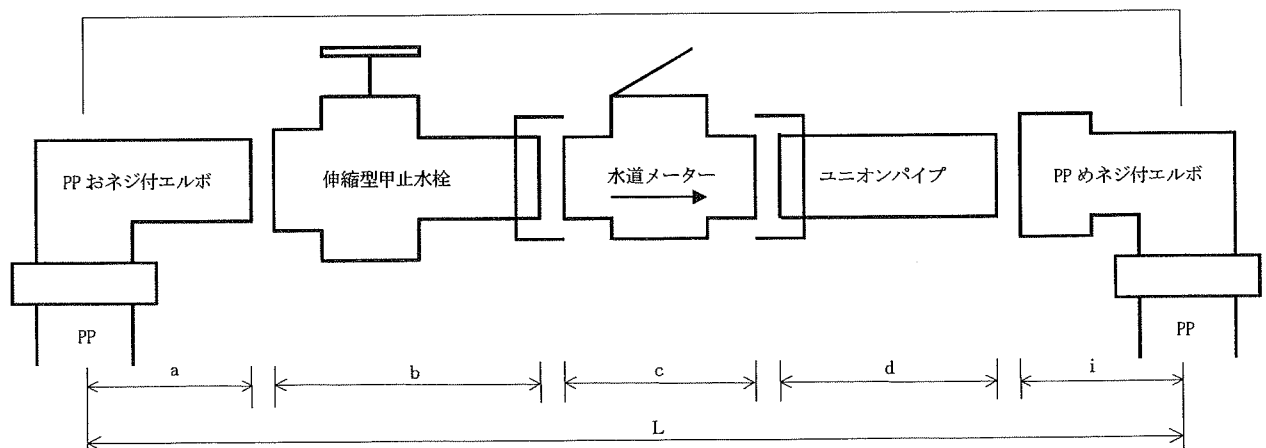
口径	メーター・逆止弁設置		逆止弁のみ設置	
	L = a + j + c + e + i (150mmは、jなし)		伸縮継手 短管2号	L = a + j + e + k + i L = a + j + e + l + i
75	1,360	2次側の仕切弁は、ボックス外に設置する。	880	2次側の仕切弁は、ボックス外に設置する。
			1,430	
100	1,290	〃	940	〃
			1,490	
150	1,660	1・2次側の仕切弁は、ボックス外に設置する。	1,090	〃
			1,640	

※ 口径75mm以上の逆止弁は、JISスイング式フランジ型とする。(水道用規格でないためフランジ穴指定が必要)

※ 口径75mm以上の一次側仕切弁は、水道用ダクタイトル鋳鉄仕切弁(ショート形)とする。(JWWA B 122)

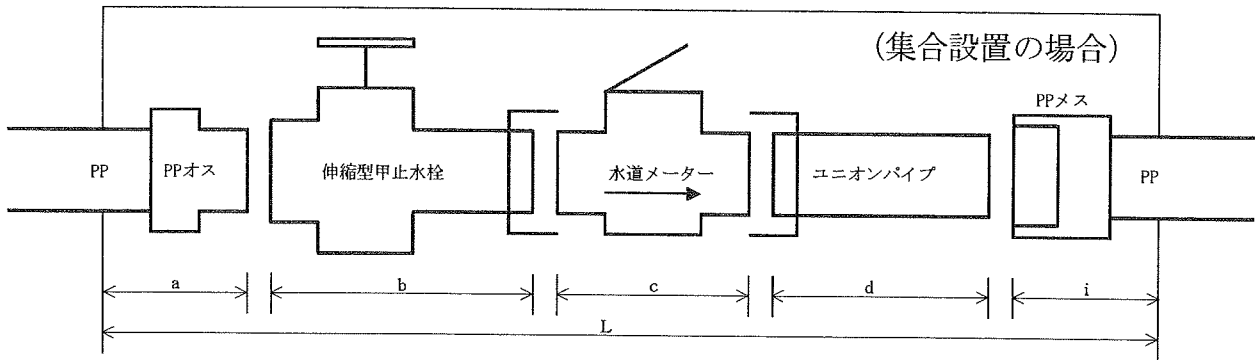
オ メーターおよび逆止弁設置配管標準図 (埋設屋外設置)

(ア) 口径13mm～25mm 1～2階直結のメーター設置配管(伸縮型甲止水栓は、内ネジ型を使用し鳥居型配管とする。)



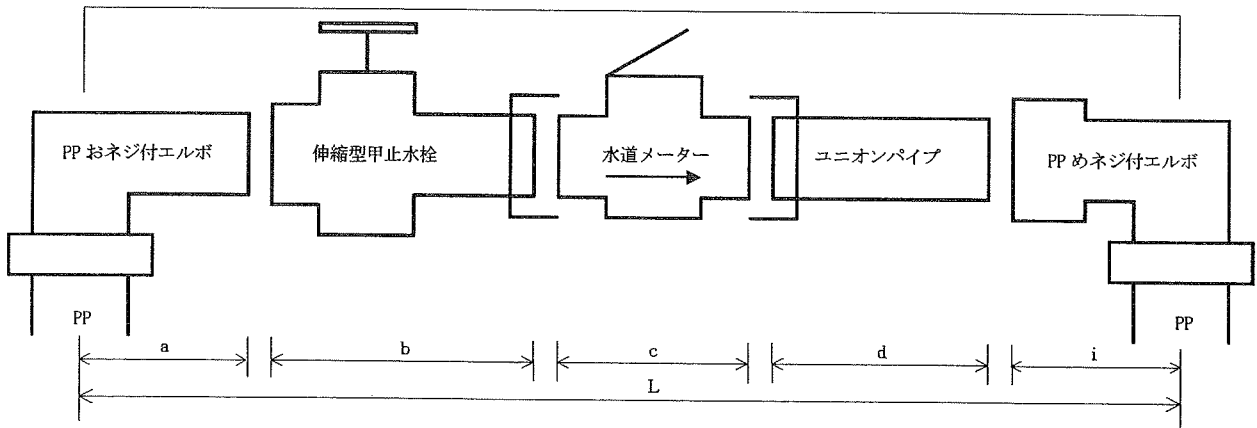
【取扱六】

(イ) 口径13mm～40mm 1～2階直結のメーター設置配管（B型ボックスを使用し集合設置する場合は、直線型配管とする。）

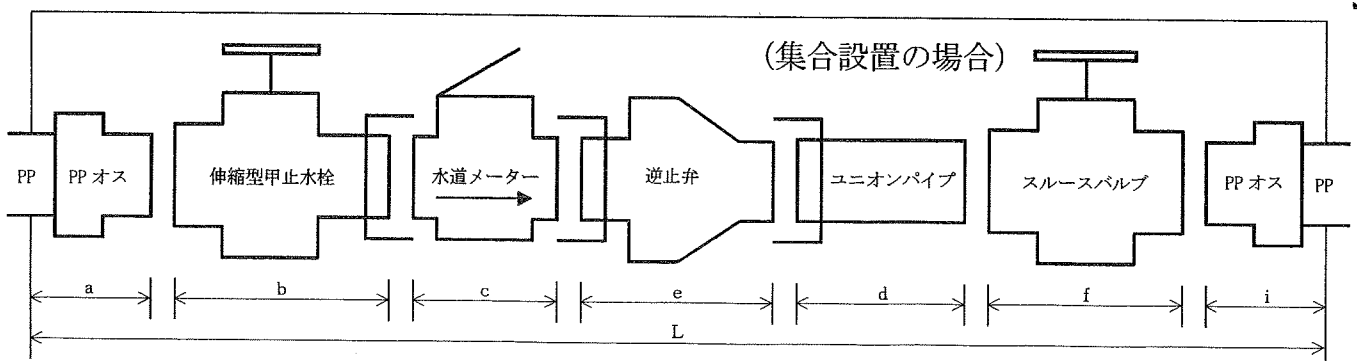


(ウ) 口径20mm～25mm 3階直結のメーター設置配管（伸縮型甲止水栓は、内ネジ型を使用し鳥居型配管とする。なお、B型ボックスを使用し集合設置する場合は、直線型配管とする。）

((イ)参照)

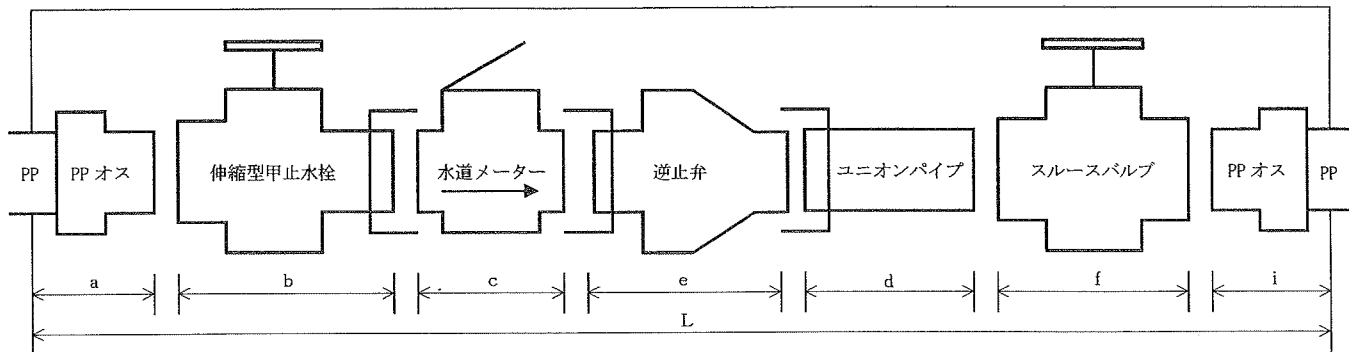


(エ) 口径20mm～25mm 4～5階直結メーターと逆止弁の設置配管（逆止弁は、ユニオン付平行外ネジ型とする。）



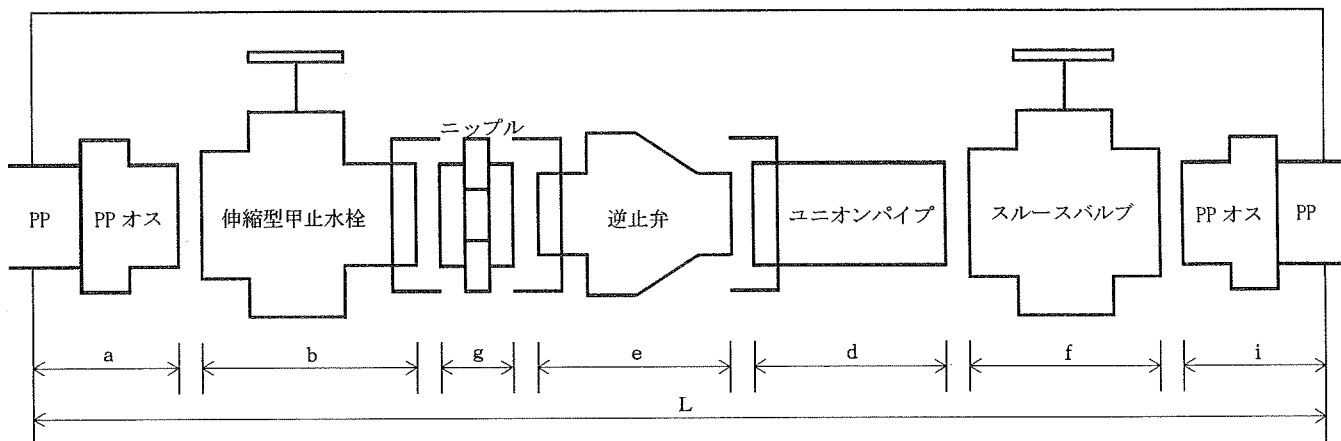
【取扱六】

(オ) 口径40mm 3～5階直結のメーターと逆止弁の設置配管（逆止弁は、ユニオン付平行外ネジ型とする。）

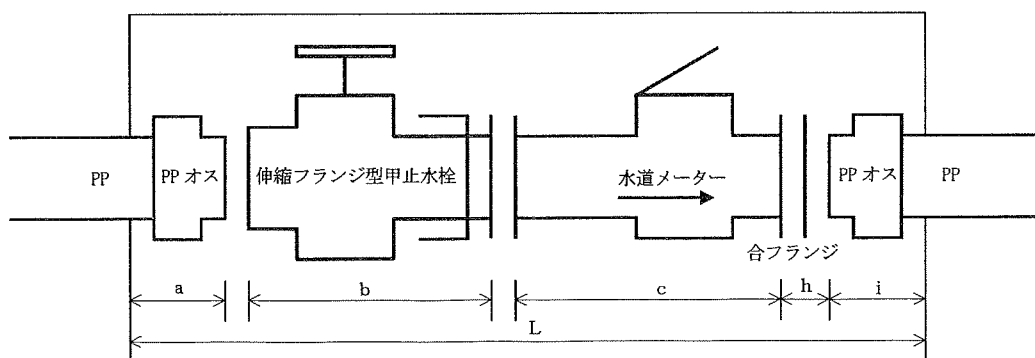


(カ) 口径40mm 3～5階直結の逆止弁のみ設置配管（逆止弁は、ユニオン付平行外ネジ型とする。）

※一建物に複数のメーターを設置する場合。

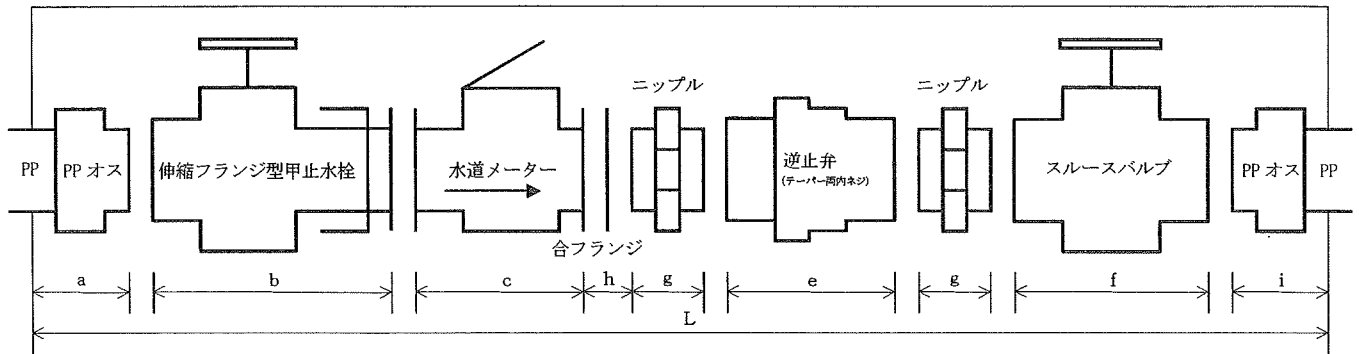


(キ) 口径50mm 1～2階直結のメーターの設置配管



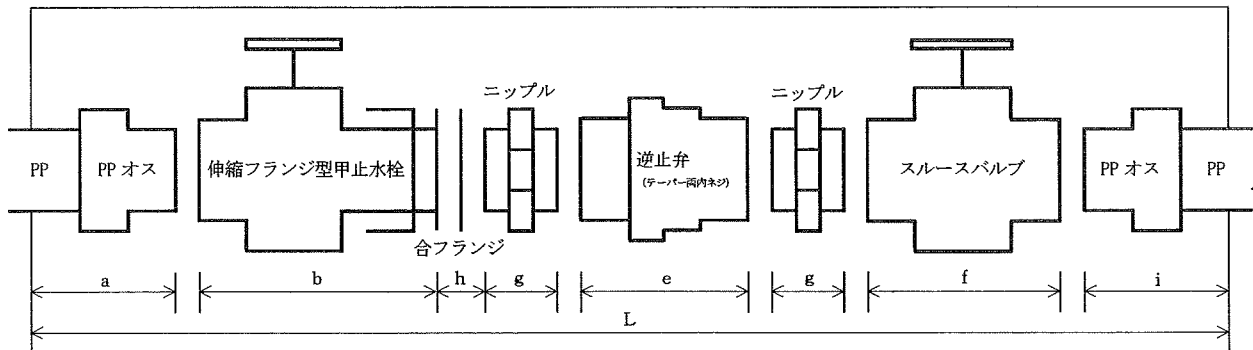
【取扱六】

(ク) 口径50mm 3～5階直結のメーターと逆止弁の設置配管（逆止弁は、両口ともテーパ内ネジ型とする。）

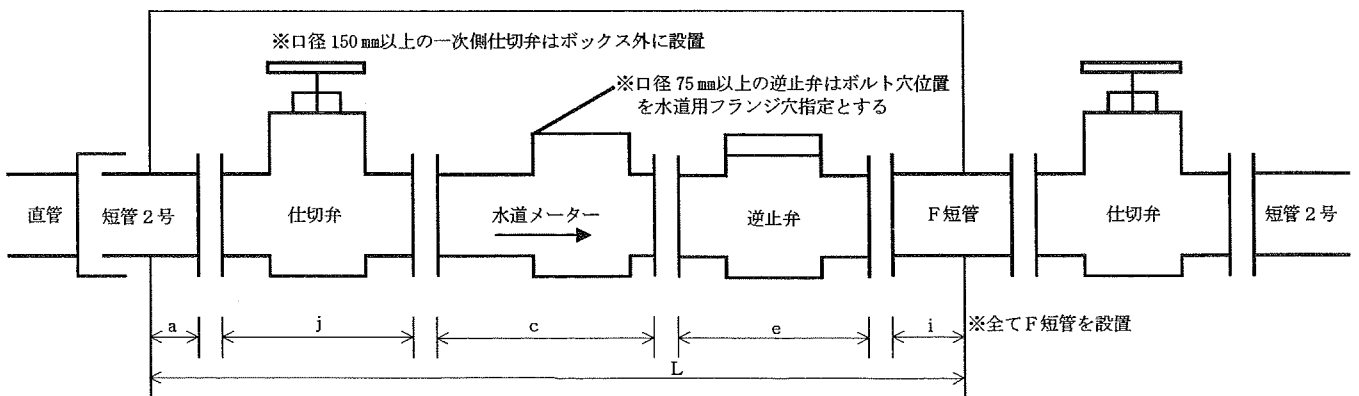


(ケ) 口径50mm 3～5階直結の逆止弁のみ設置配管（逆止弁は、両口ともテーパ内ネジ型とする。）

※一建物に複数のメーターを設置する場合。



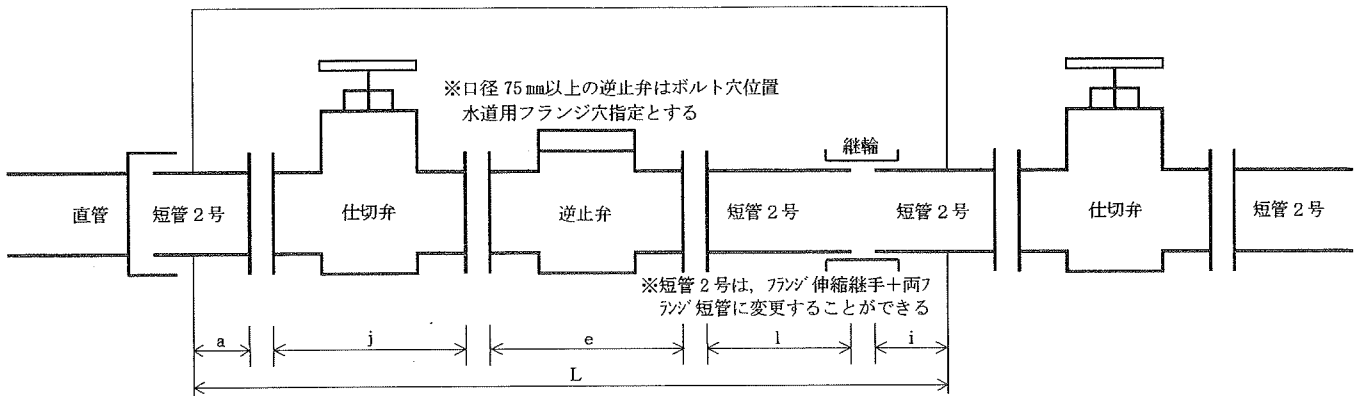
(コ) 口径75mm以上 1～5階直結のメーターと逆止弁の設置配管



【取扱六】

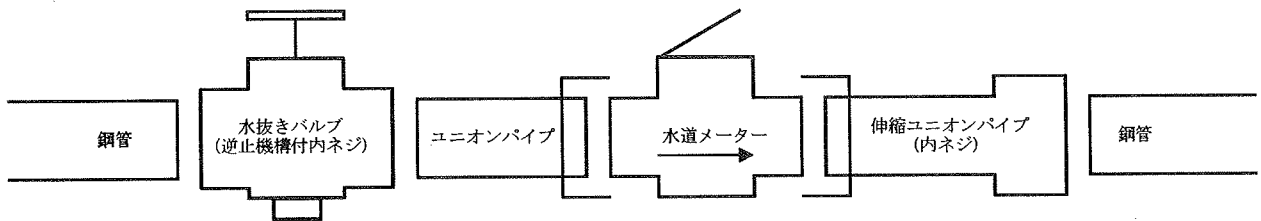
(サ) 口径75mm以上 1～5階直結の逆止弁のみ設置配管

※一建物に複数のメーターを設置する場合。

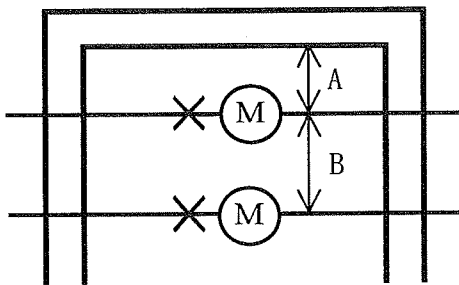


カ 管理者が認める中層建築物の直結給水および受水槽式給水による共同住宅等の特例検針建物の場合の設置配管標準図（屋内設置）

(ア) 口径20～25mm共同住宅各戸パイプシャフト内のメーターと逆止弁の設置配管（水抜きバルブは、逆止機構付内ネジ型の丸ハンドルとする。また伸縮ユニオンパイプは、内ネジ型とする。）



キ 複数のメーターを同一箇所に設置する場合のメーター間の適正寸法は、以下のとおりとする。



口径	13mm	20mm	25mm	40mm
A寸法 (単位 mm) 側面よりメーターまでの 最低寸法	75以上	75以上	100以上	150以上
B寸法 (単位 mm) メーター間最低寸法 取替作業最低寸法	150以上	150以上	200以上	300以上

【取扱六】

⑨ メーターボックス等の設置

ア メーターは、メーターボックスの中心線上に位置するよう設置すること。

イ メーターボックスは、沈下することがないように十分に基礎を堅固にし、また凍上のおそれがある場所については、位置のずれや傾斜をきたさないようにすること。

ウ メーターボックス内に雨水、汚水等が流入しないよう、設置すること。

エ メーターを鳥居配管とする場合は、エルボ部分にメーターボックスがかからないよう設置すること。また止水栓、仕切弁のネジ部およびフランジ部分に、メーターボックスがかからないよう据え付けること。

⑩ メーターボックス等の構造

ア メーターボックスは、鋳鉄製、合成樹脂製（FRP、ABSなど）またはコンクリート製の管理者が認めたものとする。

イ 屋外にメーターを設置する場合は、管理者の指定する保護ボックスを取り付けること。

ウ メーターを複数同一箇所に設置する場合、コンクリート製のピット等を作製してよいものとする。この場合蓋は、検針およびメーターの取替が容易な構造とし、大きさおよび防寒、防水等防護措置については、管理者と十分打ち合わせる事。

エ メーターボックス寸法と対応メーター口径は、次のとおりとする。

名 称	対応口径	メーターボックス内寸法 (単位mm)			摘 要
		L ( ) は上部寸法	W ( ) は上部寸法	H	
A-中	13mm~20mm	(420)480	(320)380	450	各口径1個のみ設置
A-大	25mm	(535)610	(320)395	450	〃
B-2	13mm~40mm	700	400	650	13mm 4個設置 20mm~25mm 2個設置 40mm 1個設置
KB-2	13mm~40mm	700	420	650	〃
B-3	13mm~40mm	700	600	650	13mm~20mm 4個設置 25mm 3個設置 40mm 2個設置
KB-3	13mm~40mm	850	660	650	13~20mm 6個設置 25mm 4個設置 40mm 3個設置
B-4	13mm~50mm	1,000	700	650	13~20mm 6個設置 25mm 5個設置 40mm 3個設置 50mm 1個設置
T-1	50mm~75mm	1,260	760	900	各口径1個のみ設置
T-2	50mm~150mm	1,560	760	900	〃
T-3	150mm	1,800	900	1,150	〃
保護ボックス	13mm~40mm	540	390	200×300	軽量コンクリート製(Aボックス同時使用)
保護ボックス(蓋)	—	600	450	—	ABS製
保護ボックス(蓋)	—	600	450	—	縞鋼板製(枠付き)



オ メーターボックスおよび配管寸法は、次のとおりとする。

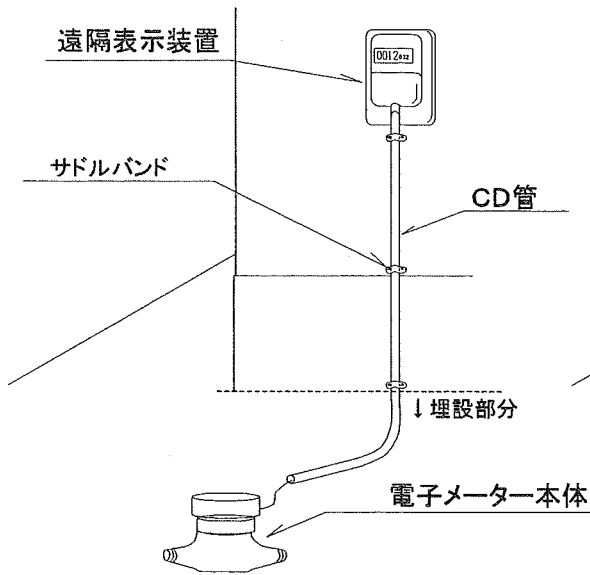
口径	メーターのみ設置		メーター・逆止弁設置		逆止弁のみ設置		摘要
	配管寸法 (単位mm)	対応ボックス	配管寸法 (単位mm)	対応ボックス	配管寸法 (単位mm)	対応ボックス	
13mm	332	A-中+保護ボックス	—	—	—	—	
20mm	460	A-中+保護ボックス	602	B-2 KB-2	—	—	
				A-大+保護ボックス			
25mm	528	A-大+保護ボックス	683	B-2	—	—	
				KB-2			
40mm	599.5	B-2 KB-2	813.5	KB-3	598.5	B-2	
				B-4		KB-2	
50mm	916	B-4	1,201	T-1	641	B-2	
						KB-2	
75mm	—	—	—	—	880	KB-3	伸縮継手(2次側仕切弁はボックス外に設置)
			1,360	T-2	1,430	T-2	2次側仕切弁は、ボックス外に設置
100mm	—	—	—	—	940	B-4	伸縮継手(2次側仕切弁はボックス外に設置)
			1,540	T-2	1,490	T-2	2次側仕切弁は、ボックス外に設置
150mm	—	—	—	—	1,090	T-1	伸縮継手(2次側仕切弁はボックス外に設置)
			—	—	1,640	T-3	2次側仕切弁は、ボックス外に設置
			1,660	T-3	—	—	1,2次側仕切弁は、ボックス外に設置

### ⑪ 電子メーターの設置等

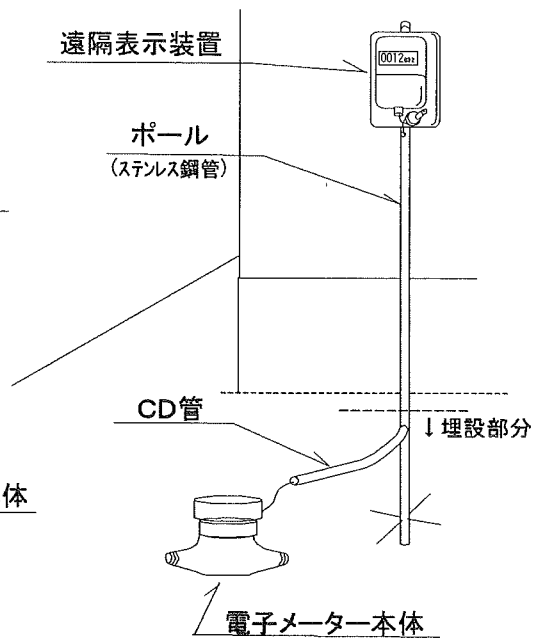
ア 電子メーターの設置は、原則として次のとおりとする。

- (ア) 電子メーター本体の設置は、取替および点検が容易にでき、凍結のおそれのない場所とする。
- (イ) 遠隔表示装置は、建物の壁に設置すること。なお、建物の壁等に設置が困難な場合は、ポール設置式とすることができる。また、遠隔表示装置設置高さは、地上より1.5mとする。
- (ウ) 伝送線の保護管は、CD管口径22mmを使用し、埋設する場合は深度を30cm以上とし、壁に取り付ける場合はサドルバンドで確実に固定する。
- (エ) ポール設置の場合は、管理者の指定するステンレス鋼管口径25mmのポールを使用し、CD管との接続にソケットを使用して伝送線が貫通するよう組み立て、ポールの上端部の防水処理および転倒防止の措置をする。
- (オ) 伝送線の配線総延長は、概ね7m以内とする。
- (カ) 電子メーターを設置する場合であってもメーターボックスは設置する。

・ 壁に設置する場合



・ ポール設置の場合



※ メーターボックス類は省略しています。

イ 電子メーターを設置する場合の費用の負担区分は、次のとおりとする。

- (ア) 設置する電子メーター本体，遠隔表示装置およびこれらの付帯品（ボルトナット，封印線，封印玉，パッキン等）は，管理者が貸与する。
- (イ) メーターの設置およびその他付帯する工事（保護管の設置など）に係る費用は，すべて設置者の負担とする。

ただし，既設のもので計画取替によるものは，管理者の負担とする。

(5) 特殊器具等の設置

① 高圧洗車機

加圧された洗剤およびワックスの混合水が逆流するおそれがあるため，受水槽式（シスタンク等）給水とする。

② 浄水器

性能基準は，JWWAS102の基準によること。

なお，浄水器以降の水は，水道水中の溶存物質などを除去するため，給水栓から流出する水は，水道水として取り扱われない。

ア I形は，給水栓，他の末端給水器具の一次側直近に取り付けて，常時圧力が浄水器に作用するため，逆流防止弁を設置すること。

イ II形は，給水栓の二次側に取り付けて，常時圧力が作用しないこと。

(シ) 緊急時の掘削を必要とする時は、あらかじめ水道局、道路管理者、所轄警察署へ連絡のうえ行わなければならない。

イ 占用工事の制限

道路の維持保全のため次の期間を経過しないものは、原則として掘削は許可されない。

- |                    |         |     |
|--------------------|---------|-----|
| (ア) コンクリート舗装       | 工事完了日から | 5年間 |
| (イ) アスファルト舗装       | 工事完了日から | 3年間 |
| (ウ) 路面処理道（オーバーレイ等） | 工事完了日から | 1年間 |

ただし、次の事項に掲げる掘削工事であると認める時は、前の規定は適用しないことができる。

- a 災害予防又は事故復旧（漏水、路盤沈下等）工事等に伴うもの。
- b その他特に道路管理者が認めたもの。

③ 道路復旧工事の施工

ア 路床工（埋戻し工）

- (ア) 埋戻し土は、粘土塊、有機物、ごみ、その他有害物を含まないものとし、埋戻しに適した含水比をもって使用する。
- (イ) 埋戻し土は、路床工として適当でない場合は、砂、切込砂利、良質の土砂等との入替またはこれらの補充を行う等の措置をし、埋戻しをする。
- (ウ) 埋戻し前に、湧水、溜水を完全に排水し、その他有害物を除去した後埋戻し、一層の厚さが30cmを超えない範囲で、一層ごとにランマー等により十分に締固めを行う。
- (エ) 掘削溝内に埋設物がある場合には、埋設物管理者との協議に基づく防護を施し、埋設物付近の埋戻し土が将来沈下しないよう十分注意して施工する。

イ 路盤工

- (ア) 使用する材料（碎石、砂利等）は、粘土塊、有機物、ごみ、その他有害物を含まないものとする。
- (イ) 材料の敷均しは、材料の分離を避け均一に敷均し、各層（層厚は原則として20cm以下とする。）ごとにランマー等により、影響範囲を含め、十分に締固めを行う。
- (ウ) 路盤仕上げで特に必要と認められる箇所にあつては、良質の目つぶし材を使用し、仕上げを行う。

## ウ 舗装工

### (ア) 本復旧工事

- a 本復旧は、在来舗装と同等以上の強度および機能を確保するものとし、舗装構成は、道路管理者が定める仕様書によるほか、関係法令等に基づき、埋戻し完了後速やかに行う。
- b 工事完了後、速やかに既設の区画線および道路標示を溶着式により施工し、標識類についても原形復旧する。

### (イ) 仮復旧工事

- a 速やかに本復旧工事を行うことが困難なときは、道路管理者の承認を得た上で仮復旧工事を行う。
- b 仮復旧の表層材は、常温または加熱アスファルト合材によらなければならない。舗装構成は、道路管理者の指示によるものとする。
- c 既設舗装との一体化を図るため、既設舗装の切断面およびアスファルト舗装各層にはタックコートを入念に施し、十分に締固めて平坦に仕上げる。
- d 仮復旧跡の路面には、白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示による標示ペイント等により表示する。

### (ロ) 砂利道

- a 砂利道の復旧は、道路管理者の指示に従い直ちに行う。
- b 材料は、均一になるまで十分切り返し、所定の厚さに敷き均す。
- c 既設砂利層も含めて不陸整正し、十分締固めを行う。

### (ハ) 保証期間

- a 道路復旧工事の保証期間は、道路の構造等を考慮して次のとおりとする。

(a) 舗装道路	2年間
(b) 路面処理道及び砂利道	1年間
- b 保証経過後、明らかに占用工事が原因で路面沈下または陥没等が生じた場合は、施工者において補修する。

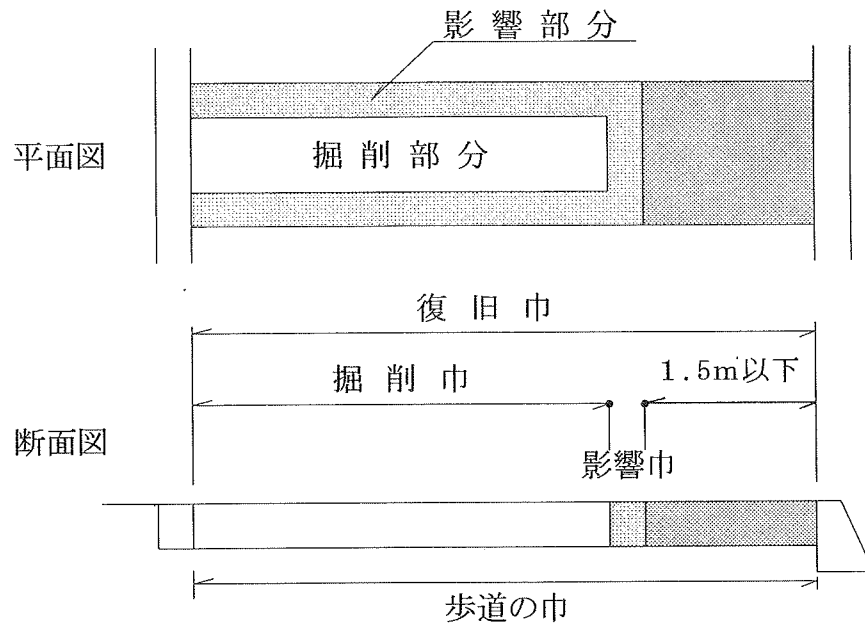
## ④ 標準復旧断面図

別紙 図-1.1 ~ 図-1.7による。

## ア 復旧面積

- (ア) 舗装道路の復旧は、掘削幅に影響部分として別表1「影響範囲」を加えた範囲を復旧面積とする。
- (イ) 未舗装道路（砂利道）の復旧は、掘削幅に1.2を乗じた範囲を復旧面積とする。

- d 国道の歩道において、歩道の中から、掘削巾と影響巾を除いた巾が  
1.5 m以下の場合。



(イ) 道路構造による路盤復旧厚

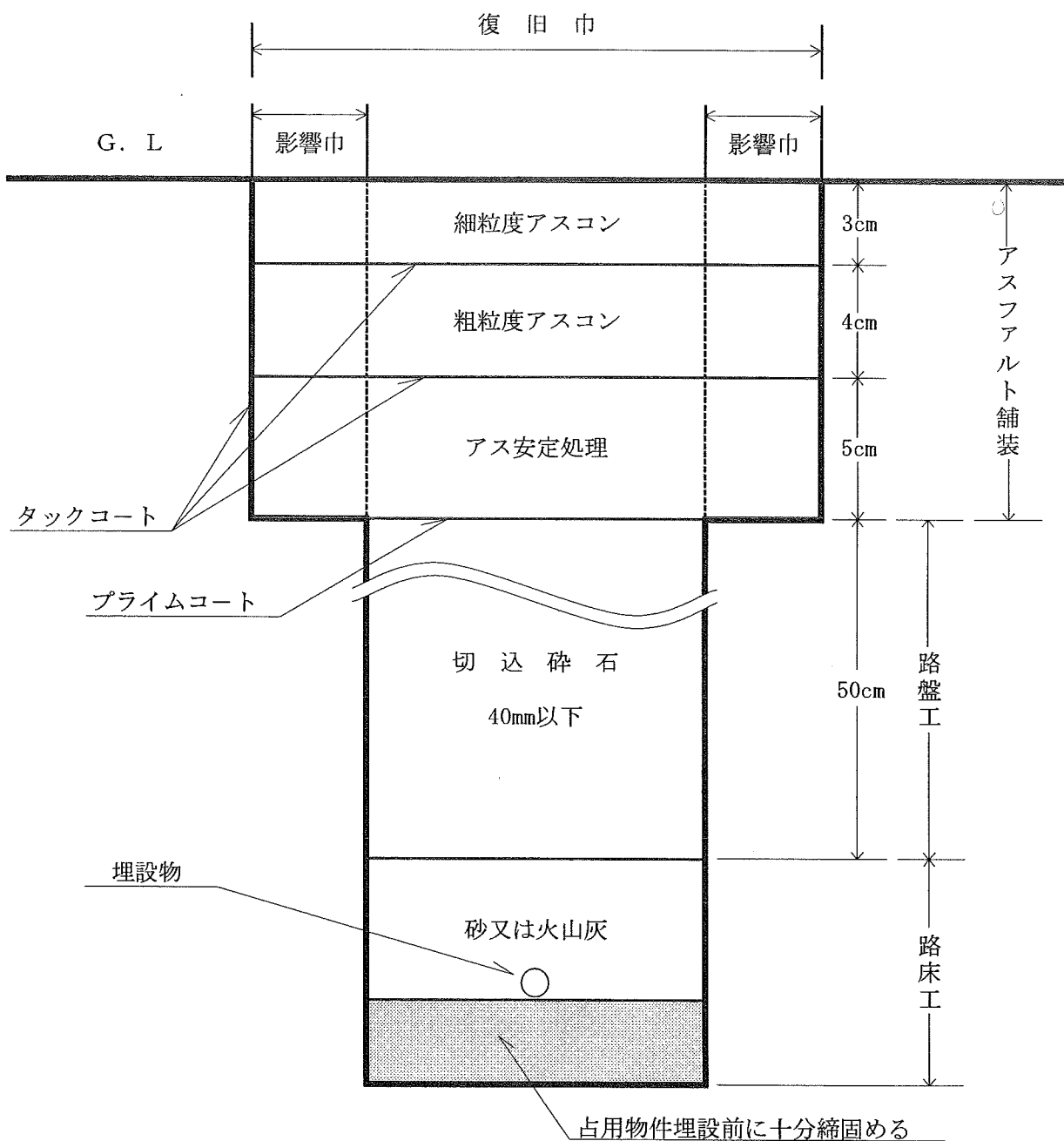
路盤および舗装厚については、道路管理者に確認し設計することとし、概ね以下のとおりである。

	舗装厚		路盤厚	復旧厚
	cm			
歩道（市道，道道，国道）	3 cm	3	27 cm	30 cm
車道（市道；一般）	8 cm	3, 5	27 cm	35 cm
			42 cm	50 cm
車道（市道；都市計画道路A）	12 cm	3, 4, 5	50 cm	62 cm
車道（市道；都市計画道路B）	15 cm	4, 5, 6	60 cm	75 cm
車道（道道）	15 cm	4, 5, 6	60 cm	75 cm
車道（道道）	21 cm	4, 5, 5, 6	49 cm	70 cm
車道（国道）	26 cm	4, 5, 5, 6, 6	50 cm	76 cm
砂利道（一般）	—	—	—	20 cm

※ 3, 5 cm 舗装の路盤厚で不明な個所については42 cm厚とする。

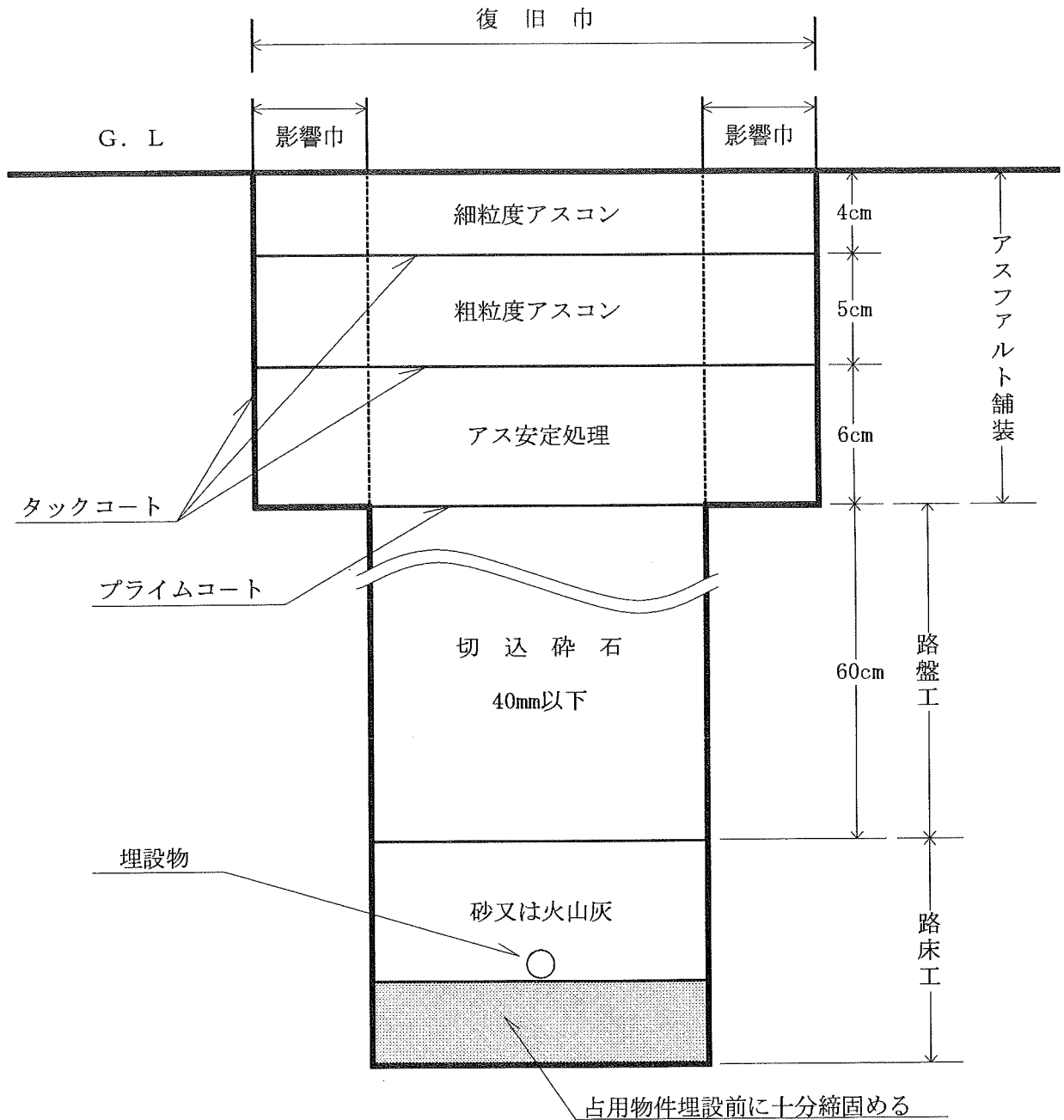
# 都市計画道路 (A交通舗装)

(市道)

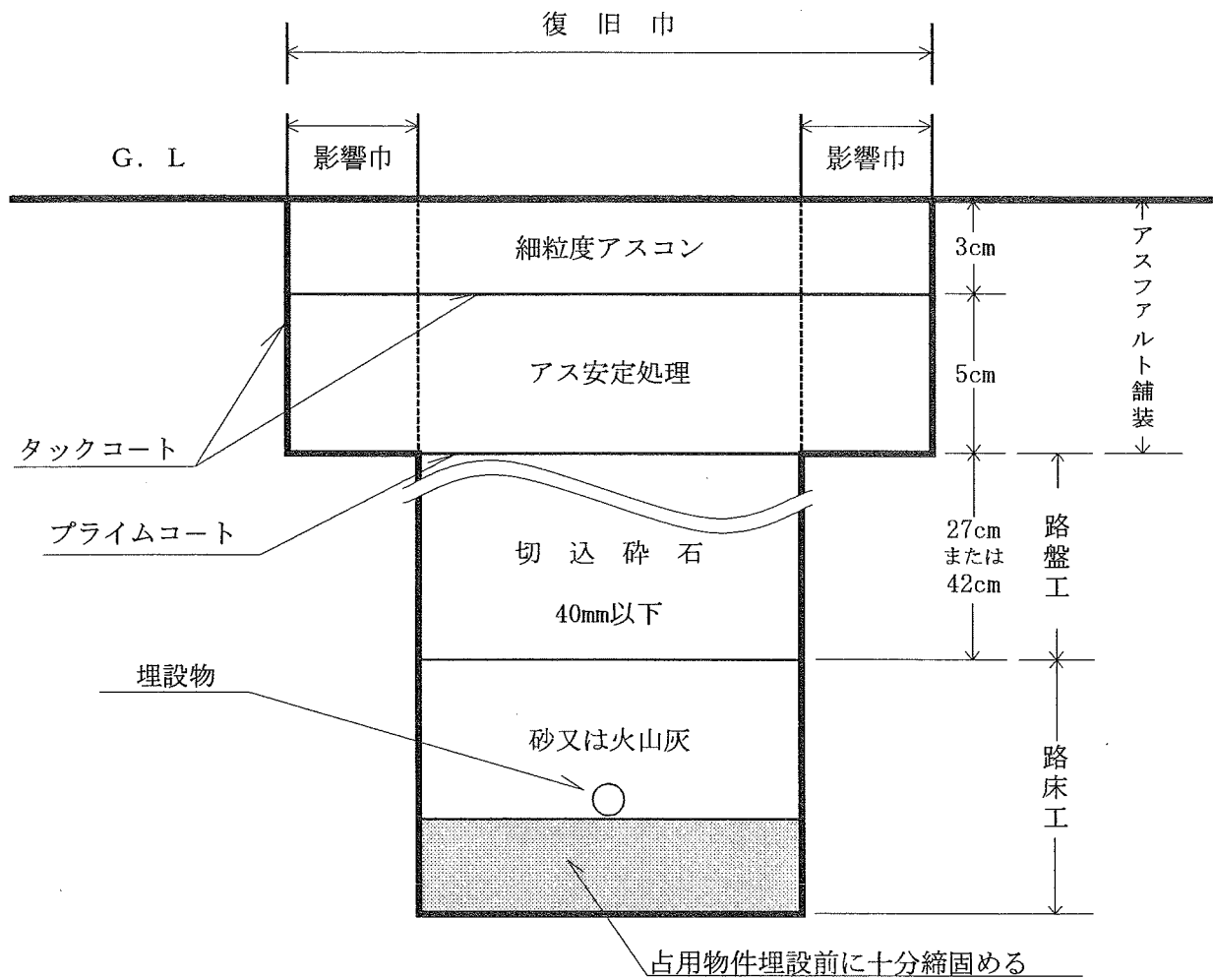


# 都市計画道路 (B交通舗装)

(市道)



# その他一般道路 (車道)



(普通土)



## (2) 管工事

### ① 鋳鉄管施工基準

#### ア 総則

給水管は十分な強度を有するものであって、耐久性、耐食性に優れ、かつ水質に影響を与えないものでなければならない。

給水管には多種多様のものであるが、その選定に当たっては、埋設環境、水質条件等を考慮し、規格品を使用することとし、また各種団体規格に定められた水道用規格品を使用すること。

水道用ダクタイル鋳鉄管の規格は、JWWA G 113、内面の規格は、JWWA A 113、およびJWWA G 112とし、水道用ダクタイル異形管はJWWA G 114、内面の規格はJWWA G 112とする。

#### イ 管種

管は、内圧および外圧のいずれにも耐える強度を持つものでなければならない。内圧は、実際に使用する管路の最大静水圧と水撃圧を考慮し、外圧は、土圧、路面荷重および地震力等を考慮する。また、埋設場所の諸条件、すなわち土質状態、地下水の状況、他の埋設物の有無および路面荷重等を考慮する。

継手の種類によっては異形管防護を必要とする。

K形ダクタイル鋳鉄管の使用口径は呼び径75mm～350mmとする。

NS形ダクタイル鋳鉄管の使用口径は呼び径75mm～250mmとし、地盤変動の著しい箇所（耐震用、軟弱地盤など）に使用する。

#### ウ 接合工法

鋳鉄管の接合方法は、次のとおりとする。

T頭ボルトの締付けトルク表

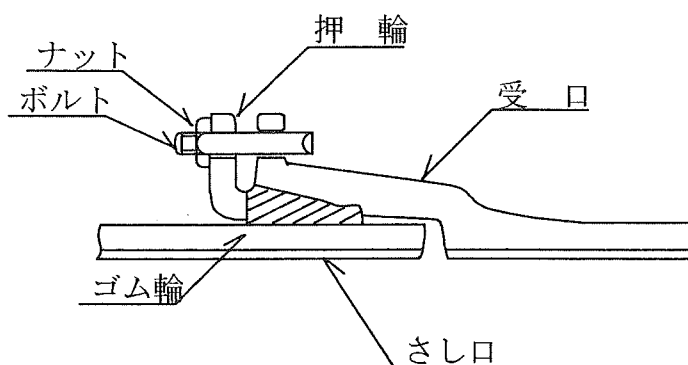
使用口径	ボルトの呼び	締付けトルク	
		N・m (SI 単位)	Kgf・m (従来単位)
75	M16	60	6
100～600	M20	100	10
700～800	M24	140	14
900～2600	M30	200	20

備考 締付けトルクは初期の値を示す。

フランジボルトの締付けトルク表

使用口径	ボルトの呼び	締付けトルク	
		N・m (SI 単位)	Kgf・m (従来単位)
75～100	M16×75	60	6
200	M16×80	60	6
250～300	M20×85	90	9
350	M20×95	120	12

(ア) K形接合



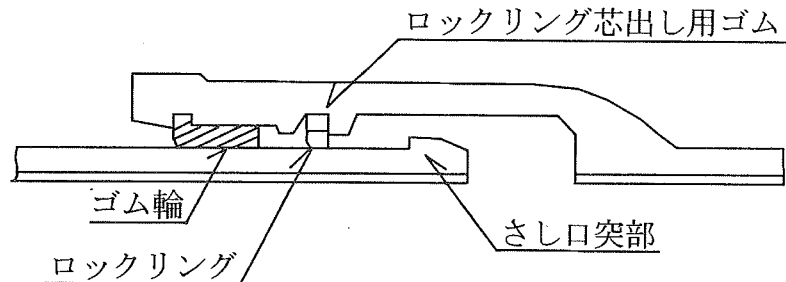
継手部分詳細図

接合法には次の点に留意すること。

- a 管を清掃する。この場合、さし口外面端より約40cmおよび受口内面並びにボルト孔などに付着している油、砂、その他の異物をきれいに取除く。
- b さし口に押輪をあらかじめはめこんでおく。
- c さし口外面、受口内面およびゴム輪の全面に滑剤を塗布する。
- d ゴム輪をさし口に、押輪と同様あらかじめはめこんでおく。この場合、ゴム輪の方向を間違えないようにして、さし口端面から15～20cmの位置まで入れる。
- e さし口を受口内面に挿入する。この場合、将来の管路伸縮、たわみ等を考慮して、さし口端面と受口底部との間に数ミリメートルのすきまを開けておく。
- f ゴム輪を受口内面の所定の位置に片寄らないように挿入した後、押輪をセットし、管と押輪のボルト孔の中心を合わせる。
- g 清掃されたボルトを対称の位置に押込んで仮締めし、ゴム輪をほぼ所定の位置に挿入する。
- h スパナ又は、ラチェットレンチで締付ける。この場合、片締めにならないよう注意すること。
- i 全部のナットが、規定のトルクに達しているかどうかを順次確認する。一度規定のトルクまで締付けてあっても、隣のナットを締付けると緩みがちとなるから、最後は、特に細かく数回にわたり、満遍なく締付け確認すること。締め終わったら、所定の強度に達したか、トルクレンチを用いて確認すること。

(イ) NS形接合

この継手は、大地震でしかも地盤が悪い場合を想定して大きな伸縮余裕、曲げ余裕をとっているため、管体に無理な力がかかることなく継手の動きで地盤の変動に適応することができる。(口径75～250mm)



継手部分詳細図

接合法には次の点に留意すること。

- a 受口溝およびさし口外面の清掃を行う。
- b ロックリングとロックリング芯出し用ゴムの確認を行い、正しくセットする。
- c ゴム輪の内面およびさし口外面テーパ部から白線までに滑剤をむらなく塗布する。
- d さし口の挿入は、管をクレーン等で吊った状態で、管芯が一直線になるようにセットし、レバーロックで所定の位置まで挿入する。
- e さし口が所定位置に入っているかの確認を薄板ゲージにより測定する。

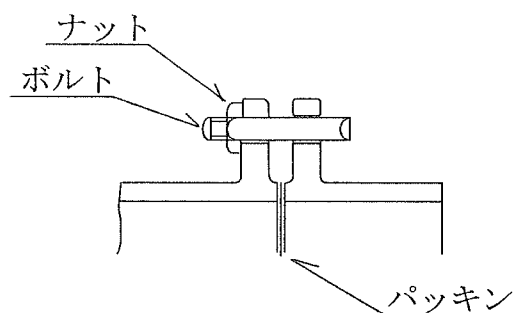
(ウ) 作業上の注意点

- a 管の接合は、さし口部外面および受口部内面等に付着している油、砂、その他の異物を完全に除去する。
- b 締付けは、ラチェットレンチ、トルクレンチ、スパナ等の工具とダクタイル管継手用滑剤を使用し、确实、かつ丁寧に施工する。
- c 滑剤は、継手用滑剤に適合するものを使用し、グリース等の油剤類は絶対に使用しない。

(エ) 離脱防止金具による防護方法

社団法人日本水道協会発行「水道施設設計指針」による。

## (オ) フランジ接合



継手部分詳細図

接合法には次の点に留意すること。

- a フランジ面をきれいに清掃する。
- b フランジの間隙にパッキンを入れる。
- c フランジを締付けるボルトの全数を最初心で軽く締め、次にスパナで少しづつ片締めにならないよう対角線上に交互に締めてゆく。  
なお、パッキンは、良質で厚さ3～6mm程度のものを用い、耳をつけておくと、取付け、取外しに便利である。

## エ 異形管

铸铁管工事における異形管の種類は、次のとおりである。

- ・わん曲部 : 曲管
- ・T字取出し : T字管
- ・異径箇所 : 片落ち管
- ・伏越し、その他 : 乙字管、継輪
- ・管端 : 栓

等を、使用管種等に応じて使い分けをし、使用する場合には、次の点に注意して施工すること。

- (ア) 十分に安全性を考慮して設計すること。
- (イ) 曲管、T字管、片落ち管等の異形管は、水平、鉛直ともに管内の水圧による不平均力を受けるので、このため異形管が外側へ移動し継手が離脱する恐れがあるので、防護すること。

## オ 切断

铸铁管の切断作業は、エンジンカッター（ハンドカッター）、メタルソー切断機（パイプカッター）で行う。

切断箇所の外径および外周長を実測し規格公差内にあることを確認した管を使用し、切断面はモルタルライニングの損傷部を補修するとともに、ダクタイル管補修用塗料を塗装すること。

(ア) エンジンカッターによる切管作業

作業前に使用するエンジンカッターと道具の点検を行い、砥石の湿り、損傷、締付け、ナットのゆるみのないことを確認し、付近に引火物がなく、安定した作業体位が確保できる場所を選定し、正確に行うこと。特に夜間行う場合、騒音に配慮しなければならない。

(イ) メタルソー切断機（パイプカッター）による切管作業

手動式と動力式があり、切断機および溝切り兼用機がある。作業前に必ず切断機の点検を行い、作業中にずれないように確実に固定すること。

切断機、および溝切り兼用機の種類と用途（参考）

切断機械の種類 溝切り	切断の方法 溝切り	動力源	駆動方式	切断・溝切りの 可能口径	材質		切断条件		溝切
					FC管	DCI管	既設管	陸切り	
1. エンジンカッター (ハンドカッター)	薄い特殊砥石を高速回転させ、機械を手で保持しきり進み切断する。	ガソリンエンジン 6PS	Vベルト駆動	各社 φ75～φ1000	○	○	△	○	×
		A、C1/4HPの 電動式あり	歯車直結式	P社 φ75～φ200	○	○	△	○	×
2. メタルソー 切断・溝切り機 (可搬式)	管外周にチェーンを巻き付け、それをガイドにしてカッターで管厚さを一度に切り込み、一周すると切断溝切りができる。自動送り装置付き。	ガソリンエンジン 8PS	油圧モーター	C社 φ600～φ1500	○	○	○	○	○
		〃	フレキシブル シャフト	O社 φ150～φ2600	○	○	○	○	○
		電動機 3相220V、15W	Vベルト駆動	Y社 φ700～φ2600	○	○	△	○	○
		ガソリンエンジン 6PS	フレキシブル シャフト	F社 φ150～φ600	○	○	○	○	○
		電動機 3相220V、15W	歯車直結手送り	K社 φ75～φ200	○	○	○	○	△

備考 ○：可能

△：なんとか切れる

×：不可能

カ 曲げ配管

曲部箇所には、曲管を使用する。なお、継手箇所において振る（曲げる）ことができる最大角度は、次表のとおりとする。

許容曲げ角度表

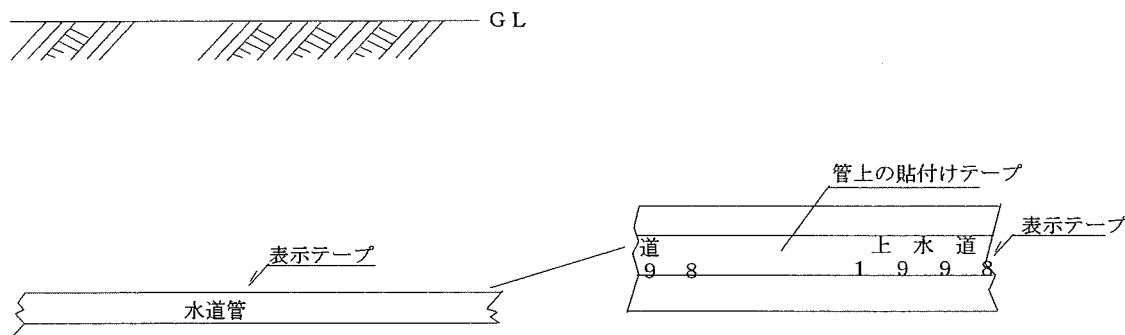
口径(mm) 継手の形	75	100	150	200	250
K形	5°	5°	5°	5°	4°
NS形	4°	4°	4°	4°	4°

## キ 管の明示

管の誤認を避けるため、埋設管には、布設年次等を明示するテープを貼付けること。

口径75mm以上の管には、道路法施行規則に基づき管上に表示テープ（地色一青，文字一白）を貼付けること。

表示テープ敷設（例）



## ク 腐食防止

地中に埋設されている铸铁管は、管の内面は水に、外面は湿った土壤または地下水などの電解質に常に接しているため、化学的な作用によって腐食（自然腐食）が発生し、電気鉄道に接近して埋設されている場合は、その軌条から地中に流れでた電流の電気分解作用による電解腐食（電食）などを受けやすい。

腐食防止の措置としては、0.2mm厚のポリエチレンチューブを継手部分も含めて管体にかぶせて埋設するポリエチレンスリーブ法がある。

施工上の留意点としては、スリーブと管の隙間に、入った侵入水の移動を最少限にとどめ、またスリーブの傷を少なくすること。また、スリーブによって被覆された管および弁類などの埋戻しは、スリーブへの損傷を最小限にとどめるよう注意して行い、埋戻し土に大きな石が含まれないように注意すること。

## ② ポリエチレン管施工基準

### ア 水道用ポリエチレン二層管

(ア) 耐候性を向上させるため、カーボンブラックを含有している水道用ポリエチレン管は、水質によって内面に水泡が発生し、時間の経過とともに、極薄い内面剥離が生じる恐れがある。これらを防止するため、二層管のJIS K 6762とする。

(イ) ガソリンスタンドや灯油タンクなど有機溶剤の浸透の恐れのある場所においては、金属管を使用しポリエチレン管、塩化ビニル管の使用は避けること。やむを得ず使用する場合には金属性のサヤ管で防護すること。

- (カ) ボルトの締付けは、平均に締付けること。片締めになると締めおくれた部分のパッキンが水圧によってはみ出され漏水の原因となる。割丁字管を取付けた後、取付けの良否について、穿孔前に分岐口から水圧試験を行い確認すること。
  - (キ) 軟弱地盤では取付けた割丁字管および仕切弁、分岐する管が既設管に対してテコの作用を及ぼすおそれがあるので、必要に応じて地固めや基礎コンクリート杭などによる防護をすること。
  - (ク) 穿孔完了後は、切りくず、切断片等を完全に管の外へ排出すること。
- イ ポリエチレン管からの分岐
- (ア) 口径40mmから分岐する口径が20mmの場合、または口径50mmから分岐する口径が20mm～25mmの場合は、ポリエチレン管用サドル付分水栓を使用する。
  - (イ) ポリエチレン管用チーズを用いて分岐する場合、万力をかけた箇所には、MCユニオンで補修すること。

#### ④ 計画断水作業

給水工事における計画断水作業に係る費用については、申込者の負担とし、管理者と打合わせの上、次の要領で行う。

- ア 断水区域の確認を行う。既設仕切弁の有無を確認し、マンホール内を点検する。
- イ 大口需要者および飲食店等には、事前に広報を行い、日時を打合わせ、市の広報課、消防署（消火栓使用不能になる場合）へ前日に連絡する。
- ・市広報課：午前10時頃までにFAXを送り、電話で確認をとる。  
(電話 21-3630～31 FAX 26-7576)
  - ・消防署：消防本部警防課へ消火栓の栓体番号を電話で連絡する。
- ウ 断水作業当日は、広報車で断水区域を広報する。また、関係する係に工事内容を掲示する。
- エ 断水作業の手順は、既設管の口径、形状を確認し、連絡箇所の使用材料を現場に搬入しておくこと。既設管切断時には切断寸法を確認すること。
- オ 管内の流れを考慮して仕切弁を操作し、断水を行う。消火栓および給水装置より断水確認を行う。
- カ 連絡工事完了後、エア抜きおよび管洗浄を行いながら、管内の流れを考慮して仕切弁の操作を慎重に行う。断水作業に伴う管洗浄水量を無収水量集計表により報告する。なお、消火栓を使用して管洗浄を行う場合は、携帯用メーターを設置して計量すること。また、冬期間の場合は、凍結防止のため、消火栓の水抜きをすること。
- キ 断水作業完了後、メーターづまり等出水不良箇所がある場合は、管理者の指示に従い速やかに対応し、処理すること。

## ⑤ 凍結防止方法

### ア 基本事項

(ア) 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれがある場所には、寒冷地であることを十分考慮し、耐寒性能を有する給水装置にしなければならない。

凍結のおそれがある場所とは、

- a 家屋の北側に面した位置に設置する立ち上がり管
- b 屋内、屋外の露出給水管（受水槽廻り，湯沸器廻り等）
- c 水路等を横断する上越し管
- d やむを得ず凍結深度より浅く埋設しなければならない場合

(イ) 屋内配管には、管内の水を容易に排出できる位置に不凍水抜栓を設置することを原則とする。

(ロ) 給水装置には、不凍水抜栓の設置または断熱材や保温材で被覆し、結露のおそれがある場合には、適切な防露措置を講じること。

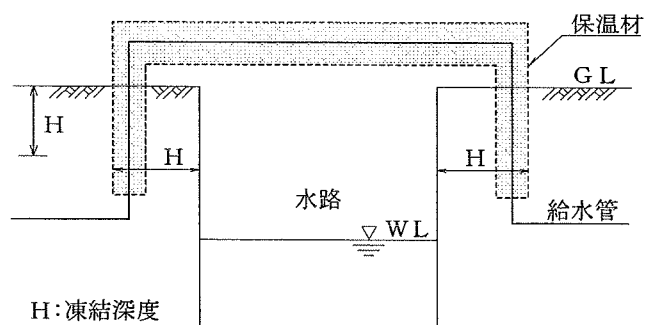
(ハ) 給水栓等が凍結のおそれがある場合は、耐寒性能に優れた給水用具を使用すること。

(ニ) 屋外配管は、土中に埋設し凍結深度より深くすること。

### イ 屋外配管の構造

(ア) 凍結のおそれがある屋外配管は、土中に埋設することとし、かつ、その埋設深度は凍結深度より深くする。

(イ) 下水管等によりやむを得ず凍結深度より浅く布設する場合や、擁壁，側溝，水路等の側壁からの距離が十分にとれない場合は、保温材（発泡スチロール等）で適切な防寒措置を講じること。（図－1）



図－1 水路の防寒措置

(ロ) 屋外給水管等の外部露出管は、保温材（発泡スチロール，加温式凍結防止器等）で適切な防寒措置を講じるか、または水抜き用の給水用具を設置すること。

### ウ 屋内配管の構造および材質

(ア) 屋内配管は、原則として管内の水を容易に排出できる位置に不凍水抜栓を設置するか、または断熱材や保温材で給水装置を被覆すること。



(イ) 不凍水抜栓を使用する場合は、日本水道協会特別基準、(社)日本バルブ工業会規格の基準適合品とする。

(ロ) 屋内配管は、凍結した場合の電気解氷を考慮し、金属管の使用が望ましい。

## エ 水抜き栓の種類と操作

### (ア) 不凍水抜栓

給水管路の途中に設置し、給水装置の管内の水を地中に排出し、凍結防止するもので、それぞれの配管系統ごとに設置するもの。

寒冷地では、積雪により冬期間メーターの一次側にある止水栓が使用できなくなるため立ち上がり管の損傷等の修繕の場合に使用することが多い。一度のハンドル操作で止水と排水が同時にできるものである。

### (イ) 電動式不凍水抜栓

ハンドルに変わり電動式の駆動部(モーター)を取り付け、操作盤のスイッチにより水抜き操作を行うものである。(図-2)

### (ロ) 函館市型防寒止水栓

改良を重ね5種類のものがあり、現在も相当数設置されているが、平成2年に製造を中止した。

修繕用のスピンドル、パッキンおよびスピンドルとカバーがセットになった上部部品(口径13・20mm)は、函館管工事業協同組合が窓口になって取扱っている。

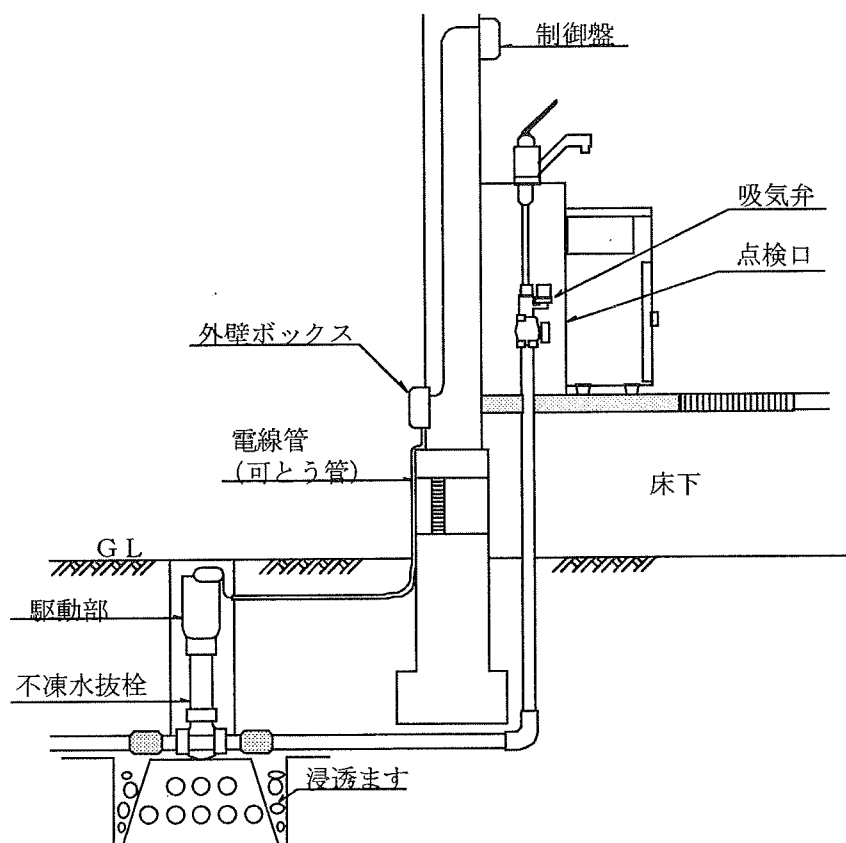


図-2 電動式不凍水抜栓の設置

### (エ) 水抜きバルブ

水抜きバルブは、地下室またはピット内等で不凍水抜き栓を設置できない場合に取り付け、水抜き操作をするバルブである。排水は用具本体の排水口に配管を接続して、浸透ます等に放流する。(図-3)

### オ 水抜き用の給水用具の設置

(ア) 給水装置の構造、使用状況および維持管理を踏まえ選定すること。

(イ) 操作および修繕等が容易な場所に設置すること。

(ウ) メーター下流側で屋内立上り管の間に設置すること。

(エ) 汚水ます等に直接接続せずに、間接排水とすること。

(オ) 排水口は、凍結深度よりも深くすること。

(カ) 排水口付近には、水抜き用浸透ますの設置又は切込砂利等により埋め戻し、排水を容易にすること。(図-2)

(キ) 水抜き用の給水用具以降の配管は、管内水の排水が、容易な構造とすること。

a 用具類への配管は、できるだけ鳥居型配管やU字型配管を避け、先上がりの配管とすること。

b 先上がり配管および埋設配管は1/300以上の勾配とし、露出の横走り配管は1/100以上の勾配をつけること。

c 末端給水栓に至る配管がやむを得ず先下がりとなる場合には、水抜き操作をしても給水栓弁座部に水が残るので、注意して配管すること。

d 配管が長い場合には、万一凍結した際に、解氷作業の便を図るため、取り外し可能なユニオン、フランジ等を適切な箇所に設置すること。

e 配管途中に設ける止水栓類は、排水に支障のない構造とすること。

f 給水栓はハンドル操作で吸気をする構造(固定こま、吊りこま等)とすること。または、吸気弁を設置すること。(図-2)

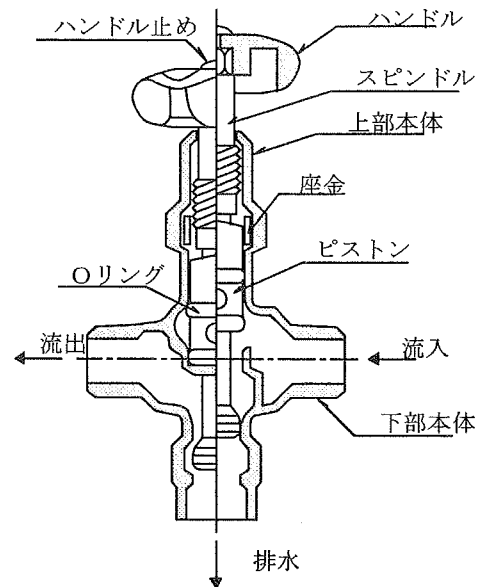
g やむを得ず水の抜けない配管となる場合には、適正な位置に空気流入用または排水用の栓類を取付けて、凍結防止に対処すること。

h 水抜きバルブ等を設置する場合は、屋内またはピット内に露出で設置すること。

### カ 防寒措置

(ア) 防寒措置は、配管の露出部分に発泡スチロール、ポリスチレンフォーム、ポリエチレンフォーム等を施すものとする。(図-4)

また、その巻厚は次表を参考とすること。



## ⑥ 修繕工事

### ア 基本事項

- (ア) 指定事業者は、給水装置の修繕工事を、直接申込者から依頼を受けて施工することができる。
- (イ) 管理者は、配水管等の管理上必要と認める修繕工事について施工する。
- (ウ) 修繕は、給水装置の破損、故障状況に応じ、その影響が甚大にならないよう、応急処置も含め適確な方法で施工する。

### イ 断水を必要とする修繕

- (ア) 断水の判断は、管理者が行う。なお、作業に必要な指示は、状況に応じて管理者が行う。
- (イ) 道路工事等で破損させた場合の修繕に伴う断水作業、給水装置工事で分岐工事の失敗などによる断水作業は管理者が仕切弁操作を行う。この場合、断水作業に係る費用は原因者の負担とする。
- (ウ) 使用者および関係機関に対して、断水内容について事前に周知して施工する。場合によっては、運搬給水を行う。

### ウ 管種別の修繕

#### (ア) 鋳鉄管の場合

- a 局部の穴あき、または分水栓の抜け出しなどは、木栓を打ち込み漏水修理用バンドで修繕する。
- b 輪ビリ状の破損も、原則として、漏水修理用バンドによる修繕とする。
- c 縦ビリ状の破損でバンド修繕できないものは、破損個所を切り管し修繕する。

#### (イ) ポリエチレン管の場合

- a 漏水修理用バンドによる修繕と、破損個所を切り管して一部を取替える方法がある。
- b 万力等で締め付けたたり、折り曲げたりして一時断水して修理する場合は、管のつぶれた部分にMCユニオンを取付けて保護するなどの措置をとらなければならない。

#### (ウ) 鉛管または鋼管の場合

- a 穴あき状態の局部破損のときは、漏水修理用バンドで修繕する。
- b 破損個所を切り管して管を取り替える場合は、既設管との接続継手を管種に合わせ、適確なものを選定して修繕する。

### エ 給水用具の修繕

- (ア) 給水用具および継手などの修繕は、その故障の状態に合わせ、用具全体の取替またはパッキン等の部品の取替など、適切な方法で行うこと。
- (イ) 用具類の修繕は故障の状態によっては、部品の取替で補修できるものが多いので、状態を十分に調べて施工する。

#### オ 凍結解氷

- (ア) 厳寒期にはメーターまでの給水管の凍結があるので、作業前に凍結箇所を確認すること。
- (イ) 凍結により管や用具等の破損が考えられるので、通水後の漏水に対応できるよう事前に止水栓等の位置と作動状態を確認すること。
- (ウ) 電気解氷器を使用する場合は、電気を通さない給水管等があるので、確認の上作業し、また、火災のおそれがあるため、長時間の通電はしないこと。

#### カ 修繕費用

- (ア) 給水装置の修繕に要する費用は、所有者または使用者もしくは原因者の負担とする。
- (イ) 管理者は、次の修繕工事について、その費用を負担することがある。
  - a 公道および公道に準ずる道路（車両の通行できる道路）に布設されている給水管の自然漏水を修繕する工事。
  - b 給水装置の所有者不明の残存管の分岐止めおよび切り離しなどの工事。

#### キ 修繕工事施工の届出等

修繕工事の施工に伴う事前連絡および報告事項については、第2部給水装置工事手続等の取扱の「修繕工事等の報告」による。

## 6. 製図

給水装置の製図は、設計における技術的表現であり、工事の施工および工事費積算の場合の基礎であると同時に、将来の維持管理のための必須の資料である。

従って統一的な方法により明瞭、正確、容易に理解できるものであることが要求される。

図面は、設計、施工および工事費積算のための「設計図」と、工事の検査および維持管理のための「竣工図」に大別される。

### (1) 作図方法および様式

#### ① 方法

ア 作図するにあたっては、方位を明示するとともに北を上にするを原則とする。

イ 作図する図面の種類は、位置図、平面図および立体図とするが、受水槽式給水方式の場合は、受水槽および高置タンクならびに受水槽以降の構造図、各種付帯設備の配置図を作成する。

ウ 表示記号は、(2)の表示記号を標準とする。

エ 縮尺は1/100を標準とし、これによりがたい時は1/50～1/500の範囲内とする。部分的に詳細を必要とする時は、拡大して表すこと。

オ 文字は、明瞭に体裁よく書き、数字は方向と位置を注意し、特に小数点は正確に記入すること。

カ 管などの長さの単位はm（小数点第1位まで記入）とし、口径の単位はmmとする。ただし、鋼管、給水栓、バルブ等については、AまたはB寸法で表示すること。

#### ① 位置図

位置図については、施工場所が関係者等に一目で理解できるよう位置目標となる道路状況および主要な建物等を明示すること。

#### ② 平面図

平面図には、次の事項を明示すること。

ア 建物の位置（民地界、道路界からのオフセット）

イ 給水栓等給水用具の取付位置

ウ 配水管からの分岐位置および止水栓等のオフセット（3点から測定）

エ 布設する管の位置、管種、口径および延長ならびに防護工法

オ 材料および用具の別

カ 道路の種別（舗装の有無、幅員、歩車道区分、公道および私道の区分）

キ 分岐される配水管および給水管等の管種、口径

ク 原則として既設管は細く、新設管は太線書きとする。なお給水、給湯管を別書にすることができる。

③ 立体図

立体図は、平面図に表すことができない配管状況を立体的に表示するもので次の方法で作図すること。

ア 縮尺は、寸法に関係なく必要としないが、寸法に相応したものとし、全体が装置の形状を表現するようバランスのとれたものとする。

イ 水平埋設管は、図面に水平または原則として $45^\circ$ の傾斜とし、立上がり管は、垂直に書くこと。

ウ 水栓類、用具等を表示記号によって記入すること。

エ 管種、口径、延長および防護工法等を記入すること。

⑤ 様式

記入する用紙は、原則として所定のAサイズ図面を用いて作成すること。

ア 設計図は、原則としてA3サイズで「分岐から末端給水栓まで」を作成する。

イ 竣工図は、「分岐からメーターまで」は原則としてA4サイズで作成し、「メーターから末端給水栓まで」は原則としてA3サイズで別々に作成する。

ウ 宅地造成等による図面作成については、原則として、A3サイズとする。

なお、書ききれない場合等、特に事情のある場合はA2サイズとすることができる。

⑥ その他

提出する図面等は、原則として上質紙とし、電子式複写機を用いて作成すること。

(2) 表示記号

① 給水管および給水用具類

平面図・立面図共通		チーヅ	
新設給水管		エルボ	
既設給水管		フランジ	
撤去給水管		プラグ	
布設替給水管		ボールタップ	
撤去埋設管		フラッシュバルブ	
メーター (口径13mm~40mm)		平面図	
メーター (口径50mm以上)		水抜栓	
割T字管		不凍給水栓	
サドル付分水栓		屋外消火栓	
止水栓 (口径13mm~50mm)		一般用具	
バルブ類		立ち上り	
減圧弁		立ち下り	
逆止弁		立面図	
吸気弁		横水栓	
逃し弁		胴長水栓	
屋内消火栓		自在水栓	
ポンプ		散水栓	
給水用具		立水栓	
シンスターン		衛生水栓	
高置タンク		シャワーヘッド	
低置タンク		カップリング付水栓	
防護管(さや管)		水抜栓	
管の交差		不凍給水栓	
片落ち管		屋内止水栓	
ユニオン		隠ぺい配管	

② 管種

管 種	記 号	継 手 記 号
ダクタイル 鑄鉄管 K 形	DIP (K)	
ダクタイル 鑄鉄管 NS 形	DIP (NS)	
ダクタイル 鑄鉄管 A 形	DIP (A)	
ダクタイル 鑄鉄管 S II 形	DIP (SII)	
鑄鉄管 ソケット 形	CIP (C)	
塗 覆 装 管	SP	
石 綿 セ メ ン ト 管	ACP	
塩 化 ビ ニ ル 管	VP	
ポ リ エ チ レ ン 管	PP	
亜 鉛 め つ き 鋼 管	GP	
ス テ ン レ ス 鋼 鋼 管	SSP	
銅 管	CP	
塩化ビニルライニング鋼管	GP (VA) , GP (VB) , GP (VD)	
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	GP (PA) , GP (PB) , GP (PD)	

③ 口径

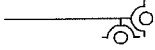

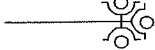
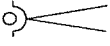
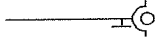


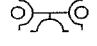
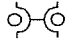
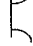
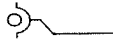
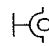
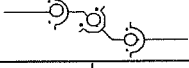
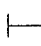
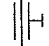
口 径	記 号	口 径	記 号
75		200	
100		250	
150		300	

④ 弁類

名 称	記 号	名 称	記 号
仕 切 弁		地下式消火栓 単口	
逆 止 弁		地上式消火栓	
空 気 弁 双 口		ポ ン プ	
空 気 弁 単 口		排 水 弁	



⑤ 異形管類 (K形の場合)

名 称	記 号	名 称	記 号
二 受 T 字 管		フ ラ ン ジ 短 管	
三 受 十 字 管		さ し 受 片 落 管	
フ ラ ン ジ 付 T 字 管		受 さ し 片 落 管	
曲 管		排 水 T 字 管	
継 輪		ラ ッ パ 管	
乙 字 管		栓	
短 管 1 号		離 脱 防 止 金 具	
短 管 2 号		不 断 水 割 T 字 管	

(注) NS形等の場合は、それぞれの継手記号を用いて表すこと。

## 7. 給水装置工事設計審査

### (1) 設計審査申請図書

- ① 給水装置工事申込書
- ② 給水装置所有者分岐承諾書  
(個人等が所有する給水管から分岐して給水装置を設置する場合、工事申込書の裏面に承諾を得ること。)
- ③ 給水装置工事(設計)・使用 材料書
- ④ 水理計算書(当該取扱で提出を定めている工事の場合)
- ⑤ 給水装置工事設計図
  - ア 一般住宅等：分岐から末端給水栓までの平面図，立体図，位置図
  - イ 開発行為等：給水管布設平面図，配管接続図，位置図
- ⑥ その他必要と認める書類

### (2) 設計審査申請の承認通知

提出された給水装置工事申込書の設計審査申請に対し、審査の結果を給水装置工事承認通知書により7日以内に通知する。

## 8. 給水装置工事検査

### (1) 工事検査申請図書

- ① 給水装置工事検査申請書
- ② 給水装置工事 設計・(使用)材料書
- ③ 給水装置工事竣工図
  - ア 一般住宅等：分岐から末端給水栓までの平面図，立体図，位置図
  - イ 開発行為等：給水管布設平面図，配管接続図，位置図
- ④ 水圧試験記録表
- ⑤ 工事竣工検査表
- ⑥ 給水装置工事写真
  - ア 宅地内工事写真
  - イ 道路内工事写真
- ⑦ 路面復旧完了届
- ⑧ 道路占用工事完了届
  - ア 占用工事完了届
  - イ 届に添付する写真
- ⑨ その他必要と認める書類
  - ア 仕切弁情報台帳(口径50mm以上)
  - イ その他

(2) 分岐工事等の立会検査

① 分岐工事および分岐止工事の立会検査区分

指名給水装置工事主任技術者（以下「指名主任技術者」という。）の立会のもと、検査を行う工事は、原則として、下記の表のとおりとする。

分岐される管	口径 (mm)	分岐する管	口径 (mm)	分岐材料	立 会 検 査		
					公道	私道	宅地内
鑄 鉄 管	75～350	ポリエチレン管	20～25	サドル付分水栓	○	×	×
			40, 50	割丁字管 (簡易仕切弁付)	○	×	×
		鑄鉄管	75 以上	割丁字管	○	○	○

※その他、管理者が必要と認めるものについては、立会検査を行う。

② 分岐工事の時期

ア 分岐穿孔は、給水装置工事の最終工程で行うことを原則とする。

イ 開発行為等の給水装置工事の配水管からの分岐穿孔工事は、給水管布設後の最終工程とするが、特別な事情がある場合についてはこの限りでない。

### (3) 通水作業の立会検査

#### ① 通水作業の立会検査区分

指名主任技術者立会のもと、検査を行う工事は、原則として、下記の表のとおりとする。

分岐される管	口径(mm)	取出管口径(mm)	分岐材料	立会検査
鑄鉄管	75~350	20~25	サドル付分水栓	×
		40, 50	割丁字管 (簡易仕切弁付)	×
		75以上	割丁字管	○
ポリエチレン管	13~50	13, 20, 25	サドル付分水栓	×
		同口径分岐	ポリエチレン管用チーズ	×
※その他、管理者が必要と認めるものについては、立会を行う。				

#### ② 通水方法

##### ア 50mm以下の場合

50mm以下の給水管の通水作業を行う場合は、出水量を調整しながら分岐部分において、一度排水を行う。その後、管を接続し、管の末端で再び出水量を調整しながら管の洗浄を行う。

##### イ 75mm以上の場合

##### (ア) ダクタイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装

- a 通水作業を行う前に、立会検査日を決定し、管洗浄用水計測メーター(以下「管洗浄用メーター」という。)の払出しを受ける。
- b 穿孔作業を行い、完了後、スワブを挿入し、管を接続する。
- c 管理者の指示により出水量を調整しながら仕切弁を開けて、スワブを水圧により押出し、仕切弁を一度閉止する。
- d 管末に管洗浄用メーターを設置する。
- e 出水量を調整しながら末端バルブを開けて、新設管内の水を二替わり程度排水する。排水完了後、末端バルブで閉止しておく。
- f 約一日経過後、施工した指定事業者が採水し、水質試験は管理者が行う。
- g 水質が合格と認められた後、管洗浄用メーターを撤去し、管理者に返却する。

(イ) ダクタイル鋳鉄管内面モルタルライニング

- a 通水作業を行う前に、立会検査日を決定し、管洗浄用メーターの払出しを受ける。
- b 穿孔作業を行い、完了後、スワブを挿入し管を接続する。
- c 管理者の指示により出水量を調整しながら仕切弁を開けて、スワブを水圧により押出し、仕切弁を一度閉止する。
- d 管末に管洗浄用メーターを設置する。
- e 出水量を調整しながら末端バルブを開けて、新設管内の水を一替わり程度排水する。排水完了後、末端バルブで閉止し、3日間そのまま放置する。
- f 3日後、管理者の指示により、出水量を調整し、末端バルブで管内の水を三替わり排水する。
- g 排水完了後、施工した指定事業者が採水し、水質試験は管理者が行う。
- h 水質が合格と認められた後、管洗浄用メーターを撤去し、管理者に返却する。

③ その他

分岐される配水管（鋼管）等が老朽化等により、赤水や濁りが発生すると思われる場合、管理者の指示に従い、出水量を調整し通水作業を行う。

(4) 水圧試験

① 試験要領

ア 試験の圧力および加圧時間は、すべての口径に対し、約1.0MPa (10kgf/cm<sup>2</sup>) 3分間とする。

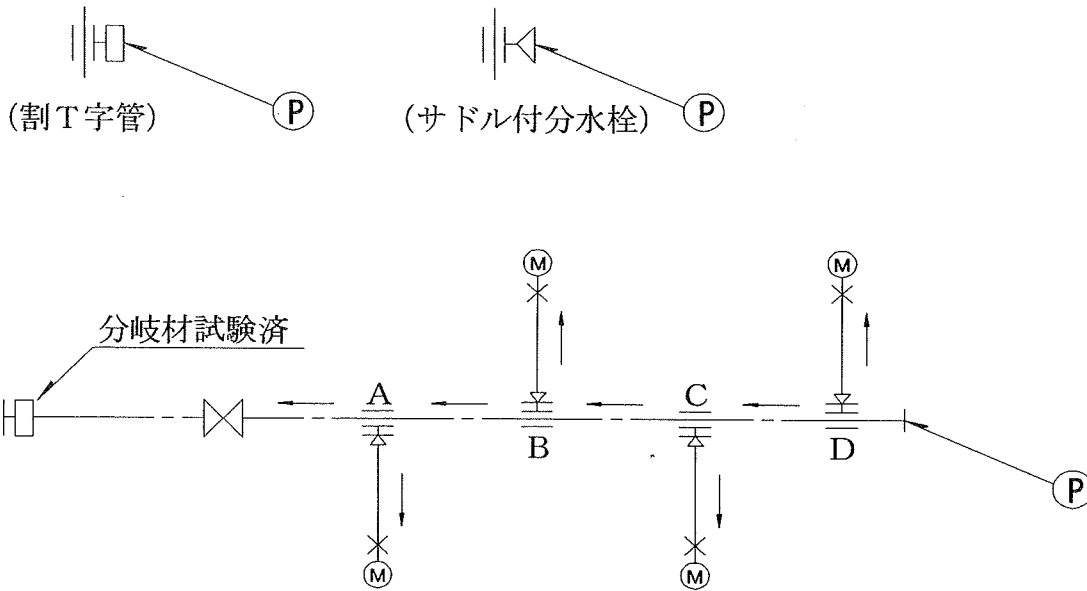
イ 試験は原則として埋戻し前に行う。

ウ 井戸水または受水槽式給水を上水道（直結式給水）に切り替えする工事は、既設管の接続までを試験要領のとおり行い、既設末端給水栓までは、試験を省略することができる。この場合、確認書を提出しなければならない。

エ 試験は、施工者の自主試験とする。

② 試験方法

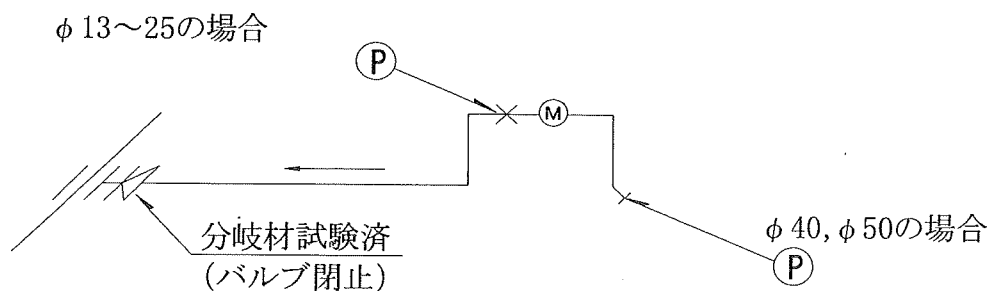
ア 分岐材の試験は、割丁字管、サドル付分水栓を取付けた後、穿孔前に行う。ただし、アパート、団地等の工事で、管の布設中に分岐材を取付け、穿孔し、給水管布設後一括して試験ができる場合は、個々の分岐材（A、B、C、D）の試験を省略できる。（図-1参照）



(図-1)

イ 給水管の口径が13から25mmの甲止水栓使用のものは、分岐材の試験を終了した後、給水管等を接続し、止水栓手前エルボより試験を行う。

(図-2参照)



(図-2)

ウ メーター以下の給水装置の場合は、末端給水栓まで施工した後、給水栓とメーターの間で試験を行う。

エ 試験実施前に管内のエア抜きを十分行う。

オ 加圧状態は、1回の水圧試験に1枚の記録用紙とし、加圧から減圧までを1ストロークとして自記録装置により記録する。

カ 記録用紙には、次の事項を記載する。

(ア) 施工年月日、施工箇所、申込者名

(イ) 立会者確認(指名主任技術者、申込者または建築業者の印かサイン)

(ウ) 分岐等の試験箇所

(エ) 団地等で複数の試験を行う場合は、竣工図との照合番号

キ メーター以下の装置の試験では、次の事項に留意して実施する。

(ア) 一括した加圧が困難な場合は、部分的に加圧、記録してもよい。

(イ) 湯沸器等直結用具の取付けおよび給湯配管のあるものについては、直結部分の試験を行う。

(ウ) 受水槽またはシスタック以降の給水設備は、直結配管同様試験を行うことが望ましい。

## (5) 管理者が行う完成検査

配水管の適正な管理と水質の安全確保のため、必要な範囲の検査を行うもので、完成検査にあたっては、現地において指名主任技術者立会のもと、管理者が行う。

### ① 完成立会検査

- ア メーターを設置する工事
- イ 病院や飲食店等において、特殊器具を設置する工事
- ウ 受水槽設置等（私設消火栓、井戸水等）の工事
- エ その他、開発行為等の管理者が立会を必要と認める工事

### ② メーター以下の給水装置の検査項目

#### ア 使用材料等の確認

使用材料および用具については、給水装置工事検査申請書に添付される給水装置工事使用材料書で行う。

#### イ 給水方式の確認

（直結式給水）

（ア）管理者が定めた5階までの範囲

（イ）末端給水栓の出水量

（受水槽式給水）

（ア）受水槽の容量、設置状態および定水位弁の有無

（イ）末端給水栓の出水量

#### ウ 配管の確認

（ア）井戸水等のクロスコネクション

（イ）複数のメーターが設置された場合

（ウ）配水管の水質等に影響を及ぼす配管（給湯の循環使用、暖房の補給水、受水槽以降の給湯配管と直結給水配管との混合水栓による接合等）

#### エ 水抜栓の設置状態の確認

#### オ メーターの確認

（ア）メーター番号

（イ）メーターの設置状態

### ③水質検査

完成立会検査の際にDPD剤（No.1）により残留塩素測定を行う。また、水道水の臭気、味、色、濁り、異物の確認を行う。

### ④ 路面復旧の確認

路面復旧完了届および占用工事完了届に添付する写真が提出された後、確認を行うが、復旧状態が良好でないと認められる場合は、工事の再施工を求める。

### ⑤ 立会を必要としない検査

- ア 工事用および散水栓1栓のみの設置工事



- イ 50mm以下の公道以外の撤去工事（切り離し箇所の写真）
- ウ メーター以下の改造工事（管理者が必要と認めるものは除く）
- エ 道路路面復旧工事
- オ 修繕工事（管理者が必要と認めるものは除く）

⑥ 現場検査の省略

- ア 水洗化工事でフレキシブル継手による接合のもの
- イ 給水栓、ボールタップ等の給水用具および取付用の設備を撤去する工事
- ウ 埋設管の位置を変更する工事（設計審査で立会が必要と判断されるものは、工事中に立会う）

(6) 指定事業者が行う完成検査

- ① 指定事業者（主任技術者）は、工事竣工検査表により完成図書の検査と現地検査を行う。
- ② 給水装置の使用開始にあたっては、水圧試験を行い、メーター設置後、通水、管内洗浄、水質の確認（臭気、味、色、濁り、異物）を行う。

(7) 水質試験

① 基本事項

- ア 水質試験のための採水は、管理者の指示により行うこと。
- イ 水質試験は、管理者が行う。

② 新設鋳鉄管布設工事の水質試験

- ア 管洗浄終了後、水質試験のための水を採水する。
- イ 試験水は、鋳鉄管布設管路のそれぞれの末端から採水する。
- ウ 試験項目は、次のとおりとする。

- (ア) 濁度、色度、pH値、残留塩素検査 : 採水ビン 500ml 2本
- (イ) 一般細菌検査 : 滅菌採水ビン 250ml 1本



## 第2部 給水装置工事手続等の取扱

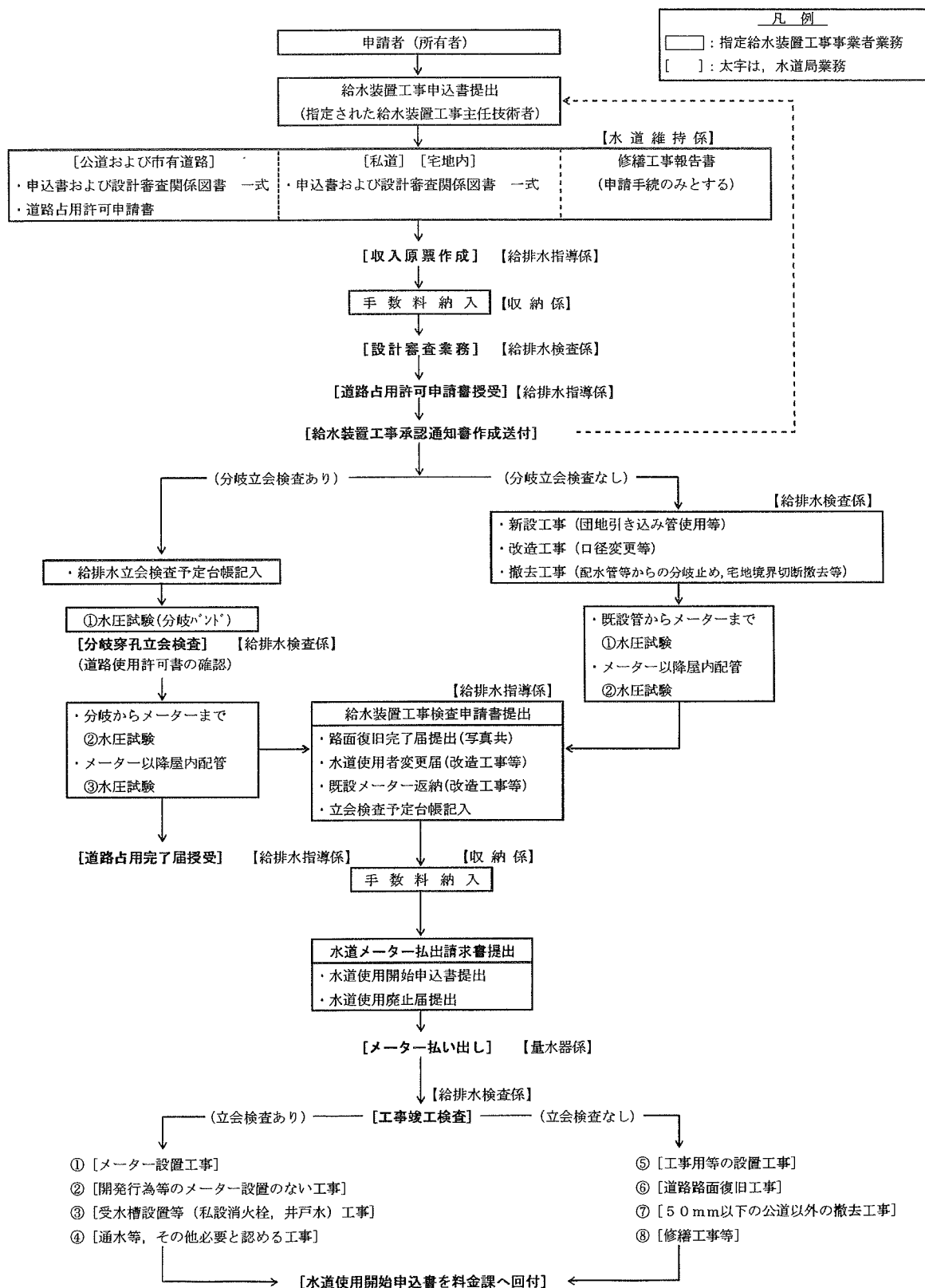
1. 手続等業務のフロー	1
(1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の手続関係基本フロー	1
(2) 修繕工事の基本フロー	2
(3) 本局および各営業所が所管する区域	3
2. 申請の手続	3
(1) 給水装置工事申込（設計審査申請）	3
① 申請時期と提出手続	3
② 給水装置工事の種別による申込の取扱	3
(2) 道路占用許可申請等	4
① 道路占用許可申請	4
② 道路使用許可申請	4
③ 提出図書および部数	4
④ 工事関係諸官公庁	5
(3) メーターの受け渡し	6
① 受け渡し手続	6
② 払出時期等	6
③ 水道メーター貸与の特例	7
④ 管洗浄用メーター設置に伴う取扱	7
(4) 工事中止の申請	7
(5) 給水装置工事検査申請	8
① 申請時期と提出手続	8
② 道路占用完了届の提出	9
(6) 立会検査の申請	10
① 申請の方法	10
② 検査員の指示	10
③ 給水装置工事検査の担当区域	10
④ 給水装置工事検査区域割図	11

(7) 修繕工事等の報告	1 2
① 修繕工事等に伴う連絡事項	1 2
② 修繕工事報告書の提出	1 2
③ 軽微な変更届の取扱	1 2
④ 使用水量等の認定	1 2
⑤ 凍結解氷作業の報告	1 2
(8) その他	1 2
① 閉栓を依頼されたときの手続	1 2
② メーターの返納および亡失	1 2
③ 開栓を依頼されたときの手続	1 2
3. 手数料の取扱	1 3
4. 給水装置工事竣工図書等の閲覧の取扱	2 1
5. 開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事の取扱	2 3
6. 中層建築物直結給水の取扱	3 1
7. 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱	4 3
8. 私設消火栓等の取扱	5 7
9. 貯水槽水道の取扱	6 1

# 第 2 部

## 1. 手続等業務のフロー

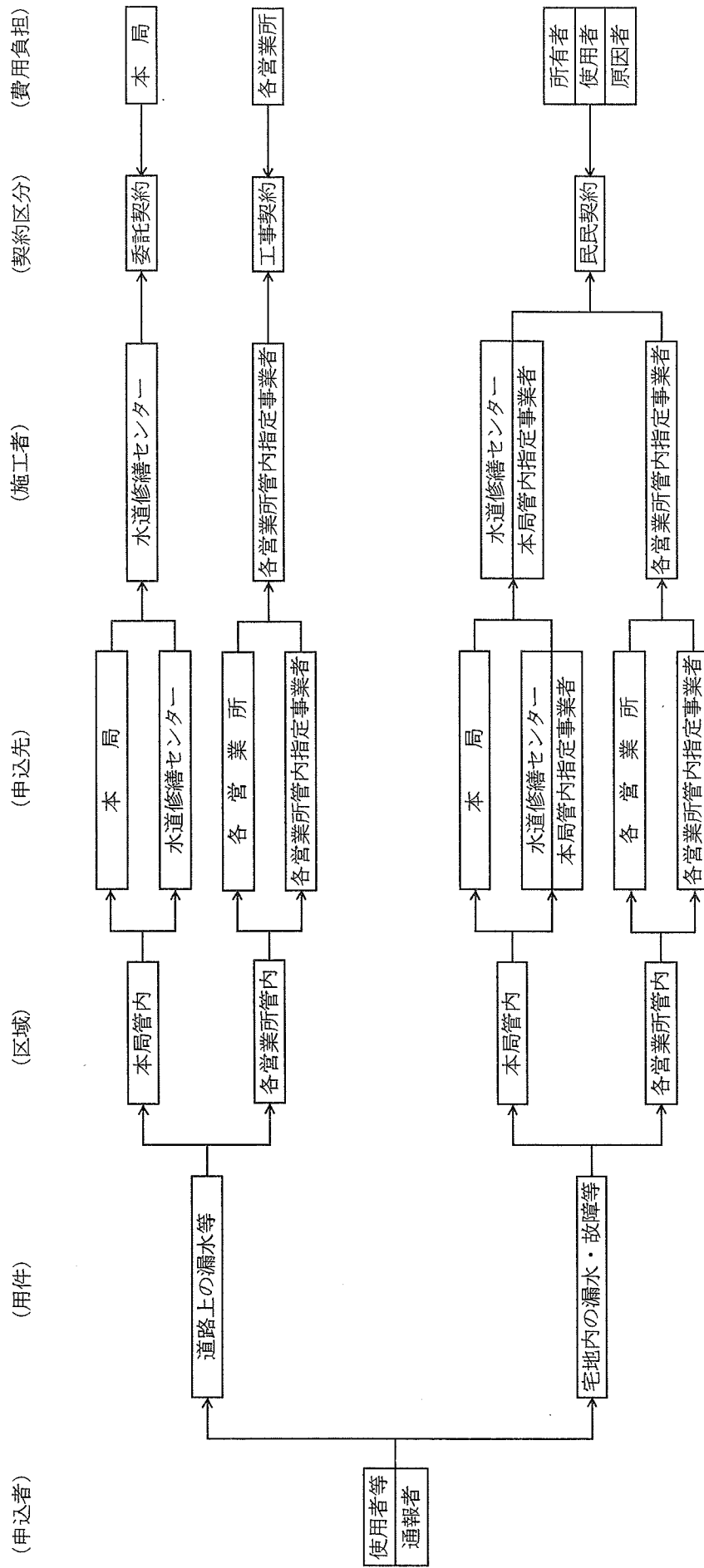
- (1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の手続関係基本フロー（本局の場合）  
各営業所管内においては、手続関係基本フロー中、係名はそれぞれ所管する区域の営業所名とする。



【取扱六】

(2) 修繕工事の基本フロー

修繕工事の全体の流れは、概ね次のとおりである。



【水 受 受】

(3) 本局および各営業所が所管する区域

- ① 本局（業務課他）  
各営業所管内を除く給水区域
- ② 戸井営業所  
戸井支所管内の給水区域
- ③ 恵山営業所  
恵山支所管内の給水区域
- ④ 椴法華営業所  
椴法華支所管内の給水区域
- ⑤ 南茅部営業所  
南茅部支所管内および鹿部町の一部の給水区域  
なお、給水区域については、本局および各営業所に確認し手続すること。

## 2. 申請の手続

(1) 給水装置工事申込（設計審査申請）

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

(ア) 給水装置工事申込書は、必要事項を記入の上、工事着工前に提出しなければならない。

(イ) 工事の着工は、給水装置工事承認通知を受けた後に行うこと。

イ 提出手続

(ア) 給水装置工事申込書は、給水装置工事の申込と給水装置の設計審査申請を兼ねているので、記入例を参考に作成すること。

(イ) 給水装置工事申込書には、給排水指導係または各営業所で調査し、打ち合わせした内容がわかるものを添付すること。

(ウ) 給水装置工事申込書を提出するときは、当該箇所が公共下水道処理区域の場合、排水設備計画確認申請書を同時に提出すること。

(エ) 給水装置工事申込書は、給排水指導係または各営業所に提出し、手数料納入通知書を受ける。

(オ) 手数料納入通知書を料金課または各営業所（水道局指定金融機関）に提出し、手数料を納入する。

② 給水装置工事の種別による申込の取扱

ア 新設・改造工事が単独の場合は、それぞれ新設・改造工事とする。

イ 撤去工事が単独の場合は、撤去工事とする。

ウ 新設工事と改造工事が重複する場合は、新設工事とする。

エ 新設工事と撤去工事が重複する場合は、新設工事とする。

オ 改造工事と撤去工事が重複する場合は、改造工事とする。

(2) 道路占用許可申請等

① 道路占用許可申請

申請書は、申込者が作成し、給水装置工事申込書と同時に給排水指導係または各営業所に提出する。

提出から許可までの日数は、概ね次のとおりである。

国道 14日                  道道 30日                  市道 14日

② 道路使用許可申請

申請書は、設計審査申請者が作成し、所轄警察署へ提出し許可を受け、許可書の写しを給排水指導係または各営業所に提出する。

なお、交通止め等の交通規制が予想される箇所は、設計の段階で所轄警察署と協議すること。

提出から許可までの日数は、概ね5日である。

③ 提出図書および部数

種別	道路占用				道路使用
	国道	道道	市道		警察
			新設	廃止	
申請書	1部 (3枚複写)	1部 (4枚)	1部 (5枚複写)	1部 (5枚複写)	1部 (2枚)
道路占用変更許可内訳書	—	4部	—	—	—
位置図(住宅地図)	3部	4部	3部	3部	2部
位置図(1/50,000)	3部	4部	—	—	—
位置図 (道路台帳図 1/500)	3部	4部	—	—	—
保安施設様式図	3部	4部	—	—	—
仕様書	3部	4部	3部	3部	2部
断面図・平面図・復旧図 (1/50~1/100)	3部	4部	3部	3部	2部
理由書(3年規制道路掘削)	—	—	2部	2部	—
理由書(廃止管)	—	—	—	2部	—
占用工事着手・竣工届	1部	1部	1部	1部	—



④ 工事関係諸官公庁

所管事項	所管官公署等	電話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館土木現業所 事業部事業第一課管理係	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 維持課施設管理係	(代)21-3410
	函館市戸井支所 建設課	(代)82-2111
	函館市恵山支所 建設課	(代)85-2331
	函館市楳法華支所 建設課	(代)86-2111
	函館市南茅部支所 建設課	(代)(01372)2-5111
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
下水道 本管工事担当	函館市水道局 事業部下水道課管渠第1係 管渠第2係	(代)27-8763
		(代)27-8764
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ 函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	(代)22-4111
		43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT-ME北海道 函館支店 アクセスサービスセンター	45-5551
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部 予防課 警防課	22-2144
		22-2146

### (3) メーターの受け渡し

#### ① 受け渡し手続

##### ア メーター受取のみの場合

- (ア) 申請者は、「給水装置工事検査申請書」、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を給排水指導係または各営業所に提出する。
- (イ) 担当者は、「給水装置工事検査申請書」を受け付け、「手数料納入通知書」を作成し申請者に渡す。また、「水道メーター払出請求書」に「給水装置工事検査申請書」提出済みの確認印を押し、「水道使用開始申込書」といっしょに申請者に渡す。
- (ロ) 申請者は、「手数料納入通知書」を料金課または各営業所（水道局指定金融機関）に提出し手数料を納入する。
- (ハ) 申請者は、手数料納入後、完成立会検査日を「給排水立会検査予定台帳」および「水道メーター払出請求書」に記入し、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を量水器係または各営業所に提出する。
- (ニ) 担当者は、手数料が納入されたこと、完成立会検査日が記入されたことを確認し、「水道メーター払出請求書」によりメーターを渡す。

##### イ メーターの返納が伴う場合

- (ア) 新メーターの設置と旧メーターの返納が伴う工事では、「水道使用開始申込書」、「水道使用廃止届」、「水道メーター払出請求書」、「水道メーター返納書」により、新旧メーターの受取と返納を同時に行うことを原則とする。
- (イ) メーターの口径変更等で返納、受取りを同時にできない場合は、「水道使用廃止届」、「水道メーター返納書」の提出と旧メーターの返納は、5日以内とする。

##### ウ パイプシャフト内のメーター

- (ア) 中層建築物直結給水の場合は、事前に逆止弁部およびシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(中層建築物用)」を受けて手続をする。
- (イ) 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針をする場合は、事前にシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(特例検針住宅用)」を受けて手続をする。

#### ② 払出時期等

ア メーターの払出は、工事完成後「給水装置工事検査申請書」および所定の届出書の提出後とし、祝日を除き月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後4時30分までの間とする。

イ 開発行為等の宅地造成に伴うメーターの設置されない給水管布設工事では、管洗浄に使用する排水水量を計量するためのメーター（以下「管洗浄用メーター」という。）を一時貸与し、排水期間中の設置とする。

この場合の分岐穿孔工事は給水管布設完了後、工事の最終工程で行うこと。設置するメーターは、申請により分岐穿孔前に貸与する。

ウ メーター口径変更工事は、申請者の工事工程に合わせて、所定の届出書を提出する。

③ 水道メーターの貸与の特例

ア 口径50mm以上のメーターは、ボックス設置の関係から先出しとする。

イ 管理者が特に必要と求める場合は、先出しとする。なお、パイプシャフト内に各戸メーターを設置するものは、下記の表のとおりとする。

共同住宅等の給水装置の形態		工事施工後の給水装置の形態	水道メーターの払い出し時期
新 築	中層建築物直結給水	中層建築物直結給水	各戸メーター後出し
	受水槽式給水特例検針住宅	受水槽式給水特例検針住宅	参考メーター後出し 各戸メーター先出し
既 設	受水槽式給水特例検針住宅	中層建築物直結給水	各戸メーター先出し
	受水槽式給水住宅 (特例検針していない住宅)	受水槽式給水特例検針住宅	各戸メーター先出し

④ 管洗浄用メーター設置に伴う取扱

管洗浄用メーターを設置し、水を使用する場合は、次のとおりとする。

ア 管洗浄用メーターを設置し、排水を行う者は、通水作業立会検査の申請時に「管洗浄用水使用申請書」を給排水検査係または各営業所に提出する。

イ 管洗浄用水の使用を許可する場合は、業務課長および各営業所長決裁とし、使用者に「管洗浄用水使用許可書」を送付する。

ウ 管洗浄用メーターは、「管洗浄用水使用申請書」の提出時に貸与する。

エ 管洗浄作業が完了し、水質試験合格の後、検査員は使用水量の確認を行う。

確認の後、給排水検査係または各営業所に「管洗浄用水使用報告書」を提出し、管洗浄用メーターの返却を同時に行うこと。

オ 「管洗浄用水使用報告書」提出後、業務課長および各営業所長決裁を受け、使用水量を認定し、「管洗浄用水使用料金内訳書」を調定係に提出する。

カ 調定係は、納入通知書を作成し、使用者に送付する。

キ 使用料金の支払は、料金課または各営業所（水道局指定金融機関）とする。

(4) 工事中止の申請

給水装置工事申込後、工事中止となった場合指定事業者（主任技術者）は、速やかに給排水指導係または各営業所へ工事中止届を提出すること。

なお、届出様式は、特に定めない。

(5) 給水装置工事検査申請

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

- (ア) 各種立会検査の申請時期は、希望予定日を前日までに業務課または各営業所の地区別の「給排水立会検査予定台帳」に記入する。
- (イ) 新設工事の完成立会検査は、所有者等の入居前とする。
- (ウ) 工事完成後提出する給水装置工事検査申請書は、竣工後7日以内とし、その後行う完成立会検査は、5日以内とする。

イ 提出手続

- (ア) 各種立会検査の申請は、「給排水立会検査予定台帳」の記入によることとし、申請様式は定めない。
- (イ) 工事の竣工後に提出を必要とする伝票等
  - a メーター払出請求書  
給水装置工事検査申請書の提出後、メーターの払出しを受けるときに提出する。
  - b 水道使用開始申込書（新設・改造・開栓用）  
メーターの設置される新設、改造工事の場合に提出する。  
水道使用開始申込書は、水道メーター払出請求書と同時に提出する。
  - c 水道使用廃止届（改造・撤去・閉栓・中止用）  
新設、改造、撤去工事により既設メーターを閉栓する場合に提出する。
  - d 水道メーター返納書  
新設、改造、撤去工事で取り外したメーターは、速やかに量水器係または各営業所に水道メーター返納書を添えて返納すること。
- (ウ) 工事竣工後に提出を必要とする図書等
  - a 給水装置工事検査申請書
  - b 給水装置工事 設計・（使用）材料書
  - c 給水装置工事竣工図（平面図，立体図，配管接続図等）
  - d 水圧試験記録表
  - e 工事竣工検査表（指定事業者自主検査）
  - f 給水装置工事写真
    - (a) 宅地内工事写真
      - ・メーター上流側埋設深度
      - ・メーター設置鳥居型配管
    - (b) 道路内工事写真
      - ・分岐穿孔
      - ・埋設深度
      - ・私道路面復旧完成

(c) その他

- ・分岐止（宅地内，道路内）

なお，写真撮影等については，道路占用完了届の提出 ア の基本事項のとおりとする。

g 路面復旧完了届

なお，給水装置工事検査申請書の提出は，第2部「メーターの受け渡し」の取扱による。

③ 道路占用完了届の提出

ア 基本事項

- (ア) 申請書等に添付する写真は，所定の台紙（別紙）に，1枚ずつ貼ること。
- (イ) 工事写真には，工事名，施工年月日，施工箇所，占用者名および施工者名を表示した標板を入れて撮影すること。

イ 国道の道路占用工事完了届

- (ア) 占用工事完了届
- (イ) 着手届
- (ウ) 竣工届
- (エ) 工事写真
  - a 工事着手前全景（カッター切断前）
  - b 工事竣工時全景
  - c 工事実施状況（保安対策関係を含む）
  - d 根掘り
  - e 埋戻し
  - f 路床転圧状況
  - g 路盤転圧状況
  - h 舗装転圧状況
  - i 路盤厚寸法および舗装厚寸法
  - j 占用物件敷設状況（設置状況および寸法がわかるように）
  - k 本管と引込管との接合状況
  - l 乳剤散布状況
  - m 舗装止縁石の撤去・設置状況
  - n その他，道路管理者が必要と認めたもの

ウ 道道，市道の道路占用工事完了届

- (ア) 占用工事完了届
- (イ) 着手届
- (ウ) 竣工届
- (エ) 工事写真
  - a 工事着手前全景（カッター切断前）
  - b 埋設物件（埋設深度）
  - c 工事竣工時全景

## (6) 立会検査の申請

### ① 申請の方法

- ア 立会検査は、来局して「給排水立会検査予定台帳」に必要事項を記入する。
- イ 「給排水立会検査予定台帳」の記入者は、指名給水装置工事主任技術者または工事内容を熟知する者とする。
- ウ 対象とする工事は、次のとおりとする。
  - (ア) 立会を指定している分岐穿孔工事
  - (イ) 濁水の発生、水圧低下の恐れがある通水作業
  - (ウ) メーターを設置する工事
  - (エ) 特殊器具を設置する工事
  - (オ) 受水槽を設置する工事
  - (カ) その他管理者が必要と認める工事

### ② 検査員の指示

- ア 検査員は、工事工程等について事前に打合せを求めることがある。
- イ 検査員は、立会の際に必要な応じた指示をすることがある。
- ウ 指示に従わない場合、または不適切な技能者が従事しているときは、工事を一時中止させることがある。

### ③ 給水装置工事検査の担当区域

#### ア 本局（水道事業）

##### (ア) Aブロック

入舟、船見、弥生、弁天、大町、末広、元町、青柳、谷地頭、住吉、宝来、東川、豊川、大手、栄町、旭町、東雲、大森、松風、若松、千歳、新川、上新川、海岸、大縄、松川、万代、浅野、吉川、北浜、港町1～3丁目、追分、亀田、大川、田家、白鳥、八幡、宮前、中島、千代台、堀川、高盛、宇賀浦、杉並、本町、梁川、五稜郭、亀田本、亀田港、北斗市七重浜1丁目

##### (イ) Bブロック

日乃出、的場、時任、柳、松陰、人見、金掘、乃木、柏木、川原、深堀、駒場、広野、湯浜、湯川1～3丁目、戸倉、榎本、花園、日吉1～4丁目、上野、高丘、滝沢、見晴、鈴蘭丘、上湯川、銅山、旭岡、西旭岡1～3丁目、鱒川、庵原、亀尾、米原、東畑、鉄山、蛾眉野、根崎、高松、志海苔、瀬戸川、赤坂、銭亀、中野、新湊、石倉、古川、豊原、石崎、鶴野、白石、本通1～4丁目

##### (ウ) Cブロック

中道1～2丁目、山の手1～3丁目、鍛冶1～2丁目、陣川、陣川1～2丁目、神山、神山1～3、東山、東山1～3丁目、赤川、赤川1丁目、亀田中野、北美原1～3丁目

##### (エ) Dブロック

富岡1～3丁目、美原1～5丁目、石川、桔梗、桔梗1～5丁目、西桔梗、昭和、昭和1～4丁目

#### イ 戸井営業所（戸井簡易水道事業）

小安、釜谷、汐首、瀬田来、弁才、泊町、館町、浜町、新二見、原木

#### ウ 恵山営業所（日浦、恵山東部簡易水道事業）

日浦、豊浦、大潤、中浜、女那川、川上、高岱、日ノ浜、古武井、恵山、柏野、御崎

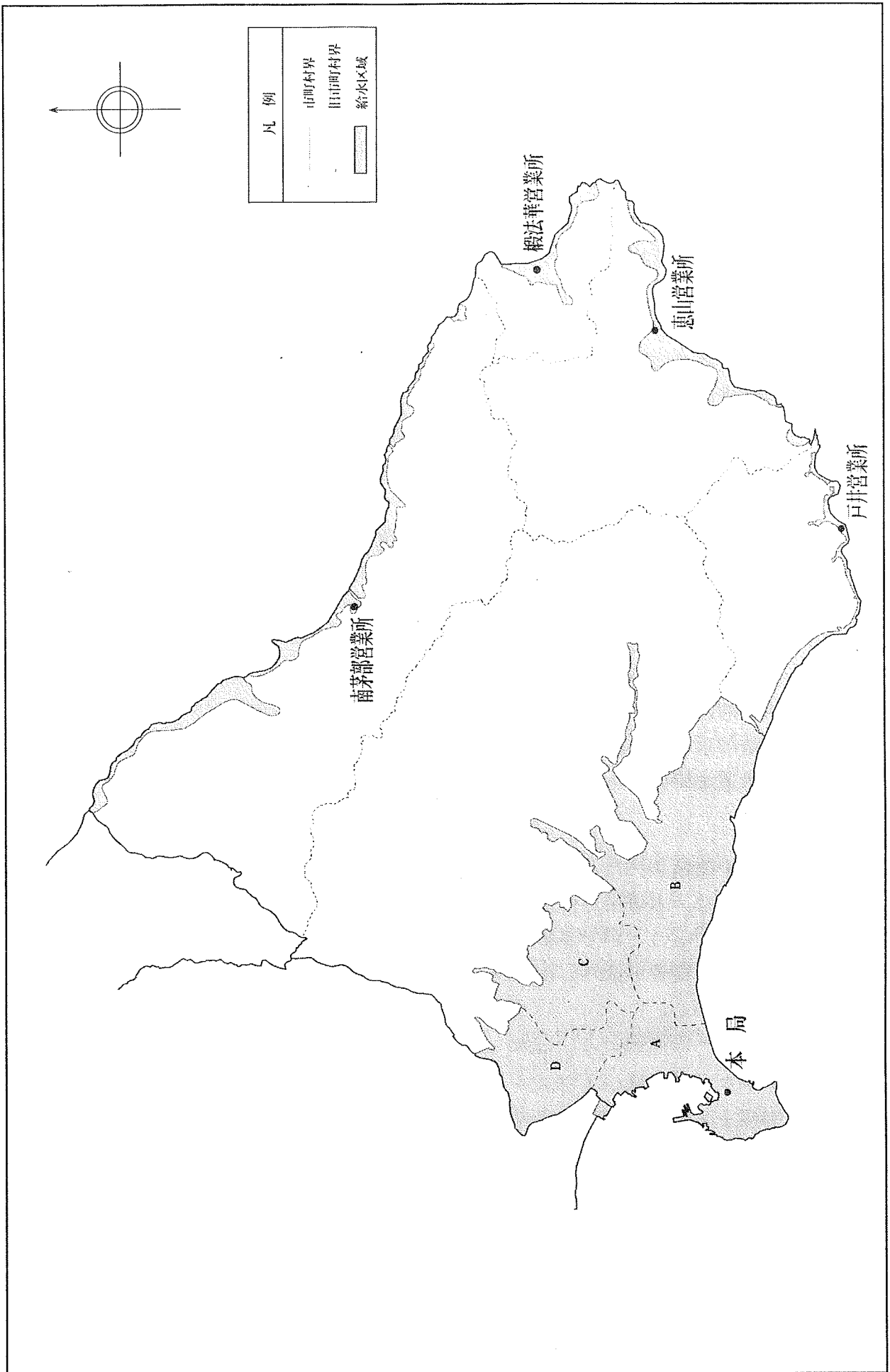
#### エ 楳法華営業所（楳法華簡易水道事業）

新浜、恵山岬、元村、富浦、島泊、新恵山、絵紙山、新八幡、銚子

#### オ 南茅部営業所（古部、木直、尾札部、白尻、大船簡易水道事業）

古部、木直、尾札部、川汲、安浦、白尻、豊崎、大船、双見、岩戸、鹿部町字大岩1番地

④給水装置工事検査区域割図



【取扱六】

## (7) 修繕工事等の報告

### ① 修繕工事等に伴う連絡事項

ア 公道および公道に準ずる道路（車両の通行できる道路）における自然漏水または、道路工事等で給水管を破損させた場合の修繕を依頼されたときは、事前に水道修繕センターまたは各営業所へ連絡すること。

イ 出水量が多く断水を必要とする修繕を依頼された場合は、速やかに水道維持係または各営業所へ連絡し、指示を受けること。

ウ 凍結解氷を依頼された場合、メーター手前で地下凍結しているときは、水道修繕センターまたは各営業所へ連絡すること。

### ② 修繕工事報告書の提出

修繕工事を施工した後は、7日以内に「修繕工事報告書」により、速やかに水道維持係または各営業所へ届け出ること。

ア 宅地内修繕を行った場合（使用水量認定を必要とするものを含む。）

イ 破損修繕を行った場合（流出水量認定を必要とするものを含む。）

### ③ 軽微な変更届の取扱

修繕工事の適用除外となる軽微な変更を行った場合で、使用水量の認定を必要とするときは、「軽微な変更届」を7日以内に水道維持係または各営業所へ届け出ること。

### ④ 使用水量等の認定

使用水量等の認定については、水道局の基準に基づき行う。

### ⑤ 凍結解氷作業の報告

凍結解氷をした場合は、「凍結解氷作業月例報告書」により、翌月の7日までに水道維持係または各営業所へ届け出ること。

## (8) その他

### ① 閉栓を依頼されたときの手続き

ア 閉栓は、水道局が行うが、建物等を解体する場合は、指定事業者においても閉栓することができる。

イ 指定事業者が取外したメーターは、速やかに量水器係または各営業所へ返納すること。

### ② メーターの返納および亡失

メーターの返納およびメーターを亡失またはき損したときには、速やかに量水器係または各営業所へ届け出ること。

ア 水道メーター返納書

イ 水道メーター亡失（き損）届

### ③ 開栓を依頼されたときの手続

ア 開栓は水道局が行う。ただし、給水装置工事の伴うものは除く。

イ 空家に入居するため開栓を依頼されたときは、量水器係または各営業所に申込すること。



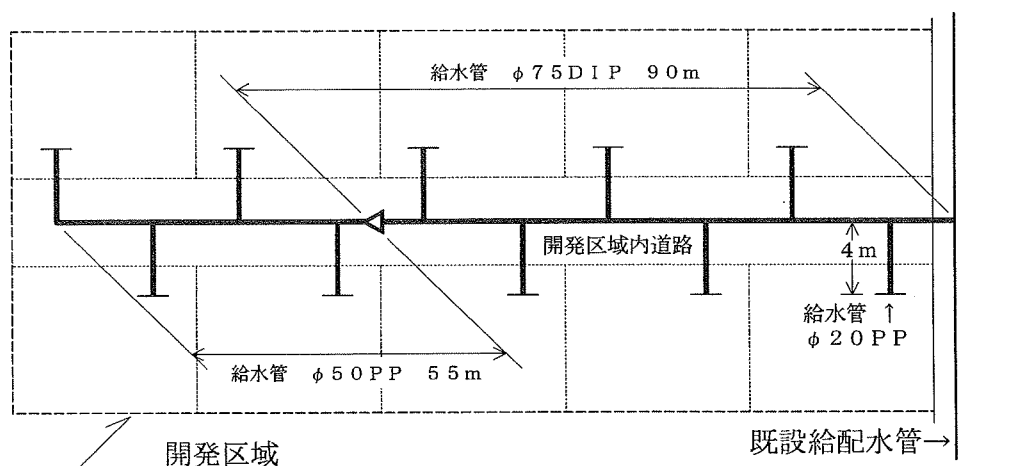
③ 開発行為等に関する手数料の取扱

ア この取扱は、条例第34条第2項で定める都市計画法第4条第12項（開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。）に定める開発行為に関するものおよびこれに準ずるものに適用する。

イ 開発行為等の新設工事でメーターが設置されない場合の設計審査手数料は配水管から取り出す給水管の最大口径の区分で算定する。

ウ 開発行為等の新設工事でメーターが設置されない場合の工事検査手数料は布設する給水管の口径ごとの区分により、それぞれの延長を加算して算定する。ただし、開発区域内道路に布設する給水管と宅地に引き込む給水管を同時に施工する場合は、宅地に引き込む給水管を除いて手数料を算定する。

例



・設計審査手数料 8,300円

8,300円（50ミリメートルを超えるもの）×申請1件

・工事検査手数料 37,800円

75ミリメートル分（50ミリメートルを超えるもの）延長90m

10,000円（工事延長40mまで）×1＝10,000円

7,600円（40mを超える分）×2＝15,200円

〔基本延長を超える場合の取扱

（90m－40m）／40m＝1.25 ≒ 2（小数点以下は切り上げる）

50ミリメートル分（25ミリメートルを超え50ミリメートルまでのもの）延長55m

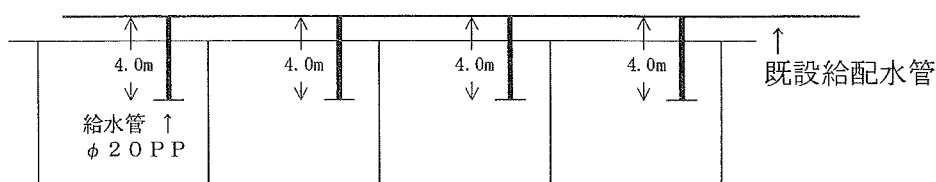
7,200円（工事延長30mまで）×1＝7,200円

5,400円（30mを超える分）×1＝5,400円

計 37,800円

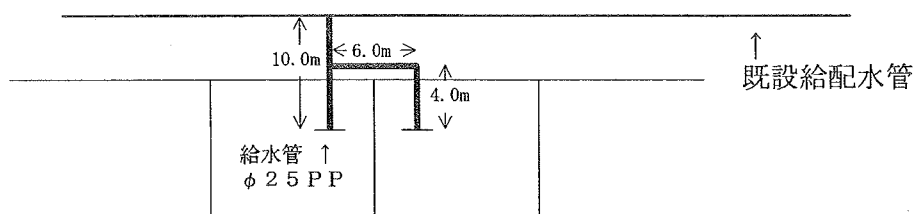
エ 既設給配水管から分岐して直接宅地に引き込む新設工事の場合の工事検査手数料は、分岐1箇所ごとに算定する。

例1



- ・設計審査手数料 3,900円  
3,900円 (25ミリメートルまでのもの) ×申請1件
- ・工事検査手数料 18,800円  
20ミリメートル分 (25ミリメートルまでのもの) 1箇所当り延長4m  
4,700円 (工事延長20mまで) ×1×4箇所=18,800円  
計 18,800円

例2



- ・設計審査手数料 3,900円 (申請1件)  
3,900円 (25ミリメートルまでのもの) ×申請1件
- ・工事検査手数料 4,700円  
25ミリメートル分 (25ミリメートルまでのもの) 延長20m  
4,700円 (工事延長20mまで) ×1×1箇所=4,700円  
計 4,700円

④ 手数料の免除の取扱

ア 都市計画法に基づいて行われる開発行為および土地区画整理事業等に係る給水装置工事の申込みの際に、埋設される給水管を無償を条件として工事完了後水道局に寄付する協議が整っている場合は、条例第35条の規定により工事検査手数料を免除する。

イ 前項で手数料を免除した給水装置工事が水道局の定める寄付採納要綱に適合しない場合は、寄付採納しない。なお、工事検査手数料は納付しなければならない。

【取扱六】

⑤ 手数料の額

ア 指定申請手数料

項 目	単 位	指定申請作業
新規手数料	円/件	10,000

イ 一般工事の手数料

(ア) 設計審査手数料 (申請1件につき)

項 目	単 位	25mmまで	25mmを超え 50mmまで	50mmを 超えるもの	改造または 撤去の工事	備 考
手 数 料	円/件	3,900	5,800	8,300	2,000	

(イ) 工事検査手数料 (水道メーター1個につき)

項 目	単 位	25mmまで	25mmを超え 50mmまで	50mmを 超えるもの	改造または 撤去の工事	備 考
手 数 料	円/個	6,000	8,200	10,400	4,100	

ウ 開発行為等の手数料

(ア) 設計審査手数料 (申請1件につき)

項 目	単 位	25mmまで	25mmを超え 50mmまで	50mmを 超えるもの	備 考
手 数 料	円/件	3,900	5,800	8,300	

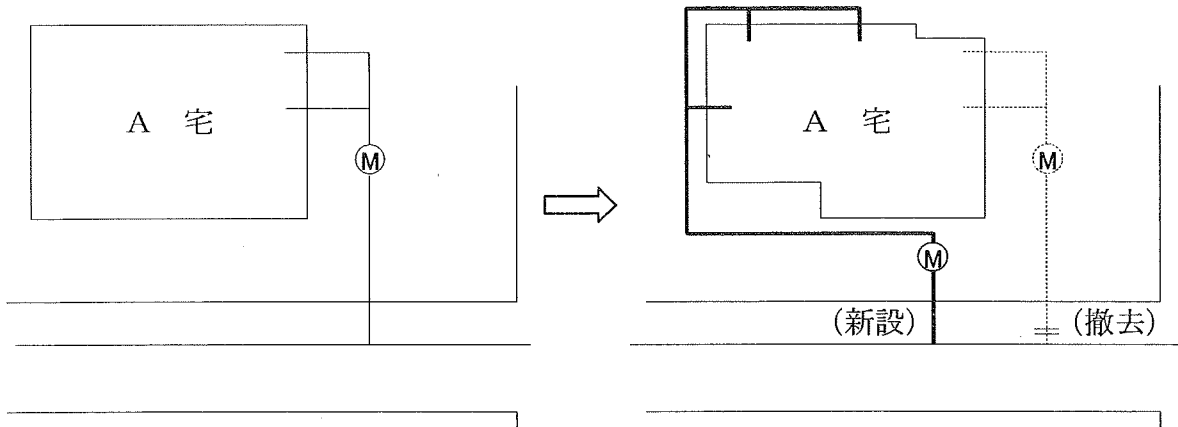
(イ) 工事検査手数料 (工事延長当り)

項 目	単 位	25mmまで		25mmを超え50mmまで		50mmを超えるもの	
		工事延長20m までの分	工事延長20m を超える分 (20m増すごとに)	工事延長30m までの分	工事延長30m を超える分 (30m増すごとに)	工事延長40m までの分	工事延長40m を超える分 (40m増すごとに)
手 数 料	円/件	4,700	3,500	7,200	5,400	10,000	7,600

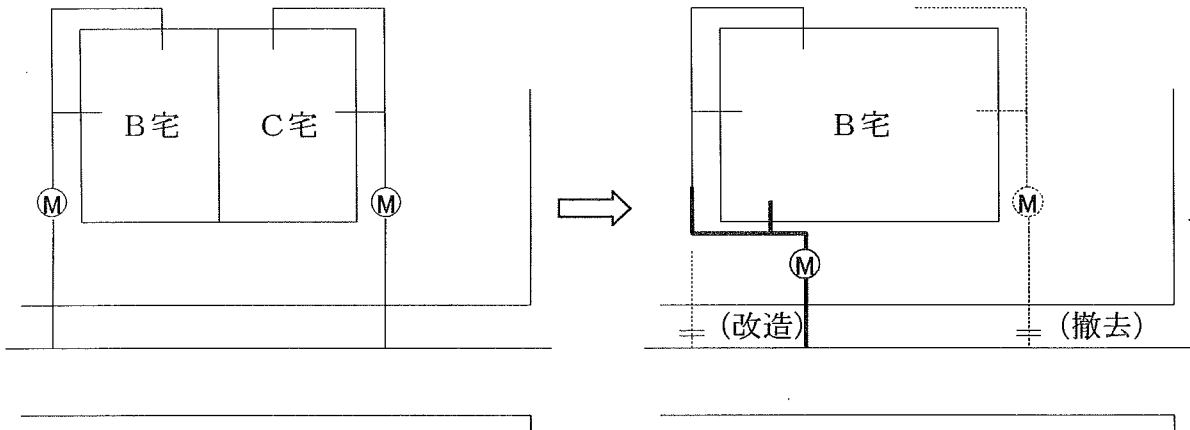
(2) 給水装置工事に関する申請等の取扱

① 給水装置工事1件の申込みの中に工事内容が2種類以上含まれた場合

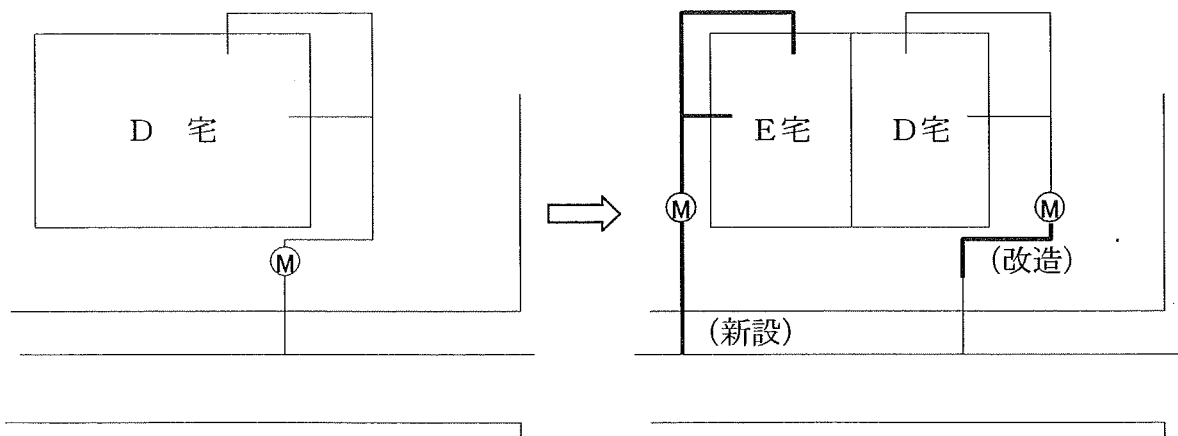
ア 新設、撤去の場合は、新設1件とする。



イ 改造、撤去の場合は、改造1件とする。



ウ 新設と改造の場合は、新設1件とする。



ただし、E宅とD宅の給水装置の所有者が異なる場合は、それぞれを別に申し込むものとする。

## 4. 給水装置工事竣工図書等の閲覧の取扱

### (1) 目的

給水装置工事に係わる竣工図書等の適正な管理を行うため、現行保管している竣工図書等の管理のほか閲覧方法、複写に関する取扱を定める。

### (2) 情報公開の基本

- ① 竣工図書の情報公開は、「個人情報保護法」、「函館市情報公開条例」および「函館市個人情報保護条例」による。
- ② 給水装置工事に伴い所有者等から請求があった場合、または地下埋設工事等で現場確認のために資料が必要になった場合とする。

### (3) 対象図書の名称

- ① 給水装置工事台帳
- ② 配水管布設平面図：1/5,000, 1/10,000 および路線別竣工図
- ③ 函館市上水道給配水管布設平面図：1/100～1/1,000
- ④ 道路台帳図（国道）：1/500
- ⑤ 道路台帳図（道道）：1/1,000
- ⑥ 道路台帳図（市道）：1/500 および 1/1,000

### (4) 対象図書の閲覧の基準

- ① 閲覧を請求する者は、請求場所1箇所ごとに「閲覧申込書」に関係事項を記入し、請求場所の区域を所管する給排水指導係または各営業所に提出する。
- ② 閲覧場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とする。
- ③ 閲覧の内容により、別の閲覧場所を指示することがある。
- ④ 閲覧する場合は、担当者が立ち会うものとし、水道局外への持ち出しを認めない。

### (5) 対象図書の複写の基準

- ① 複写の交付を受ける者は、請求場所1箇所ごとに「閲覧申込書」に関係事項を記入し、請求場所の区域を所管する給排水指導係または各営業所に提出する。
- ② 交付を受ける場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とし、複写の部数は、一部とする。
- ③ 給水装置工事台帳については、請求人が当該給水装置の所有者または使用者もしくは工事関係者で所有者等の代理の者である場合は、台帳の写しの交付を受けることができる。

- ④ 給水装置工事申込書，給水装置工事費精算調書および利害関係人同意書の複写は，原則として認めない。
- ⑤ 配水管布設平面図および函館市上水道給配水管布設平面図の複写については，給水装置工事等の関係者が，関係部分の写しの交付を受けることができる。
- ⑥ その他の工事業者の請求で，配水管等の事故防止上必要と認めた場合は，関係箇所の写しの交付をすることができる。

(6) 閲覧および複写の留意事項

閲覧および複写に関しては，下記の事項を遵守し，担当者の指示に従うこととする。

- ① 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し，見積依頼書等）の提示を求めたときは，これに応じること。
- ② 閲覧および複写において得た個人情報（特定の個人が識別できる住所および氏名などのほか，家屋の間取り，利害関係事項等）は，個人のプライバシー保護ならびに基本的人権を侵害することのないよう，十分な配慮をすること。
- ③ 閲覧および複写により知り得た事項は，使用目的以外には絶対に使用しないこと。
- ④ 閲覧および複写を基に作成した書面等は，他に漏れることのないよう管理し，給水装置工事申込書等の目的達成後においては，不必要となった書面は速やかに廃棄すること。

(7) その他

- ① 各種図面は，町の形態等と整合がとれない部分もあり，経年管については，竣工図不明により閲覧できないものもあることに留意すること。
- ② 現地での給配水管の位置確認等が必要なものは，試掘等を行うこと。

# 閲 覧 申 込 書

年 月 日

請求者	氏 名				電 話		
	会 社 名	( 法人・個人 )					
	住 所						
給水装置および排水設備台帳	設 置 場 所	函館市	町	丁目	番地	号	
	利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 新設・改造・撤去・仮設工事給水等申請調査 <input type="checkbox"/> 既設配水管及び給水管の配管状況調査 <input type="checkbox"/> 新設・改造工事等排水設備申請調査 ( 個人 ) <input type="checkbox"/> 既設排水管の布設状況調査 <input type="checkbox"/> 既設下水道本管の布設状況調査 ( 公共下水道管 ) <input type="checkbox"/> その他 <p style="text-align: center;">※ 利用目的の□に✓を記入すること。</p>					
	閲 覧 項 目	<input type="checkbox"/> 給水装置 ( 個人 ) <input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> 配水管 <input type="checkbox"/> 排水設備 ( 個人 ) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 ( 公共下水道管 ) <p style="text-align: center;">※ 閲覧する項目の□に✓を記入すること。</p>					
複写申込	複 写 申 込	有 り 無 し ( どちらかに○)					
	複 写 資 料	<input type="checkbox"/> 管路図 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 給水装置 ( 個人竣工図 ) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 排水設備 ( 個人竣工図 ) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 枚数 枚 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 ( 公共下水道管 ) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 ( 分流改造工事図面等 ) 枚数 枚 <p style="text-align: center;">※ 必要とする複写資料に□に✓を記入すること。</p>					

閲覧に関しては、下記の留意事項を遵守し、窓口担当者の指示に従ってください。

- 1 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し、見積依頼書等）の提示を求める場合があります。
- 2 閲覧において得た個人の情報（特定の個人が識別できる住所及び氏名などのほか、家屋の間取り、利害関係事項等）は、個人のプライバシーの保護並びに基本的人権を侵害することのないよう、十分な配慮をして下さい。
- 3 閲覧により知り得た事項は、使用目的以外には絶対に使用しないこと。また、閲覧等に基づいて作成した書面等は、他に漏れることのないよう管理し、給水装置申込書等の目的達成後においては、不必要となった書面は焼却等の方法により速やかに廃棄して下さい。

【取扱六】

水道局確認欄
担当職員

水道局確認欄
担当職員





## 5. 開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事の取扱

### (1) 目的

函館市上水道の給水区域内における開発行為等（以下「宅地造成」という。）に伴う給水装置工事は、この取扱により計画し、施工の適性を図ることを目的とする。

### (2) 給水管等の寄付について

- ① 宅地造成地内の道路に布設される給水管（各戸引込み管を除く。）等は、水道局への寄付について協議するものとする。
- ② 協議が整ったときは、給水装置工事の申込時に、水道施設寄付申込書を提出するものとする。
- ③ 寄付採納の基準は、別に定める「水道施設の寄付採納要綱」による。

### (3) 各戸引込み管の所有権について

各戸引込み管の所有権は、原則として宅地購入者に帰属するよう協議するものとする。各戸引込み管を布設する場合は、事前協議の際にその所有について明示した文書を提出させるものとする。

### (4) 設計要領

- ① 宅地造成地内の道路幅員が相当広くなる場合は、原則として、道路の両側に管を布設する。
- ② 管種
  - ア 口径75mm以上の管は、ダクタイル鋳鉄管とする。
  - イ 口径50mm以下の管は、ポリエチレン管とする。
- ③ 口径
  - ア 宅地内に引き込む管は、各戸の給水量が十分確保できること。
  - イ 消火栓を設置する場合、消火栓までは、口径100mm以上とする。
- ④ 消火栓および中間バルブ等の設置
  - ア 消火栓の設置は、市消防本部と打合せした位置とする。この場合、将来建物が建築されたとき、玄関、車庫等の出入口とならないよう決定する。
  - イ 道路上および宅地内に設置する中間バルブは、維持管理に支障のない位置に設置する。
  - ウ 給水管末端に設置する排水バルブは、必要と認めた場合に設置するものとし、管内水を速やかに排水できる位置とする。

(5) 宅地造成の給水装置に係る事前協議申出書等

① 開発行為等に伴う給水装置工事の事前協議申出書

宅地造成を計画した場合は、第1号様式により事前協議するものとする。  
事前協議が完了した場合は、協議成立内容について、第2号様式により通知する。

② 各戸引込み管を布設する場合の届出文書は、第3号様式により届出する。

(6) その他

① 申込者が給水管を寄付しない場合は、維持管理等の責任区分について、十分説明するものとする。

② 都市計画法の規定に基づかない小規模な宅地造成においても、この取扱に準じて打合せを行うものとする。

(第1号様式)

## 開発行為等に伴う給水装置工事事前協議申出書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者  
水道局長

様

住所  
申請者

氏名 印

電話 ( ) -

次の開発行為に伴う給水装置工事について、設計図書を添えて事前協議を申し出ます。

申請箇所	函館市 町 丁目 番 号
宅地面積および宅地区画数	宅地面積 m <sup>2</sup> ( 宅地区画)
予定建築物の用途	
予定工期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
住所 設計者 氏名	電話 ( ) -
備考	
添付書類 (提出数各2部)	1 開発行為の場所および付近の見取図 2 給水施設計画平面図および造成計画平面図

【取扱四】

## 事前協議内容

### 1. 給水施設の内容

- (1) 別添計画平面図のとおり
- (2) 各戸引込み管

布設する ・ 布設しない

### 2. 給水管等の寄付について

宅地造成地内の道路に布設される給水管（各戸引込み管を除く）および消火栓は、開発行為完了公告後、速やかに水道局に寄付しますので管理してください。

### 3. 各戸引込み管を布設する場合の維持管理

各戸引込み管の所有については、別紙のとおりとしますが、宅地購入者が各戸引込み管より給水装置工事を行うまでの間は、私共が全責任を持ちます。

### 4. その他

(第2号様式)

函 水 業 第 号 平成 年 月 日	
様	
函館市公営企業管理者 水道局長	
平成 年 月 日付で事前協議の申し出があった開発行為に伴う給 水装置工事について、申し出のとおり協議が成立しましたので通知します。	
申 請 箇 所	函館市 町 丁目 番 号
宅地面積および 宅地区画数	宅地面積 m <sup>2</sup> ( 区画)
予定建築物の用途	
予 定 工 期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
住 所 設計者 氏 名	電話 ( ) -
摘 要	

【取扱四】

## 協議内容

1. 給水施設の内容  
別添計画平面図のとおり
2. 給水管等の寄付について  
給水管等は寄付採納しますので、給水装置工事申し込みの際に別紙「水道施設寄付申込書」を添付してください。
3. 協議内容で、提出されるそれぞれの書面の記載事項については、申請人の方で十分留意，守ってください。

(第3号様式)

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者  
水道局長 様

住所  
申請者 氏名 印

各戸引込み管の所有について

このことについて、次の開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事において、各戸引込み管を布設しますが、その所有区分および維持管理については、下記のとおりとします。

開発行為申請場所

函館市 町 丁目 番 号（ 区画）

記

- 1 各戸引込み管の所有権は、不動産売買により宅地購入者へ帰属するものとします。
- 2 各戸引込み管に引き続いて給水装置工事が施工されない期間中は、その維持管理について、私共で全責任を持ちます。

以上

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者  
水道局長 様

住所  
申請者 氏名 印

次の開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事において、（給水管，消火栓）は、  
当面貴局に寄付できません。

今後生ずる維持管理費用等については、一切私共で責任を持ちます。

なお、給水管等の所有者が変更になった場合でも新所有者に当該給水管等の維持管  
理について引継ぐものとし、貴局にはご迷惑を掛けません。

開発行為申請場所

函館市 町 丁目 番 号

以 上

【取扱六】



## 6. 中層建築物直結給水の取扱

### (1) 目的

小規模受水槽による衛生問題の解消と給水サービスの向上を図るため、地上4階以上5階までの建物（以下「中層建築物」という。）に直結給水を認める場合の取り扱いを定める。

### (2) 適用基準

給水区域内の中層建築物が、次の基準に適合するものに限り、直結給水できるものとする。

- ① 対象区域は、それぞれの階数に応じた配水管の最小動水圧が年間を通じて確保できる地域とする。
  - ア 5階建て 0.30 Mpa (3.0 kg f/cm<sup>2</sup>) 以上
  - イ 4階建て 0.25 Mpa (2.5 kg f/cm<sup>2</sup>) 以上
- ② 分岐される配水管および給水管の口径が75mm未満の場合は、原則として管網が形成されていること。

### (3) 対象外の建築物

中層建築物が次の場合は、受水槽式給水とする。

- ① 病院などで災害時、事故等による水道の断水時にも、給水の確保が必要なもの。
- ② 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるもの。
- ③ 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とするもの。
- ④ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるもの。
- ⑤ その他管理者が必要と認めるもの。

### (4) 技術基準

中層建築物に直結給水するときの給水装置工事の設計および施工は、次によらなければならない。

- ① 設計水圧は、(2) ①に規定するそれぞれの階数に応じた最小動水圧とし、最上階に設置する給水用具の必要水圧を確保すること。
- ② 各階に設置する給水用具の設置高さは、原則としてそれぞれの階数に応じた配水管布設道路面からの高さとする。ただし、3階建てで8m以上の高さのものは、建物の高さにより取り扱う。
  - ア 5階建 1.4m以内
  - イ 4階建 1.1m以内

- ③ 給水管の取り出し最小口径は、原則として25mm以上とし、分岐される配水管、給水管の口径未満とする。
- ④ 給水管の管内流速は、原則として2m/秒以下とする。
- ⑤ メーターの口径は次のとおりとする。
- ア 中層建築物で1戸（1事業所）に設置するメーターの口径は、20mm以上とする。
- イ 共同住宅等で3階以上の各戸に設置するメーターの口径は、20mm以上とする。
- ⑥ メーターの器種および設置位置は、原則として次のとおりとする。
- ア 器種は、直読式メーターとする。ただし、営業所管内は電子メーターとする。
- イ 中層建築物で1戸（1事業所）のものは、1階屋外に設置するものとする。
- ウ 共同住宅等で各階の各戸にメーターが設置される場合は、廊下または踊り場等に面した位置で、検針および取替が容易な、凍結のおそれのないパイプシャフト等に設置するものとする。
- エ メーターの設置は、上流側から水抜きバルブ（逆止機構付き内ネジ型の丸ハンドル）、ユニオンパイプ、メーター、メーター伸縮ユニオン（内ネジ型）の順に設置する。
- ⑦ メーター以下の給水管は、3階建ての建物を含み第1分岐点までメーター口径の1サイズ上のものを使用することができる。
- ⑧ 共同住宅等における給水管は、原則として次のとおりとする。
- ア 宅地内に引き込む給水管に中間止水栓および逆止弁を設置する。
- イ 立上り給水管の最小口径は、40mm以上とする。
- ウ 立上り給水管の最頂部に排水用バルブを設置する。
- エ ウォーターハンマーの発生による騒音防止のため、エアーカーンバー等を設置するなど適切な措置を講ずる。
- (5) 水理計算上の特例
- 水理計算にあたっては、次により水栓数等を軽減することができる。
- ① 散水栓は、総水栓数から除く。
- ② 1戸建ての場合で3階以上に設置する給水用具がロータンク式トイレおよび手洗だけの場合は、各階ごとに同時使用栓数を1栓とし、吐水量を6ℓ/分とする。

(6) 事前打合せ

中層建築物に直結給水を行う者は、設計審査を受ける前に、別紙様式による「中層建築物直結給水事前協議申込書」および次の書類を管理者に提出して打合せをしなければならない。

- ① 付近見取図（配水管および建物の位置関係が確認できるもの）
- ② 建物平面図
- ③ 給水装置工事設計図
- ④ 水理計算書

(7) 事前打合せの通知

管理者は、直結給水事前協議の結果を「中層建築物直結給水事前協議書」により通知する。

(8) 設計審査

事前打合せを終えて、設計審査を受けようとする場合は、函館市水道局給水条例施行規程に定める給水装置工事申込書に協議済み年月日を記入し、「中層建築物直結給水に係わる維持管理届」を添付して、管理者の設計審査を受けなければならない。

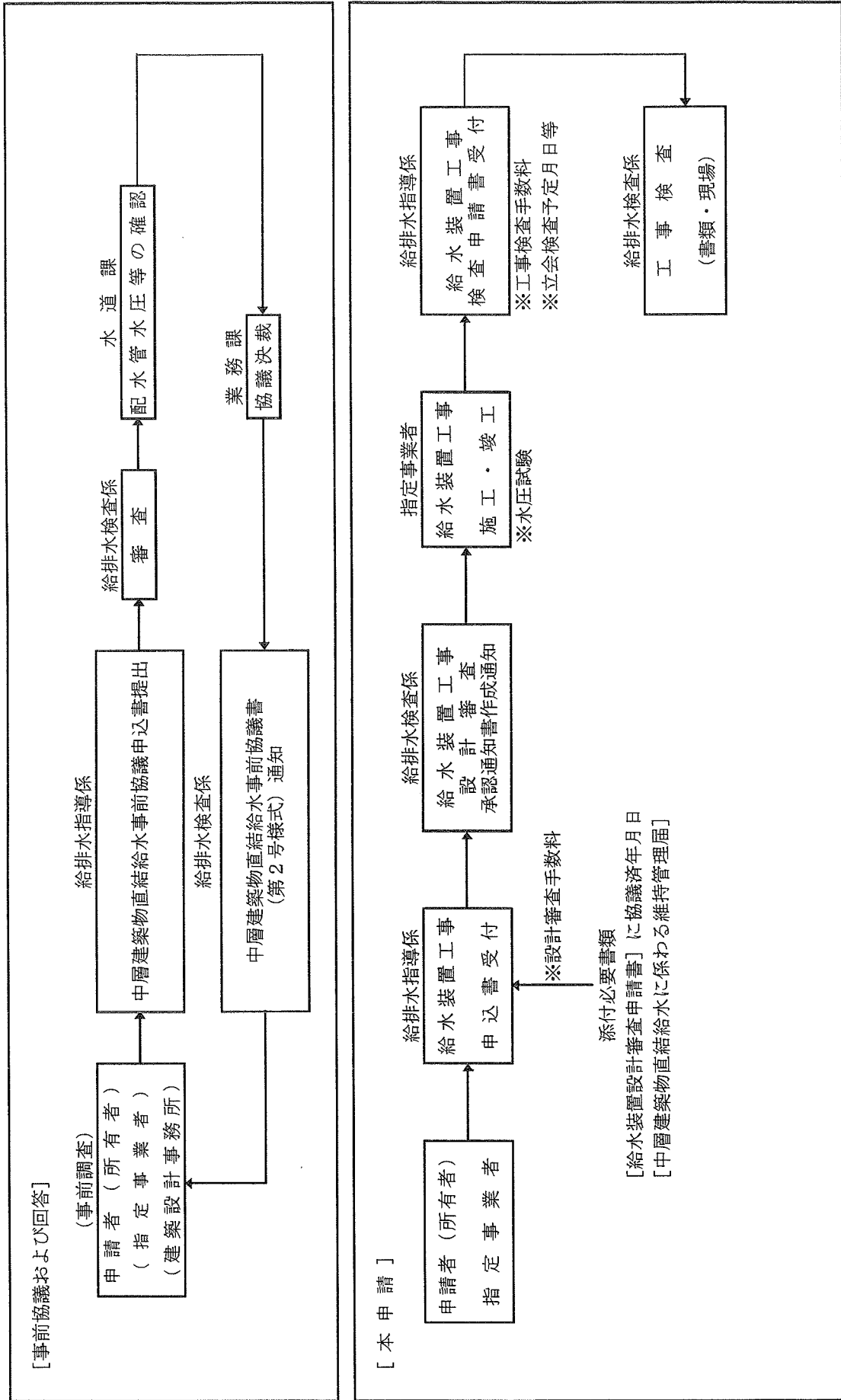
(9) 既存建物の扱い

既存の建物において新たに中層建築物直結給水を受けようとするときは、給水装置の構造および材質がこの取扱の基準に適合していなければならない。

(10) その他

この取扱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

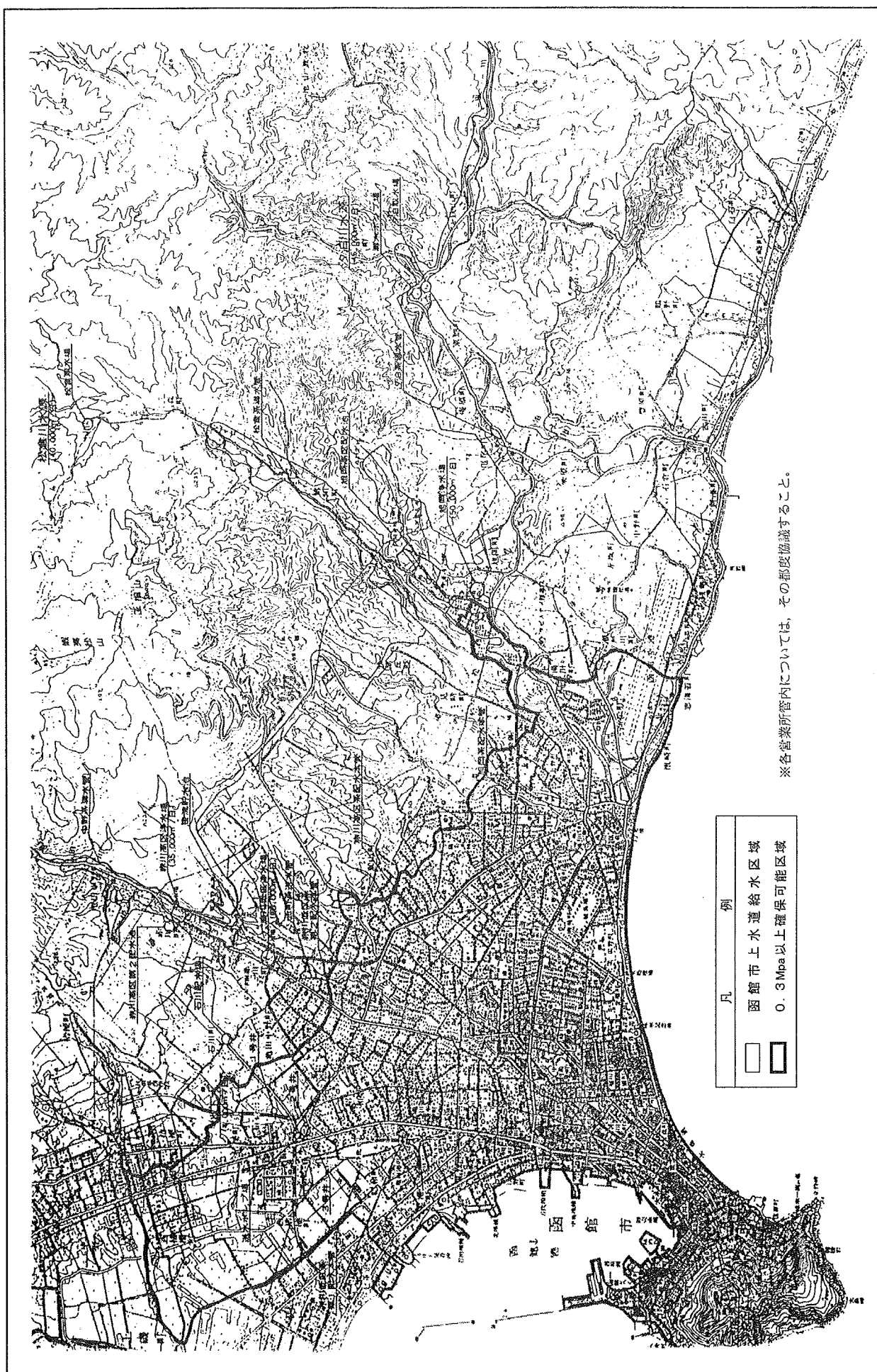
# 中層建築物直結給水の業務フロー（本局の場合）



※ 各営業所管内においては、業務フロー中、課、係名はそれぞれ所管する区域の営業所名とする。

【大 校 取】

中層建築物直結給水可能区域図



【取扱六】

(中層建築物に対する給水方式選択の検討資料)

建築物に給水する場合は、水道本管の水圧をそのまま利用して給水する直結給水方式と、水を貯留する受水槽を設置して給水する受水槽式給水があります。

各々の給水方式には下記のような長所と短所がありますので、これらを充分考慮し検討の上、建物の用途にあわせた適切な給水方式を選択し採用する必要があります。

	直 結 給 水 方 式	受 水 槽 式 給 水
長 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 配水管から直接供給され水質の心配がない。</li> <li>(2) 受水槽，ポンプ等の設置スペースと設備費用が不要である。</li> <li>(3) 停電に関係なく給水できる。</li> <li>(4) 受水槽の定期的な清掃とポンプ機器等の保守管理が不要である。</li> <li>(5) 水道管の事故等により濁水が流入した場合，受水槽に比べ復旧が容易である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水を常時必要とする建物は，必要な設備である。</li> <li>(2) 受水槽に水を常時貯留できるため，配水管の断水時にも一定時間給水が確保できる。</li> <li>(3) ポンプにより，給水量，給水圧を一定に保つことができる。</li> <li>(4) 一時的に多量の水を使用することができる。</li> <li>(5) 危険な薬品等を使用する設備から水道管への逆流を防止できる。</li> </ul>
短 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 配水管事故の際は水圧低下となり，工事等の断水時には，直ちに給水が停止する。</li> <li>(2) 配水管の水圧変動により，水圧，吐水量が安定しないことがある。</li> <li>(3) 配水管に影響を及ぼす，一時的な多量の水使用は，制限されることがある。</li> <li>(4) 給水装置の維持管理が必要であり，適正に管理が行われない場合は，配水管に逆流の危険がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 受水槽，ポンプ等の設置スペースと設備費用が必要である。このことから，電気料金も必要となる。</li> <li>(2) 受水槽の定期的な清掃が必要であり，管理が悪い場合は水質の低下を招く。</li> <li>(3) ポンプ機器等の保守管理が必要であり，ポンプ故障時及び停電による断水がある。</li> <li>(4) 受水槽に濁水が流入した場合，清掃等，復旧に時間がかかる。</li> </ul>

# 中層建築物直結給水に係わる維持管理届

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者 水道局長 様

申請者 住所  
(所有者) 氏名 印

電話

## 直結給水に係わる維持管理について

このことについて、下記の建物に係わる直結給水装置の管理責任者を次のとおり定め、維持管理については、函館市指定給水装置工事事業者と契約し、下記の事項を遵守します。

給水装置設置場所	函館市 町 丁目 番 号				
建築物名称					
建築物の用途		階建	住宅	戸	一般用 戸 計 戸

## 記

建物の 管理責任者	住所	函館市 町 丁目 番 号			
	氏名		電話		
維持管理者 (指定給水装置工事事業者)	住所	函館市 町 丁目 番 号			
	氏名		電話		

### [遵守事項]

1. 申請者は管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに管理者に届け出ること。
2. 管理責任者は、指定給水装置工事事業者に変更が生じた場合は、速やかに管理者に届け出ること。また、給水装置に異常を認めた場合は、速やかに指定給水装置工事事業者に連絡すること。
3. 維持管理者（指定給水装置工事事業者）は、管理責任者から修繕等の申し込みに受けた場合は、速やかに措置を講ずること。
4. 管理責任者は、給水装置の逆止弁の保守点検と漏水調査を1年に1度実施し、その結果を管理者に提出すること。





## 7. 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱

### (1) 目的

共同住宅等で、受水槽式により給水設備から給水する各戸と、直結式により給水装置から給水する各戸で、水道料金および下水道使用料の賦課に不均衡が生ずることから、それを解消するため、受水槽式給水の共同住宅等の設置者または所有者等から、各戸検針および水道料金等の徴収の申請（以下「特例検針」という。）を受けるときの取り扱いを定める。

### (2) 特例検針の対象とする適用基準

- ① 建物の各戸が全て住居になっている共同住宅であること。
- ② 建物の各戸が店舗等併用になっている場合、受水槽以下において住居のみに給水している共同住宅であること。
- ③ 受水槽以下の給水設備から、給水を受ける各戸は原則として、住居専用とすること。ただし、管理者が必要と認めるものについては、特例検針の対象とすることができる。（例：管理人室、集会所、共用栓および消防用設備等）
- ④ 受水槽以下の給水設備から、給水を受ける各戸は全てを特例検針とすること。
- ⑤ その他管理者が必要と認めるもの。

### (3) 給水設備の構造および材質

受水槽以下の給水設備は水道法の適用外であり、給水装置として認められないため、構造および材質基準は、建築基準法および建築基準法施行令等に定める基準に適合していること。

### (4) 管理責任者

特例検針を申請する設置者または所有者等を管理責任者とし、「管理責任者届」により届け出ること。

### (5) 貸与メーターの取扱

#### ① メーターの貸与

受水槽以下の給水設備は水道法の適用外であるが、当該取扱に適合する場合、管理者は、特例として直結式給水と同様に、水道の使用者または管理人もしくは建物の所有者に水道メーター（以下「メーター」という。）を貸与する。

なお、メーターの器種は、直読メーターとし、営業所管内は、電子メーターとする。

#### ② メーターの名称

##### ア 参考メーター

参考メーターとは、特例検針する共同住宅等の受水槽の上流側に設置するメーターをいう。

イ 各戸メーター

各戸メーターとは、各戸ごとに設置するメーターをいう。

③ メーターの設置基準

ア 参考メーターは、原則として検針、点検等が容易にできる屋外とする。

イ 各戸メーターは、廊下または踊場等に面した位置で検針、取替が容易であり、かつ、凍結のおそれがないパイプシャフト等に設置すること。

ウ 凍結防止のため、メーターの設置は、上流側から水抜きバルブ（逆止機構付き内ネジ型の丸ハンドル）、ユニオンパイプ、メーター、メーター伸縮ユニオン（内ネジ型）の順に設置すること。

エ メーターは、給水栓より低い位置に水平に設置すること。

オ 建物の出入口またはパイプシャフト等の扉が施錠され、出入りまたは開閉できないときは、管理する者を常駐させること。

(6) 給水装置工事に関する申請手続

① 給水装置工事設計審査申請

ア 新設工事の申請

配水管等の分岐から受水槽流入ボールタップまでを新設工事として申請すること。なお、審査を受けた後に内容を変更するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

イ 改造工事の申請

(ア) 既に受水槽流入ボールタップまで給水装置として使用している既存共同住宅等を、特例検針する場合は、受水槽の上流側に管理者が貸与しているメーターを参考メーターに変更するため、改造工事として申請すること。

(イ) 既に特例検針を受けている共同住宅等で、給水装置を一部変更するなどの場合は、改造工事として申請すること。

ウ 既に特例検針を受けている共同住宅等の受水槽以降のメーター位置変更等の改造工事は、現況の設備図書と改造工事を行う部分の設計図書を参考図書として届け出ること。

② 給水装置工事検査申請と給水設備の現地確認

ア 給水装置工事検査の申請

(ア) 新設、改造工事とも工事検査申請書が提出された後、給水装置の検査と給水設備の現地確認を同時に行う。

(イ) 給水装置の検査の際に検査員は、受水槽流入ボールタップ等の直結部の末端にて、DPD剤(No. 1)による残留塩素測定および水道水の臭気、味、色、濁り、異物の確認をし、水質検査を行う。

イ 給水設備の現地確認内容

(ア) 参考メーター設置箇所

(イ) 各戸メーター設置箇所

(ウ) 受水槽および配管状況

(7) 特例検針に係る協議

- ① 設計審査と同時に特例検針を申請するときは、申請前に受水槽以下の設計図書等により事前に管理者と協議を行うこと。
- ② 「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針認定申請書」に受水槽以降の給水設備関係図書を参考として添付し、提出すること。
- ③ 提出する受水槽以降の参考図書は、次のとおりとする。
  - ア 位置図，建物平面図，配管系統図，配管立体図，パイプシャフト詳細図，メーター設置図
  - イ 受水槽等詳細図およびポンプ・受水槽配管図
  - ウ その他管理者が必要と認める書類

(8) 協定書の取り交し等

- ① 「給水装置工事申込書」を提出し、管理者が発行する「給水装置工事承認通知書」を受けた後、特例検針に伴う協定書等の関係書類を提出する。
- ② 設計審査，現地確認および水質検査の結果，特例検針を認めるときは，管理者が定める「協定書」を取り交わす。  
なお，協定書は2通作成し，各自その1通を保有するものとする。
- ③ 管理責任者の変更届  
協定を結んだ管理責任者に変更があった場合は，「管理責任者変更届」により届け出ること。

(9) メーターの払出

メーターは，第2部「メーターの受け渡し」の取扱により，払い出しする。

(10) 維持管理

- ① メーターの維持管理
  - ア メーターの貸与を受けた者は，き損，亡失のないよう善良な注意をもって管理すること。
  - イ 貸与を受けたメーターをき損または亡失した者は，弁償しなければならない。
  - ウ 冬期間の凍結を防止するため，適切な保温を行うこと。また，長期不在になる場合は，住居等の水抜きを行うこと。
  - エ 6ヶ月以上の長期不在または入居者のいない住居等は，管理者に届け出て各戸メーターを閉栓（取り外し）すること。また，入居する場合は，管理者に届け出てメーターを開栓（取り付け）すること。
- ② 受水槽以下の給水設備の維持管理
  - ア 管理責任者は，受水槽以下の設備について，善良な注意をもって水質の汚染または漏水のないよう維持管理すること。

イ 管理責任者は、貯水槽水道の取扱および関係法令等を遵守し、適正な管理を行い、水質の安全を図ること。

ウ 前項の清掃を行うときは、事前に清掃用水の使用について「受水槽清掃用水使用申込書」を提出し、管理者の許可を受けなければならない。

また、使用後は、「受水槽清掃用水使用報告書」を提出する。使用水量料金は、水売却の取扱により、申込者に請求する。

エ 検針の結果、異常があるときは点検調査を行う。点検により異常が確認されたときは管理者の指示に従い適正な措置を講じること。

オ 参考メーターと各戸メーターの合計に差水量が発生し、原因が漏水等による場合は、速やかに修繕を行うこと。

カ 受水槽以下の給水設備を変更する場合は、事前に管理者と協議しなければならない。協議には申請様式を定めず、審査、検査手数料の徴収をしない。

#### (11) 認定の廃止

管理責任者は、特例検針を廃止しようとするときは、速やかに管理者に「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針廃止届」を提出しなければならない。

#### (12) 認定の取消

管理者は、管理責任者が協定書に記載された事項を履行しないとき、または指示に従わないときは、認定を取り消すことができる。

#### (13) 水道料金等の徴収

##### ① 検針

管理者は、共同住宅等の受水槽以下の各戸ごとに設置したメーターと参考メーターを隔月ごとに1回検針する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月または随時検針する。

##### ② 水道料金等の徴収

水道料金等は、使用者から徴収する。その他、料金等に関する取り扱いは、函館市水道事業給水条例および函館市水道事業下水道条例の規定による。

#### (14) その他

この取扱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

# 受水槽式給水の共同住宅等の 特例検針認定申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者 水道局長 様

<b>申請者</b>	設置者または所有者 (給水設備の管理責任者)	住所			
		氏名	印	電話	

共同住宅の名称					
共同住宅の設置場所	函 館 市	町	丁 目	番	号
管理する者の連絡先	住所				
	氏名		電話		
建物の概要	一般住宅 (     戸) ・ 店舗併用住宅 (     戸)				
	その他 (     戸)				
	種 類	<input type="checkbox"/> 分譲		<input type="checkbox"/> 賃貸	
	管 理 する 者	<input type="checkbox"/> 常駐		<input type="checkbox"/> 非常駐	
	共同玄関規制		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	パイプシャフト施錠		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	階 数 (     階建)				
各戸水道メーター 口径および数量	口径	mm	個	口径	mm 個
参考メーター口径	口径	mm	個		
受水槽以下給水設備 の設計者	住所				
	氏名		電話		
受水槽以下給水設備 の施工者	住所				
	氏名		電話		
着手予定年月日		年	月	日	
竣工予定年月日		年	月	日	
摘 要					

【取扱六】

# 協 定 書

函館市水道局（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、乙が設置または所有する函館市 町  
丁目 番 号にある建築物の受水槽以下の給水設備に、甲が、  
水道メーター（以下「メーター」という。）を貸与し、検針および水道  
料金の徴収を行う（以下「特例検針」という。）ことについて、次のと  
おり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、共同住宅等で水道法適用外の受水槽以下の給水設  
備から、給水を受ける各戸が住居専用の場合、設置者等から特例検針  
の申請があったとき、直結式により給水を受けている使用者と同様に  
検針し、水道料金と下水道使用料の徴収を行うことを目的とする。

## （管理責任者）

第2条 管理責任者は、協定を締結する乙とする。

## （メーターの貸与）

第3条 甲は、水道の使用者または管理人もしくは建物の所有者にメー  
ターを貸与する。

2 メーターの設置は、受水槽上流側に参考メーターと各戸ごとの各戸  
メーターとする。

## （給水設備の構造および材質）

第4条 受水槽以下の給水設備は、建築基準法および建築基準法施行令  
等に定める基準に適合していなければならない。

(メーターの設置基準)

第5条 メーターの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 参考メーターは、原則として検針、点検が容易にできる屋外とする。
- (2) 各戸メーターは、廊下または踊場等に面した位置で検針、取替が容易であり、かつ、凍結のおそれがないパイプシャフト等に設置する。
- (3) 凍結防止のため、メーター上流側から水抜きバルブ（逆止機構付き内ネジ型の丸ハンドル）、ユニオンパイプ、メーター、メーター伸縮ユニオン（内ネジ型）の順に設置すること。
- (4) メーターは、給水栓より低い位置に水平に設置すること。
- (5) 建物の出入口またはパイプシャフト等の扉が施錠され、出入りまたは開閉出来ないときは、管理する者を常駐させること。

(メーターの維持管理)

第6条 乙は、メーターの維持管理を次のとおり行うこと。

- (1) き損または亡失のないよう善良な注意をもって管理すること。
- (2) き損または亡失したとき、乙は弁償をしなければならない。
- (3) 冬期間の凍結を防止するため、適切な保温を行うこと。また、長期不在の住居等は、水抜きを行うこと。
- (4) 6ヶ月以上の長期不在または入居者のいない住居等は、甲に届け出て、メーターを閉栓（取り外し）すること。また、入居するときは、甲に届け出て、開栓（取り付け）すること。

(給水設備の維持管理)

第7条 乙は、受水槽以下の給水設備の維持管理を次のとおり行うこと。

- (1) 善良な注意をもって水質の汚染、または漏水のないように管理すること。
- (2) 貯水槽水道の取扱および関係法令等を遵守し、適性な管理を行い、水質の安全を図ること。
- (3) 受水槽等の清掃を行うときは、事前に清掃用水の使用について受水槽清掃用水使用申込書（第4号様式）により甲に届け出て許可を受け、使用後は受水槽清掃用水使用報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

使用水量料金は、甲の定める水売却の取扱により、受水槽清掃用水使用申込者に請求する。

- (4) 受水槽以下の給水設備を変更する場合は、事前に甲と協議しなければならない。協議には申請様式を定めず、審査、検査手数料は徴収しない。

(異常水量の取扱)

第8条 検針の結果、水量に異常があるときは甲が点検調査を行うことができる。

- 2 異常が確認されたとき、または参考メーターと各戸メーターの合計水量に差が生じた場合、乙は速やかに修繕等を行うこととする。

(認定の廃止)

第9条 乙は、特例検針を廃止しようとするときは、速やかに特例検針廃止届（第6号様式）を提出しなければならない。

(認定の取消)

第10条 甲は、乙が協定書に記載された事項を履行しないとき、または甲の指示に従わないときは、認定を取り消すことができる。



(メーターの検針)

第 11 条 甲は、各戸ごとに設置したメーターと参考メーターを隔月ごとに 1 回検針する。ただし、甲が必要と認めるときは、毎月または随時検針する。

(水道料金等の徴収等)

第 12 条 甲は、函館市水道局給水条例および函館市水道局下水道条例の規定により、使用者から徴収する。

(義務の継承)

第 13 条 この協定に係る一部または全部について、所有権等が移転した場合、乙は自己の責任と負担において、この協定書に定める義務を当該所有権等を有する者に継承しなければならない。

2 乙は、義務の継承に伴い管理責任者変更届（第 3 号様式）により、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(協議)

第 14 条 この協定に定める事項の変更またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 函館市公営企業管理者  
水道局長

印

乙

印

# 管理責任者(変更)届

年 月 日

函館市公営企業管理者 水道局長 様

申請者	新管理責任者 (設置者または所有者)	住所			
		氏名	印	電話	

旧管理責任者氏名 (設置者または所有者)					
共同住宅の名称					
共同住宅の設置場所	函館市	町	丁目	番	号
管理する者の連絡先	住所				
	氏名		電話		
建物の概要	一般住宅 ( 戸) ・ 店舗併用住宅 ( 戸)				
	その他 ( 戸)				
建物の概要	種類	<input type="checkbox"/> 分譲	<input type="checkbox"/> 賃貸		
	管理する者	<input type="checkbox"/> 常駐	<input type="checkbox"/> 非常駐		
	共同玄関規制	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
	パイプシャフト施設	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
各戸水道メーター 口径および数量	階数 ( 階建)				
	口径	mm	個	口径	mm 個
参考メーター口径	口径	mm	個		
摘要					

【取扱六】

第6号様式

# 受水槽式給水の共同住宅等の 特例検針認定廃止届

年 月 日

函館市公営企業管理者 水道局長 様

管 理 責 任 者 (設置者または所有者)	住所
	氏名 <span style="float: right;">印</span>  電話
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日

記

共同住宅の名称	
共同住宅の設置場所	函 館 市 町 丁目 番 号
戸数および階数	一般住宅 戸 ・ 店舗併用住宅 戸 その他 戸 ・ 階数 ( 階建)
各戸水道メーター 口径および数量	口径 mm 個 ・ 口径 mm 個
参考メーター口径	口径 mm 個 ・ 口径 mm 個
廃止の理由	<input type="checkbox"/> 建物の解体による。 <input type="checkbox"/> 全戸未入居による。 <input type="checkbox"/> 直結給水に変更のため。 (全戸直結給水) ( 階まで直結給水) <input type="checkbox"/> その他



## 9. 貯水槽水道の取扱

### (1) 目的

貯水槽水道については、管理の不徹底に起因して、しばしば衛生上の問題が発生し、水質面での不安を感じる利用者が多いことから、水の供給者である管理者が、供給規程に基づき、貯水槽水道の設置者に適正な管理を行わせるため、次の取扱を定める。

### (2) 用語の定義

この取扱において、用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「貯水槽水道」とは、水道法第14条第2項第5号に規定する水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。（簡易専用水道を含め、水槽の規模によらない建物内水道の総称として定義）
- ② 「簡易専用水道」とは、水道法第3条第7項に規定するものとし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10<sup>m</sup>を超えるものをいう。
- ③ 「小規模貯水槽水道」とは、水道法第14条第2項第5号に規定するものとし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10<sup>m</sup>以下のものをいう。
- ④ 「供給規程」とは、管理者と水道の需要者との給水契約の内容を示すものであり、函館市水道事業給水条例をいう。

### (3) 貯水槽水道の責任に関する事項

#### ① 管理者が行うこと

- ア 貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言および勧告を行うことができるものとする。
- イ 貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

#### ② 設置者が行うこと

- ア 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2の規定に基づき、当該簡易専用水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- イ 小規模貯水槽水道の設置者は、簡易専用水道に準じて、当該貯水槽水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(4) 管理者による指導, 助言, 勧告

① 指導

貯水槽水道の管理について, 貯水槽の清掃をした方が良いと判断した場合等, 設置者に対して定期的な清掃等を伝え, 管理の充実について理解を得ようとする事。

② 助言

指導にも拘わらず, 貯水槽水道の設置者が十分な管理を行っていない場合, このまま放置することにより問題となる事項等を説明し, 再度管理の充実について理解を得ようとする事。

③ 勧告

再三の指導, 助言にも拘わらず改善が行われない場合の, 水道事業者としての最終的な対応で, この場合, 保健所からも指示, 命令等が行われる可能性があることを伝える。

[参考] 函館市保健所の指導等

「函館市簡易専用水道取扱指針」, 「函館市簡易専用水道の管理に関する事務処理要領」および「函館市飲用井戸等衛生対策要領」による。

(5) 管理者による利用者への情報提供

① 貯水槽水道を経由する水道水の仕組みや構造等

② 利用者からの依頼に基づき, 簡易水質チェック (色, 濁り, 臭い, 味残留塩素) および貯水槽施設への立ち入りした場合の状況等

③ 検査機関の紹介 ( (財) 函館水道サービス協会)

④ 情報提供の方法 (函館市水道局ホームページ, 水道局だより等)

(6) 簡易専用水道の設置者による貯水槽水道の管理および検査

法第34条の2で定める規定に従うこと。

(7) 小規模貯水槽水道の設置者による貯水槽水道の管理および自主検査

貯水槽水道の管理およびその管理の状況に関する検査は, 次によるものとする。

① 次に掲げる管理基準に従い, 管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回, 定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物, 汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色, 濁り, 臭い, 味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは, 水質基準に関する厚生労働省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは, 直ちに給水を停止し, かつ, その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

### 第3部 給水装置工事材料の取扱

1. 給水装置の構造および材質	1
(1) 給水装置の構造および材質の法的基準（水道法施行令第5条）	1
(2) 性能基準7項目の解説	1
2. 給水装置工事材料の性能基準の区分	2
3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法	3
4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法	4
5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示	5
(1) 適合性の表示方法	5
(2) 日本水道協会品質認証センター（第三者認証機関）の品質認証マーク	5
① 基本基準適合品に使用する認証マーク	5
② 特別基準適合品・技術的基準適合品に使用する認証マーク	6
(3) 第三者認証機関の共通認証マーク	6
(4) 自己認証品の基準適合証印	7
6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）	9
(1) 管および継手類	9
(2) 分岐用具	9
(3) 栓・バルブ類	9
(4) その他	10
参考資料 給水装置の構造及び材質の基準（施行令，省令）	11





# 第 3 部

## 1. 給水装置の構造および材質

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が政令で定める基準に適合しないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、またはその者に対する給水を停止することができる。  
(水道法第16条)

### (1) 給水装置の構造および材質の法的基準 (水道法施行令第5条)

- ① 配水管への取付口は、ほかの給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- ② 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用水量に比し、著しく過大でないこと。
- ③ 配水管の水圧に影響をおよぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- ④ 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水が汚染され、または漏れるおそれがないものであること。
- ⑤ 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
- ⑥ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- ⑦ 水槽、プール、流しその他水を入れ、または受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

※④、⑤、⑦は給水停止条件となる。

### (2) 性能基準7項目の解説

給水装置の構造および材質の基準に関する厚生労働省令により個々の給水管および給水用具が満たすべき性能基準は、次の7項目となる。

基準項目	解 説
①耐圧性能	水道の水圧により給水装置に水漏れ、破壊等が生じることを防止するためのもの。
②浸出性能	給水装置から金属等が浸出し、飲料に供される水が汚染されることを防止するもの。
③水撃限界性能	給水用具の止水機構が急閉止する際に生ずる水撃作用により、給水装置に破壊等が生ずることを防止するためのもの。
④防食性能	酸、アルカリおよび漏えい電流による侵食を防止するもの。
⑤逆流防止性能	給水装置からの逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生ずることを防止するためのもの。
⑥耐寒性能	給水用具間の水が凍結し、給水用具に破壊等が生ずることを防止するためのもの。
⑦耐久性能	頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、その結果給水装置の耐圧性、逆流防止等に支障が生ずることを防止するためのもの。

※ この性能基準に適合する給水装置工事材料は、すべて使用できる。しかし、性能基準に適合しない給水装置工事材料を使用した場合は、給水拒否または給水停止の要件となる。

## 2. 給水装置工事材料の性能基準の区分

7項目の性能基準は、すべての給水装置工事材料に一律に適用するものではなく、性能基準ごとに、その確保が不可欠な材料に限定して適用するものである。参考として次の表に性能基準ごとに適用する給水装置工事材料を示す。

性能基準	適用する給水装置工事材料
耐圧性能	すべての給水管および給水用具 (最終の止水機構の流出側に設置されるものを除く)
浸出性能	飲料に供される水に接触する可能性のある給水管および給水用具 〔適用対象の用具例〕 ○給水管 ○末端給水用具以外の給水用具 ・継手類 ・バルブ類 ・受水槽用ボールタップ ・先止め式瞬間湯沸器および貯蔵湯沸器 ○末端給水用具 ・台所用、洗面所用等の水栓 ・元止め式瞬間湯沸器および貯蔵湯沸器 ・浄水器、自動販売機、冷水器 銅合金を使用している給水用具などは、平成15年4月1日から施行される鉛に係る水質基準を満たすものでなければならない。
水撃限界性能	水撃作用を生じるおそれのある給水用具であり、具体的には水栓、ボールタップ、電磁弁、元止め式瞬間湯沸器等がこれに該当する。 なお、水撃作用を生じるおそれがあり、この基準を満たしていない給水用具を設置する場合は、別途、水撃防止用具を設置するなどの措置を講じなければならない。
逆流防止性能	逆止弁、減圧式逆流防止器、逆流防止装置内蔵型の給水用具
負圧破壊性能	バキュームブレーカー、負圧破壊装置内蔵型の給水用具、吐水口空間により逆流を防止する構造の給水用具 (ボールタップ付ロータンク、自動販売機、冷水器)
耐寒性能	凍結のおそれのある場所において設置される給水用具 なお、凍結のおそれのある場所においてこの基準を満たしていない給水用具を設置する場合は、別途、断熱材で被覆するなどの凍結防止措置を講じなければならない。
耐久性能	減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁、電磁弁等

### 3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法

給水装置工事材料の性能基準適合の証明は、製造業者等が自らの責任において行う自己認証が基本とされるが、第三者機関が製造業者等との契約により、認証する第三者認証も有効とされている。

自己認証	第三者認証
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 製造業者は、自らの責任のもとで性能基準適合品を製造し、若しくは輸入することのみならず、性能基準適合品であることを証明する方法。</li> <li>○ この証明については、製造業者等が自らまたは、製品試験機関等に委託して得たデータ、作成した資料等により行う。</li> <li>○ 具体例としては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社検査証印等の表示を製品等に行う。</li> <li>・ 性能基準を満たす試験証明書および製品品質の安定性を示す証明書を種類ごとに指定給水装置工事業者に提示する。 等が考えられる。</li> </ul> </li> <li>○ 性能基準適合であることの証明方法の基本となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中立的な第三者機関が、製造業者等との契約により、製品試験、工場検査等を行い、基準に適合しているものについては基準適合品として登録し、認証製品であることを示すマークの表示を認める方法。</li> <li>○ これは製造業者等の希望に応じて、任意に行われるものであり、義務付けられるものではない。</li> <li>○ 欧米諸国においては、一般的に実施されている。</li> </ul>

※ 性能基準適合品の確認方法

- ・ 厚生労働省給水装置データベースページ

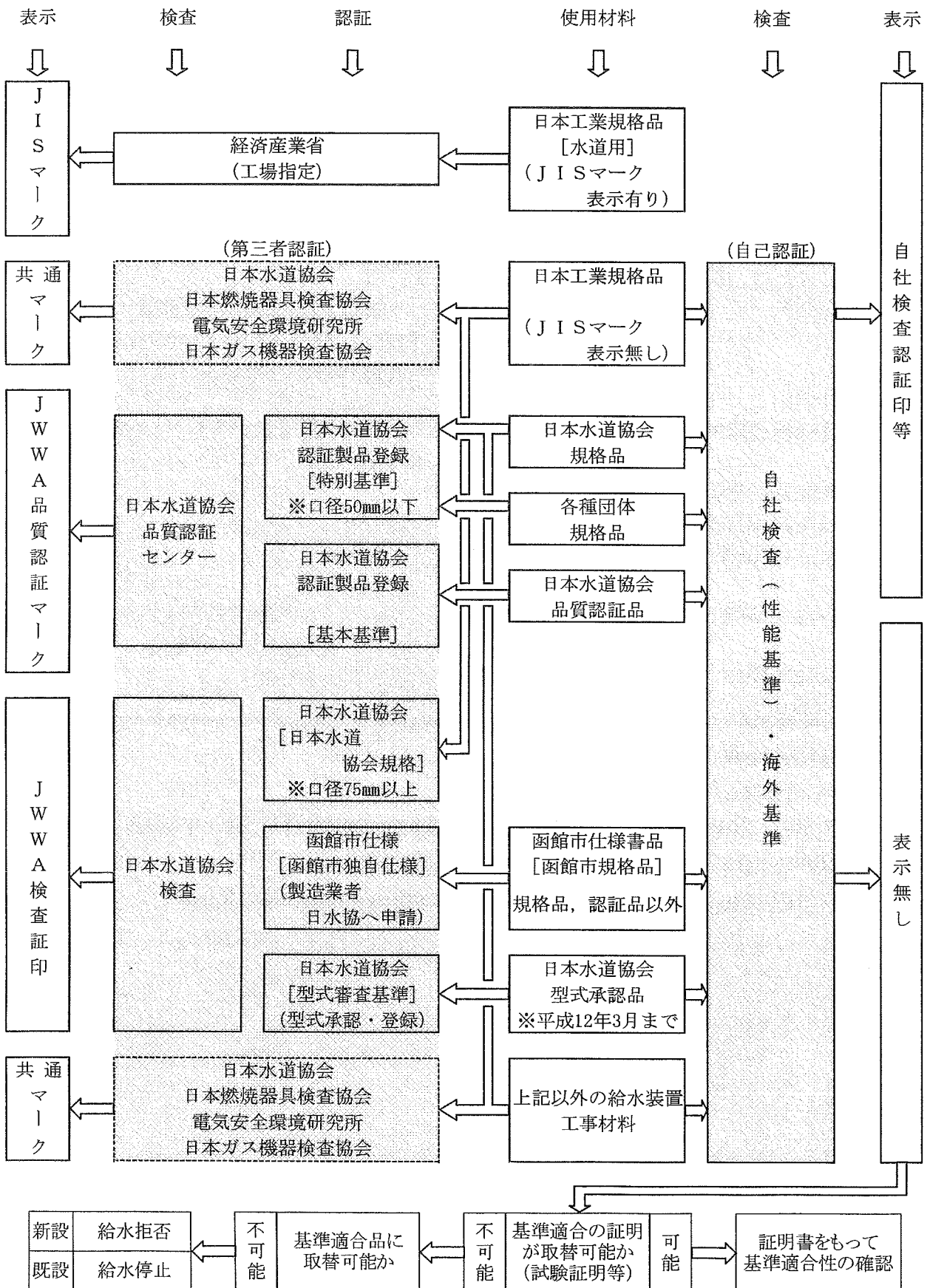
URL [http://www.jwrc-net.or.jp/tec/kyusuidb/KYU\\_Menu.html](http://www.jwrc-net.or.jp/tec/kyusuidb/KYU_Menu.html)

- ・ 日本水道協会品質認証センター品質認証検索ページ

URL <http://www.jwwa.or.jp/center/10kyusui/Index10.html>

#### 4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法

現時点における日本工業規格品，日本水道協会規格品等の各種材料の性能基準適合に関する証明方法の動き，その確認方法について次のフロー図を示す。



【取扱二】

## 5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示

規格および仕様品以外の製品については、製品に求められているすべての性能基準の項目について基準を満たしている適合性の表示方法として、消費者や工事業業者が確認しやすい任意の方法で、製品、梱包材、説明書等に自ら自社検査証印および認証マークが表示される。

しかし、その表示行為はあくまでも製造業者の任意であることから、表示のない製品については性能基準適合性の証明ができる試験証明書等の提出により確認するものとする。

### (1) 適合性の表示方法

適合性の表示方法（シールまたは印刷および打刻、鋳出し等）

	日本工業規格	日本水道協会 品質認証品	自己認証品	函館市仕様品
給水管および 給水用具	JISマーク	JWWA品質認証マーク	自社検査証印	JWWA検査証印等
		表示なし※	表示なし※	

※表示の有無は任意

### (2) 日本水道協会品質認証センター（第三者認証機関）の品質認証マーク

日本水道協会品質認証センターで認証した製品は、品質認証マークとして基本基準適合品に表示するマークと特別基準適合品・技術的基準適合品に表示するマークに分別される。

基本基準適合品とは、水道法第16条に基づく給水装置の構造および材質に関する基準に適合した製品をいう。

特別基準適合品とは、基本基準に他の性能項目についての基準を付加した基準であって、品質認証センターが認めた規格であり、JWWA規格等が該当する。

技術的基準適合品とは、水道事業用の資機材や薬品が厚生労働省令で定める基準に適合したものをいう。

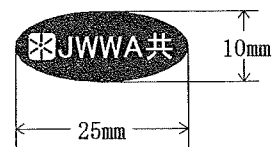
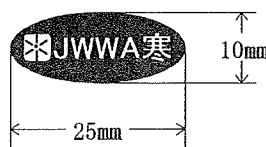
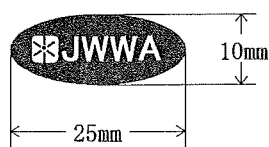
なお、JISマーク表示品については、品質認証センターでの認証はしないとされている。

品質認証マークは、シールまたは印刷のほか打刻、鋳出しまたは押印等で表示され、品質認証マーク種類および基本の形状・寸法は次のとおりである。

#### ① 基本基準適合品に使用する認証マーク

ア シールまたは印刷による場合の基本の形状・寸法および色調

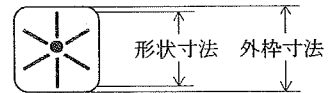
【取扱六】



推奨色調（地色 青色，文字 銀色）

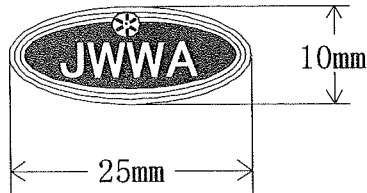
イ 打刻， 鋳出しによる場合の種類および基本の形状・寸法

種類	刻印， ゴム印， 鋳出し， 印刷等		
形状・寸法	4 mm	6 mm	9 mm
外枠・寸法	6 mm	8 mm	11 mm



② 特別基準適合品・技術的基準適合品に使用する認証マーク

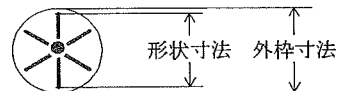
ア シールまたは印刷による場合の基本の形状・寸法および色調



推奨色調（地色 青色， 文字 金色）

イ 打刻， 鋳出しによる場合の種類および基本の形状・寸法

種類	刻印， ゴム印， 鋳出し， 印刷等		
形状・寸法	4 mm	6 mm	9 mm
外枠・寸法	6 mm	8 mm	11 mm



③ 記号の説明



日本水道協会記章

JWWA

Japan Water Works Association

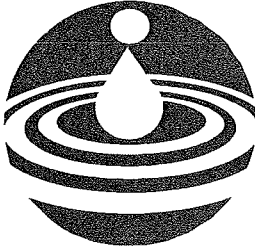




寒

寒冷地仕様製品

共

一般・寒冷地用共用仕様製品

(3) 第三者認証機関の共通認証マーク

共通認証マーク 	 <p>(社) 日本水道協会</p>	 <p>(財) 日本燃焼器具検査協会</p>
	 <p>(財) 電気安全環境研究所</p>	 <p>(財) 日本ガス機器検査協会</p>

【取扱六】

このマークは，第三者認証機関である以下の4機関の共通認証マークとして，製品に求められる「性能基準」（耐圧， 浸出， 水撃限界， 逆流防止， 負圧破壊， 耐久， 耐寒）に適合した製品に表示される。

認証機関名	住所	問合せ先
JWWA (社)日本水道協会	〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9	03(3264)2736 認証センター
JHIA (財)日本燃焼器具検査協会	〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船谷ノ前1751	0467(45)6277 検査部
JET (財)電気安全環境研究所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木5-14-12	03(3466)5183 お客様サービス部
JIA (財)日本ガス機器検査協会	〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル11F	03(5401)3994 機器技術部

#### (4) 自己認証品の基準適合証印

現行，自己認証するメーカーが現れていないため，今後，自己認証品の検査証印等が明らかになり次第登載する。





## 6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）

### (1) 管および継手類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 113 JWWA A 113	φ75～350(250)K形(NS形)3種管 モルタルライニング	(JIS G 5526) (JIS A 5314)
	JWWA G 113 JWWA G 112	φ75～350(250)K形(NS形)3種管 内面エポキシ樹脂粉体塗装	(JIS G 5526) (JIS G 5528)
水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G 114 JWWA G 112	φ75～350(250)K形(NS形) 内面エポキシ樹脂粉体塗装	(JIS G 5527) (JIS G 5528)
水道用ポリエチレン管	JIS K 6762	φ13～50第1種二層管(軟質)	NS形の切管には1種管使用
水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 (B形)	φ13～50	埋設用
	JWWA B 116 準拠品	φ13～25 オネジ付エルボ メネジ付エルボ	
水道用ライニング鋼管	JWWA K 116 JWWA K 132	φ13～50 塩化ビニルまたは ポリエチレン粉体塗装等	VD・PD 埋設用
水道用ライニング鋼管継手	JWWA K 150	φ13～50 塩化ビニルまたは ポリエチレン粉体塗装等	

### (2) 分岐用具

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
割丁字管	函館市仕様	φ75～350×40～200 (ポリエチレンスリーブ付)	
水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ75～350×20～25	
ポリエチレン管用 サドル付分水栓	JWWA B 136	φ40×20 φ50×20～25 A形(ボール式)	
分水サドルバンド	JWWA B 136 準拠品	φ40～50×13～25	止水機構なし 宅内分岐用

### (3) 栓・バルブ類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁 (ショート形)	JWWA B 122	φ75～250(旧函館市地区用:左閉じ)	
		φ75～250(旧亀田市地区用:右閉じ)	
水道用ソフトシール仕切弁 (ショート形)	JWWA B 120	φ75～250(旧函館市地区用:左閉じ)	※使用制限については次ページに記載
		φ75～250(旧亀田市地区用:右閉じ)	
水道用急速空気弁	JWWA B 137	φ75～350×13～25(7.5K)	
地上式消火栓	函館市仕様	φ150(3方向)	村瀬鉄工所製
水道用止水栓	JWWA B 108	φ13～50(甲形,内ネジ伸縮型)	
水道用減圧弁	JIS B 8410	φ20, 25	
水道用逆流防止弁	JWWA B 129	φ13～50(ばね式,単式)	
水道用逆止弁	JIS B 2031	φ75以上(スイング式 10K フランジ形)	
青銅弁(ネジ込み仕切弁)	JIS B 2011	φ13～50(10K)	弁棒上昇式
水道用鋳鉄フランジ	函館市仕様	φ50以上	

## (4) その他

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
仕切弁きょう	函館市仕様	1, 2号	
丸大型路面蓋	函館市仕様	FCD製 小蓋付き	
コンクリート大・中丸管	函館市仕様	大 $\phi$ 750×600 中 $\phi$ 450×300	
FRP製仕切弁きょう	函館市仕様	$\phi$ 13~50 (H=0.8, 1.2m)	
金蓋付角石	函館市仕様	L 300×W 300×H 140	
ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158		$\phi$ 75~350のDIPに被覆する。
FRP製バルブ標示杭	函館市仕様	L 45×W 45×H 450	
メーターボックス(A)	函館市仕様	中 L 480×W 380×H 450 大 L 610×W 395×H 450	中( $\phi$ 13, 20)・大( $\phi$ 25)
メーターボックス(KA)	函館市仕様	中 L 480×W 380×H 450 大 L 610×W 395×H 450	中( $\phi$ 13, 20)・大( $\phi$ 25) メーター位置改善工事用
メーターボックスB-1	函館市仕様	L 530×W 380×H 200	$\phi$ 13~25 (Aボックス使用) メーター位置改善工事用
メーターボックスB-2	函館市仕様	L 700×W 407×H 650	$\phi$ 13 : 4個 $\phi$ 20, 25 : 2個 $\phi$ 40 : 1個
メーターボックスKB-2		L 700×W 420×H 650 逆止弁の通路設置用铸铁蓋	
メーターボックスB-3	函館市仕様	L 700×W 600×H 650	$\phi$ 13, 20 : 4個 $\phi$ 25 : 3個 $\phi$ 40 : 2個
メーターボックスKB-3		L 850×W 610×H 625 逆止弁の通路設置用铸铁蓋	
メーターボックスB-4	函館市仕様	L 1000×W 700×H 650	$\phi$ 13, 20 : 6個 $\phi$ 25 : 5個 $\phi$ 40 : 3個 $\phi$ 50 : 1個
メーターボックスT-1	函館市仕様	L 1260×W 760×H 900	$\phi$ 50 : 1個
メーターボックスT-2	函館市仕様	L 1560×W 760×H 900	$\phi$ 75, 150 : 各1個
メーターボックスT-3	函館市仕様	L 1800×W 900×H 1150	$\phi$ 150 : 1個
メーター保護ボックス	函館市仕様	軽量コンクリート	
メーター保護ボックス蓋	函館市仕様	ABS樹脂製, 縞鋼板製 縞鋼板製チェーン付	

※ 水道用ソフトシール仕切弁 ( $\phi$  75~250) の使用制限について

○ 次の仕切弁については、水道用ダクタイトル铸铁仕切弁とする。

ア 水道メーター等の設置用の一次側仕切弁

イ 開発行為等で道路上に設置する場合、通常全閉状態（常鎖）として使用する  
箇所や将来常鎖として使用することが想定される仕切弁

ウ 配水本管 ( $\phi$  300以上) からの分岐箇所や流量調整箇所等で、制御して使用することが想定される仕切弁

※ 仕切弁および青銅弁の規格表示について

○ 道路上に設置した弁については、検査員が透明フィルムのタグを弁きょう等の蓋に取付け規格表示する。（施工年度、バルブ機種、口径、開閉方向等）

# 第 4 部

## 1. 総則

(目的)

- (1) この取扱は、函館市水道事業給水条例（昭和34年3月12日函館市条例第3号）（以下、「条例」という。）の第8条第1項の規定および函館市水道事業給水条例施行規程（昭和38年函館市水道局規程第4号）（以下「施行規程」という。）の第14条の2に規定する函館市水道局指定給水装置工事事業者（以下、「指定事業者」という。）について、必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

- (2) この取扱において用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- ② 「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
- ③ 「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
- ④ 「管理者」とは、函館市公営企業管理者をいう。
- ⑤ 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。
- ⑥ 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去の工事をいう。
- ⑦ 「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

## 2. 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請) . . . . . 法第16条の2第1項，法第25条の2

- (1) 条例第8条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
- (2) 指定事業者の指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、施行規程第14条の2の規定により、管理者に申請しなければならない。
- ① 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
  - ② 給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称および所在地ならびに、法第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名および当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
  - ③ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能および数
  - ④ その他厚生労働省令で定める事項

(指定の基準) . . . . . 法第 25 条の 3

(3) 管理者は、指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定をしなければならない。

- ① 事業所ごとに法第 25 条の 4 第 1 項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- ② 次に定める機械器具を有する者であること。
  - ア 金切りのこ, その他管の切断用の機械器具
  - イ やすり, パイプねじ切り器その他の加工用の機械器具
  - ウ トーチランプ, パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - エ 水圧テストポンプ
- ③ 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの
  - イ 法に違反して, 刑に処せられ, その執行を終わり, または執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
  - ウ 指定を取り消され, その取消しの日から 2 年を経過しない者
  - エ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - オ 法人であって, その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

(4) 指定の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- ① 前項(3)③のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- ② 法人にあっては定款または寄附行為および登記事項証明書, 個人にあっては, その住民票の写しまたは外国人登録証明書の写し

(5) 前項(4)①に規定する書類は、施行規則に定められた様式第 2 によるものとする。

(指定書の交付)

(6) 管理者は、条例第 8 条第 1 項の指定を行ったときは、指定事業者に函館市水道局指定給水装置工事事業者指定書 (第 1 号様式の 3, 以下「指定書」という。) を交付するものとする。

(7) 指定事業者は、事業の廃止を届け出たときまたは指定の取り消しを受けたときは、指定書を管理者に返納しなければならない。

(8) 指定事業者は、事業の休止を届け出たときまたは指定の停止を受けたときは、指定書を管理者に返納しなければならない。

(9) 指定事業者は、指定書を汚損し、または紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更の届出等) . . . . . 法第 25 条の 7

(10) 指定事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき、または給水装置工事業の事業を廃止し、休止し、もしくは再開したときは、次の各項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- ① 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 法人にあっては、役員の名
- ③ 主任技術者の氏名または主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

(11) 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更の日から 30 日以内に施行規則に定められた様式第 10 による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- ① 前項(10)①に掲げる事項の場合には、法人にあっては定款または寄附行為および登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しまたは外国人登録証明書の写し
- ② 前項(10)②に掲げる事項の場合には、施行規則に定められている様式第 2 による誓約する書類および登記事項証明書

(廃止等の届出)

(12) 法第 25 条の 7 の規定により事業の廃止、休止または再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、または休止したときは、当該廃止または休止の日から 30 日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から 10 日以内に、施行規則に定められている様式第 11 による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し) . . . . . 法第 25 条の 11

(13) 管理者は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 8 条第 1 項の指定を取り消すことができる。

- ① 法第 25 条の 3 第 1 項の指定の基準各号に適合しなくなったとき。
- ② 法第 25 条の 4 第 1 項または第 2 項の規定に違反したとき。
- ③ 法第 25 条の 7 の規定による届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。
- ④ 法第 25 条の 8 に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- ⑤ 法第 25 条の 9 の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- ⑥ 法第 25 条の 10 の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、または虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。
- ⑦ その施行する給水装置工事業が水道施設の機能に傷害を与え、または与えるおそれが大であるとき。
- ⑧ 不正の手段により指定を受けたとき。

(指定の停止)

(14) 前項(13)各号に該当する場合において、指定事業者に特段の事情があるときは、管理者は、指定の取り消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示) . . . . . 法第25条の3第2項, 法第25条の11第2項

(15) 次の各号に該当するときは、その都度公示する。

- ① 指定事業者を指定したとき。
- ② 指定事業者から給水装置工事業の廃止、休止、または再開の届出があったとき。
- ③ 指定事業者の指定を取り消したとき。
- ④ 指定事業者の指定を停止したとき。

### 3. 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等) . . . . . 法第25条の4第3項

(1) 主任技術者は、次の各号に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- ① 給水装置工事に関する技術上の管理
- ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造および材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認
- ④ 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡または調整を行うこと。
  - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
  - イ 給水装置工事に係る工法、工期その他工事の条件に関する連絡調整
  - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

(2) 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等) . . . . . 法第25条の4第1項, 第2項

(3) 指定事業者は、条例第8条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

(4) 指定事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

(5) 指定事業者は、主任技術者を選任または解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(6) 指定事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一つの事業所の主任技術者が同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。

ならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

#### 4. 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準等)・・・法第25条の8

- (1) 指定事業者は、法、政令、施行規則、条例、施行規程およびこの取扱ならびにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。
- (2) 指定事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。
  - ① 給水装置工事ごとに、3.(3)項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して3.(1)に掲げる職務を行う者を指名すること。
  - ② 配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、またはその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
  - ③ 前号に掲げる工事を施行するときは、管理者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。
  - ④ 主任技術者およびその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
  - ⑤ 次に掲げる行為を行わないこと。
    - ア 政令第5条に規定する給水装置の構造および材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
    - イ 給水管および給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
  - ⑥ 施行した給水装置工事ごとに、(2)①の規定により指名した主任技術者に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
    - ア 施主の氏名または名称
    - イ 施行の場所
    - ウ 施行完了年月日
    - エ 給水装置工事主任技術者の氏名
    - オ 竣工図
    - カ 給水装置工事に使用した給水管および給水用具に関する事項
    - キ 3.(1)③の確認の方法およびその結果

(注) ②の技能を有する者とは、旧日本水協北海道地方支部配管技工規程による配水管施工技能者ならびに(財)給水工事技術振興財団の給水装置配管技能講習修了者等をいう。

なお、耐震管(NS形等)の施工については、日本協の耐震継手配水管技能者に登録している者等をいう。

(設計審査および工事検査) . . . . . 法第 16 条

(3) 指定事業者は、設計審査を受けようとするときは、工事の施行前に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 給水装置工事申込書 . . . . . 1 部
- ② 設計図 . . . . . 1 部
- ③ 設計材料書 . . . . . 1 部

(4) 指定事業者は、工事検査を受けようとするときは、工事完了後速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 給水装置工事検査申請書 . . . . . 1 部
- ② 竣工図 . . . . . 1 部
- ③ 使用材料書 . . . . . 1 部
- ④ 水圧試験記録表 . . . . . 1 部

(5) 管理者は、前項に規定するもののほか、必要な書類の提出を求め、または前項に規定する書類の一部を省略させることがある。

(6) 管理者は、指定事業者が施行した給水装置に関し、法第 17 条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該工事に関し施行規則第 36 条第 1 号により指名された主任技術者または当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(7) 管理者は、指定事業者が給水装置の修繕をしたときは、設計審査および工事検査の書類を省略し、修繕工事報告書を提出させることができる。

(報告または資料の提出) . . . . . 法第 25 条の 10

(8) 管理者は、指定事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定事業者に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる。

(9) 函館市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理

管理者は、函館市水道事業給水条例施行規程第 14 条の 4 の規定により指定事業者の指定の取消しまたは停止に関する処分を行う場合の事務処理は、給水装置工事審査委員会で処理するものとする。

## 5. 経過措置

(1) 廃止前の函館市水道局指定水道工事店に関する規程（以下「旧規定」という。）に基づき函館市水道局指定水道工事店に指定されている者は、法の施行の日から 90 日を経過したとき（民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 107 号）附則第 2 条第 2 項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出をしたとき）は、旧規程に基づき交付された函館市水道局指定水道工事店指定書および標示板を管理者に返納しなければならない。



## 第5部 申請書等の様式

### 1. 申請書等の様式

#### (1) 給水装置工事設計審査申請関係

・ 給水装置工事申込書 .....	1
・ 給水装置工事 設計 使用 材料書 .....	3
・ 給水装置工事承認通知書 .....	5

#### (2) メーターの受け渡し関係

・ 水道使用開始申込書（3枚複写） .....	7
・ 水道メーター払出請求書（3枚複写） .....	8
・ 水道使用廃止申込書（3枚複写） .....	9
・ 水道メーター返納書（3枚複写） .....	10
・ 管洗浄用水使用申請書 .....	11
・ 管洗浄用水使用許可書 .....	12
・ 管洗浄用水使用報告書 .....	13
・ 管洗浄用水使用料金内訳書 .....	14

#### (3) 給水装置工事検査申請関係

・ 給水装置工事検査申請書 .....	15
・ 給水装置箇所現場写真（台紙） .....	16
・ 工事竣工検査表 .....	17
・ 占用工事完了届（道路管理者に提出用） .....	18
・ 路面復旧完了届 .....	20

#### (4) 立会検査の申請関係

・ 給排水立会検査予定台帳 .....	21
---------------------	----

#### (5) 修繕報告書関係

・ 修繕工事報告書 .....	23
・ 軽微な変更届 .....	24
・ 水道メーター亡失（き損）届 .....	25

(6) 給水条例施行規程様式 (抜粋)

・ 代理人選定 (変更) 届 .....	2 7
・ 管理人選定 (変更) 届 .....	2 8
・ 用途変更届 .....	2 9
・ 私設消火栓消防演習使用届 .....	3 0
・ 給水装置所有者変更届 .....	3 1
・ 消防用水道使用届 .....	3 2
・ 給水装置異状届 (表) 修繕費用内訳書 (裏) .....	3 3

第5号様式 (第36条関係)

水道使用開始申込書

(新設・改造・開栓用)

係長	係
----	---

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長様

施工者コード  施工者名   
 使用者番号

工事年月日 年 月 日

施工事由

給水装置設置場所		町名		番地号	
かたがき					
フリガナ				部屋位置	
使用者氏名				電話	
所有者		住所		電話	
氏名		氏名		( )	
代理人		住所		電話	
氏名		氏名		-	

取	付
口径	mm
番号	
検満	年 月
指針	本器
速本	副管
指針	
施工事由	

給水方式

受水タンク容量  上  下

設置者区分

認定番号  ー

所有区分

施工年月日 年 月 日 ー   
 メータ位置

業種コード	
業種態様コード	
検針月コード	
検針員コード	

摘要

備考 1 朱色で困ってある部分を記入してください。  
 2 この申込書はコンピュータの入力データとして使用されますので、ていねいに記入してください。

業者	払出者	係

No. \_\_\_\_\_ ①

### 水道メータ払出請求書

払出事由		新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成	年	月	日						
コード									丁目									
指定事業社名		給水装置設置場所				町番号												
口径	器種	数量			メータ番号				検満年月	指針								
	直読・電子・参考								-									
	直読・電子・参考								-									
	直読・電子・参考								-									
	直読・電子・参考								-									
	直読・電子・参考								-									
	直読・電子・参考								-									
	直読・電子・参考								-									
	直読・電子・参考								-									
	直読・電子・参考								-									
直読	13	20	25	40		計	電子	13	20	25	40	50	75		計	参考		計

確認	係

No. \_\_\_\_\_ 量水器係控②

### 水道メータ払出書

払出事由		新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成	年	月	日						
コード									丁目									
指定事業社名		給水装置設置場所				町番号												
口径	器種	数量			メータ番号				検満年月	指針								
	直読・電子・参考								-									
	直読・電子・参考								-									
	直読・電子・参考								-									
	直読・電子・参考								-									
	直読・電子・参考								-									
	直読・電子・参考								-									
	直読・電子・参考								-									
	直読・電子・参考								-									
直読	13	20	25	40		計	電子	13	20	25	40	50	75		計	参考		計

払出者	係

No. \_\_\_\_\_ 業者控③

### 水道メータ払出確認書

払出事由		新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成	年	月	日						
コード									丁目									
指定事業社名		給水装置設置場所				町番号												
口径	器種	数量			メータ番号				検満年月	指針								
									-									
									-									
									-									
									-									
									-									
									-									
									-									
									-									
									-									
直読	13	20	25	40		計	電子	13	20	25	40	50	75		計	参考		計

【取扱六】

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

水道局長 様

使用者 住所  
氏名 印

## 管洗浄用水使用申請書

下記の場所に設置した給水装置の管洗浄を行うため、管洗浄用水の使用許可を申請いたします。

給水装置設置場所	使用者 (指名給水装置工事主任技術者名)	管洗浄 メーター 口径	使用期間	予定使用水量 (m <sup>3</sup> )
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	

函水業第 号  
平成 年 月 日

様

函館市公営企業管理者  
水道局長

## 管洗浄用水使用許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった管洗浄用水の使用について、次の事項を条件に許可する。

- 1 給水装置設置場所 別紙のとおり
- 2 使用期間 別紙のとおり
- 3 使用水量 使用者は、検査員の立会による使用水量の確認後、速やかに管洗浄用水使用報告書を提出し、水量の認定を受けるものとする。
- 4 管洗浄用水使用料金 料金は、1 m<sup>3</sup> につき153円30銭で算定し、納入方法は料金課または各営業所（水道局指定金融機関）で納付する。

以 上

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

水道局長 様

使用者 住所  
氏名 印

## 管洗浄用水使用報告書

平成 年 月 日付函水業第 号で許可のありました管洗浄用水の使用  
水量について、下記のとおり報告します。

給水装置設置場所	使用者 (指名給水装置工事主任技術者名)	管洗浄 メーター 口径	使用期間	使用水量 (m <sup>3</sup> )
			~	
			~	
			~	
			~	
				計 m <sup>3</sup>

【取扱四】

平成 年 月分

## 管洗淨用水使用料金内訳書

料 金 課			業 務 課		
課 長	係 長	係	課 長	係 長	係

使 用 者	給水装置設置場所	使 用 量	水売却 料 金	内消費税 相当額
		m <sup>3</sup>	円	円
計	使用期間 箇所 ~	m <sup>3</sup>	円	円

【取扱六】



【11第受】

## 工事竣工検査表 (該当項目のみ□にレを記入)

給水装置設置場所	函館市	町丁目番	階数・戸数	戸階	検査年月日	平成 年 月 日
申込者氏名	指定事業者			指名主任技術者	印	

資 料	お よ び	現 地	検 査	の	内 容	資 料	お よ び	現 地	検 査	の	内 容			
竣 工 図 面 検 査														
検査種別および検査項目	検査種別および検査項目													
1 分岐部	給水器具	1 継 続	<input type="checkbox"/> 性能基準適合品の使用確認。 <input type="checkbox"/> 適切な接合が行われている。									給水器具		
	受水槽	2 給水用具	<input type="checkbox"/> 容量 $m^3$ 、 <input type="checkbox"/> 高置水槽 $m^3$ <input type="checkbox"/> 吐水口と越流面等との位置関係の確認。 間隔 ( cm)									受水槽		
		2 吐水口空間	<input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 温 泉 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 通水試験 <input type="checkbox"/> 通水後、各給水用具から放水し、水道メーター経由の確認、作動状態等の確認。									井戸水・温泉の使用		
2 水道メーター	1 容 量	<input type="checkbox"/> 止水栓の操作に支障がない。 <input type="checkbox"/> 止水栓は、逆付けおよび傾きがない。 <input type="checkbox"/> 逆流防止弁は、逆付けおよび傾きがない。 <input type="checkbox"/> 家屋の主配管は、構造物の通過を避けている。 <input type="checkbox"/> 道路内および宅地内の埋設深度は、所定の深さが確保されている。(写真)									水道メーター			
3 埋設管	2 止水栓	2 止水栓	<input type="checkbox"/> 傾きがなく、取扱要綱第1部4-(4)「水道メーター設置基準」に適合している。 <input type="checkbox"/> 傾きがなく、柱、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。 <input type="checkbox"/> 道路占用許可条件の通りである。									止水栓		
4 メーターボックス及びピット	逆流防止弁	逆流防止弁	<input type="checkbox"/> 給水用具が竣工図面と整合する。 <input type="checkbox"/> 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていない。 <input type="checkbox"/> 配管の口径、管路、構造等が適切である。 <input type="checkbox"/> 水の汚染および破壊、防食、浸透、凍結等を防止するための適切な措置がなされている。 <input type="checkbox"/> 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされている。 <input type="checkbox"/> クロスコネクションがない。(加圧循環式給湯設備等との接続を含む)									逆流防止弁		
5 きょう類	水道メーター	水道メーター	<input type="checkbox"/> 適切な接合が行われている。 <input type="checkbox"/> 性能基準適合品の使用確認。									水道メーター		
6 道路復旧	止水栓	止水栓	<input type="checkbox"/> 配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。									止水栓		
配管	1 配管	位置図	<input type="checkbox"/> 方位が記入されている。 <input type="checkbox"/> 隣接家屋の境界および距離が記入されている。 <input type="checkbox"/> 道路種別等付近の状況がわかりやすい。 <input type="checkbox"/> 建物の位置、構造等がわかりやすく記入されている。 <input type="checkbox"/> メーターから末端給水栓までの平面図に縮尺が正確に記入されている。 <input type="checkbox"/> 立面図が記入されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 平面図および平面管線詳細図と立面図が整合している。 <input type="checkbox"/> 分岐部および宅地内引込管の接続部のオフセットが記入されている。 <input type="checkbox"/> 各部の材料・口径および延長が記入されている。									位置図		
			2 接合	平面図	<input type="checkbox"/> 工事箇所が確認できるよう、道路および主要建築物等が記入されている。 <input type="checkbox"/> 工事箇所が明記されている。									平面図
					3 管種	立面図	<input type="checkbox"/> 平面図および平面管線詳細図と立面図が整合している。							

○ ○ ○ ○ ○ 様

(道路管理者名)

[占用工事完了届]

許可番号	住 所	氏 名
	函館市 町 丁目 番 号	

【取扱六】

函館市水道局

○ ○ ○ ・ ○ ○ ○ ○ ○ ○

(担当課・係名)

## (4) 立会検査の申請関係

- ・ 給排水立会検査予定台帳

